

昭和五十四年五月九日(水曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事

野中 英二君

理事

山下 德夫君

理事

岡田 哲兒君

理事

岡本 富夫君

理事

越智 通雄君

始開 伊平君

中西 啓介君

原田昇 左右君

前田治一郎君

山田 久就君

板川 正吾君

上坂 昇君

清水 中村 重光君

荒木 荒木弘毅君

中馬 弘毅君

出席國務大臣

官

通商産業大臣

官

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房長 通産業省基礎

産業局長

資源エネルギー

資源官

出席政府委員

官

出席政府委員

も努力を続けてまいり所存でございますが、さらに効率を高めるためには、新しい材料、技術等の研究開発が必要であります。このためには多額の費用とある程度の期間も必要であろうかと思いますが、これにより期待し得る製品一台当たりの効率の改善値は、現時点をベースに考えますと、そぞ極端に大きな数値とならないことであります。家電製品の普及台数から考えますと、たとえ一台当たりの効率改善はわずかでありますと、全体のエネルギー量から見れば相当な量となることは明らかであります。重要なことであらうかと存じます。

一方、家電製品を使います一般消費者にとりましては、一台当たりのエネルギー消費節約量、つまり電気代の軽減は製品によつてはごくわずかでありますので、従来の製品の使いやすさを犠牲にしたり、また価格にまで影響を及ぼしたりすることとは消費者にとって果たしてプラスかどうか疑問であります。したがって、この調和をいかにして行うかが家電業界としては重要なことと考えます。したがいまして、この立法に際し、あるいは施行、運用に当たりましては、この実態を十分御検討の上、たとえば第十八条の判断目標値の設定に当たりましては十分考慮していただきたいと存じます。

次に、家電製品のうちには、効率の改善をいかに行つても使い方が当を得ていなければ、結果的に省エネルギーとならない場合が多いということをござります。当業界といたしましては、家電製品の上手な使い方、すなわち省エネルギーのための注意を製品の個々の取り扱い説明書はもとより、映画、パンフレット等を作成いたしましてPRに努めてまいっておりますが、今回のこの法案と関連しまして、政府におかれましてはこの面の施策を十分配慮していただきたいと存じます。

次に、具体的例について家電業界が行つてきた省エネルギー化の実態を申し上げますと、冷凍冷蔵庫では、冷却効果の向上が省エネルギーのため最も重要なポイントであります。このためには、断熱材の開発、断熱性能の向上、コンプレッサーの効率向上等に努め、またヒーター類の合理化を進めてまいりました結果、昭和四十八年ごろの製品の年平均一ヶ月の消費電力量を「〇〇」といたしまして、昭和五十一年には七五%に、さらに現在では約五五%と約半減いたしております。家電製品の普及台数から考えますと、たとえ一台レート型千八百キロカロリークラスのものについて申し上げますと、昭和四十八年ごろまでの消費電力を「〇〇」といたしまして、昭和五十年以降は約八五、昭和五十三年からは六六ぐらいになっておりまして、昭和四十八年に比べ省電力化は三〇%以上となっております。機器側の対策をいたしましては、一番、熱交換器の形状を改善して熱交換能力の向上を図つたこと、二番、コンプレッサーの効率を上げたこと、三番、冷気の流れの改良を進めたこと、四番、自動温度調節機構の新開発によるむだな運転制御したことなどが主なものでございます。

こうした努力の結果が、いま申し上げましたような数値の推移となつておりますと、かつ当該機器のエネルギー消費効率化といったものをカタログに自主的に表示しております。

最後に、これから対応について申し上げます。

○橋口委員長 次に、山本参考人にお願いいたします。

○山本参考人 ただいま委員長から御名前をいたしました日本自動車工業会の常任委員会委員長の山本重信でございます。商工委員会の諸先生におかれましては、平素から自動車産業に関しまして高いお立場から格別の御指導、御高配を賜つておりますことを厚く御礼申し上げます。

私どもは、今日エネルギー問題が国内外を問わず緊急かつ重要な問題であることを十分に認識いたしまして、社会的責務としてこの問題の解決のために最大限の努力を傾注する所存でございます。

御高車のとおり、自動車はいまや国民の足として、また産業活動を支える動脈といたしまして、自動車を製造するために使用するエネルギーと、ユーザーが自動車を走らせるために使用するエネルギーとがございます。

まず、自動車の製造段階のエネルギーの低減につきましては、私どもは真剣に、そしてきめの細

す。エアコンでは、この法案にもあるように、住宅の断熱効果、すなわち建築材及び構造等による影響が大きいので、機器側の効率向上も含めて総合的に電力消費を少なくするよう検討することが必要でございます。業界といたしましては、機器の効率向上について、技術面は言うに及ばず、関連分野との連係についても真剣に取り組んでまいります。

つきましては、本法案第二十二条の金融及び税率の措置、第二十三条の研究開発の推進及びその成果の普及等の措置、及び第二十四条の国民の理解を深めるための教育、広報活動の実施などの面で、格別の御配慮をいただければ幸甚でございます。当業界といたしましても本法案の実施により、エネルギーの使用についての合理化は着実に促進されるものと信じております。

これで終わります。(拍手)

○橋口委員長 次に、山本参考人にお願いいたします。

○山本参考人 ただいま委員長から御名前をいたしました日本自動車工業会の常任委員会委員長の山本重信でございます。商工委員会の諸先生におかれましては、平素から自動車産業に関しまして高いお立場から格別の御指導、御高配を賜つておりますことを厚く御礼申し上げます。

私どもは、今日エネルギー問題が国内外を問わず緊急かつ重要な問題であることを十分に認識いたしまして、社会的責務としてこの問題の解決のために最大限の努力を傾注する所存でございます。

御高車のとおり、自動車はいまや国民の足として、また産業活動を支える動脈といたしまして、自動車の燃料消費率は、総合的に見まして世界最高の水準にあると言えると存じます。これは昨今の国々の省エネルギー施策と軌を一にするものです。したがいまして、私どもは從来から燃料消費率の向上のためには懸命の努力を続けてまいつております。その結果、わが国で製造される自動車の燃料消費率は、総合的に見まして世界最高の水準にあると言えると存じます。これは昨今の国々の省エネルギー施策と軌を一にするものです。したがいまして、今後とも最大限の努力を積み重ねてまいる所存でございます。

次に、国際的な情勢につきまして若干触れてみたいと存じます。

米国におきましては昭和五十年にエネルギー政策・保全法が制定されまして、自動車の燃料消費率が規制されることになりました。これは、米国では、自動車のガソリン消費量が石油の全消費量の約四五%，量にして約四億キロリットルと、わが国の十二倍以上に達する状況でございますので、米国のエネルギー節約の大きな柱として取り

上げられておるわけござります。この規制は昭和五十三年から始まり、昭和六十年に最終目標を達成する計画になつております。このために米国の自動車メーカーは、月ロケット計画、いわゆるアポロプロジェクト等で開発されました技術はもとより、現在開発中のスペースシャトル等の分野の技術を広く自動車に応用いたしまして、燃料消費率の目標達成に努力いたしております。その経費は約七百億ドル、円にいたしまして十五兆円に上る大規模な計画でございまして、今後数年間に全車種を小型化、軽量化するために全面的なモデルエンジンを実施する予定と聞いております。

今まで米国のメーカーは、どちらかといままで小型車にはさほど力を入れておりませんでしたが、これからはよいよ小型車部門に本腰を入れ始めた次第でございます。この計画の実施によりまして、米国メーカーは自動車の燃料消費率の向上を図るだけでございませんで、広くあらゆる分野の技術開発の成果を取り入れまして、自動車の総合的な性能の画期的な向上改善を実現しようとしております。しかも、これらの車両を単に米国内だけでなく、世界的な規模で生産し、販売する、いわゆるワールドカー構想を展開しようとしております。この結果、米国車は日本車とすべての領域で真っ向から競争することになります。私どもは、このように容易ならざる事態を迎えておりますので、これに対応いたしまして、より一層の燃料消費率の改善と同時に、車の総合的な性能の向上に努めまして、国際競争力を確保いたしまして、この点先生方におかれましても十分な御理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

ただいま申し上げましたように、米国車は燃料

消費率の改善と総合的な性能の向上を図ろうとしておるわけでございますが、これは従来の大型車中心の構成から、小さくて燃料消費率のよい小型車の分野に進出し、そこで日本車の水準に追いつき、さらに追い抜こうとしておるわけでございました。これに対しまして、日本車の場合はすでに小

型化され、燃料消費率も総合的に見て世界最高の水準に到達いたしておる状況でござりますので、さらにこれ以上燃料消費率の改善を図るということは簡単ではございません。したがいまして、車両全般にわたるすべての部分につきまして、じみたしておる段階に来ております。このためには、新しい材料の開発、新しいメカニズムの開発あるいは空気抵抗を低減するための車の形状の変更など、すべての面にわたって一つづきめ細かな改良をしております。

こういう情勢でござりますので、米国の場合とすると小型車にはさほど力を入れておりませんでしたが、これからはよいよ小型車部門に本腰を入れ始めた次第でございます。この計画の実施によりまして、米国メーカーは自動車の燃料消費率の向上を図るだけでございませんで、広くあらゆる分野の技術開発の成果を取り入れまして、自動車の総合的な性能の画期的な向上改善を実現しようとしております。しかも、これらの車両を単に米国内だけでなく、世界的な規模で生産し、販売する、いわゆるワールドカー構想を展開しようとしております。この結果、米国車は日本車とすべての領域で真っ向から競争することになります。私どもは、このように容易ならざる事態を迎えておりますので、これに対応いたしまして、より一層の燃料消費率の改善と同時に、車の総合的な性能の向上に努めまして、国際競争力を確保いたしまして、この点先生方におかれましても十分な御理解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

まず排出ガスの浄化につきましては、世界一厳しい規制であります乗用車の五十三年度排出ガス規制への対応を完了いたしましたがございま

す。引き続きまして五十四年トラック排出ガス規制並びに騒音規制に対応中であります。その後、より厳しい規制の検討が進められております。また安全につきましては、従来の規制に加えまして、安全基準長期方策が検討されております。これらの排出ガス規制、騒音規制並びに安全規制などとの間には、いわゆるトレードオフの関係がござりますので、この点について総合的な御判断を賜りますようお願いを申し上げます。また、自動車の走行環境条件の整備並びに自動車の合理的な利用方法や運転方法の普

及のための施策の御推進をお願い申し上げます。最後に、私どもは国の施策でありますエネルギー節約につきましては、最大限の努力をいたす所存でござりますことを再度申し上げまして、私の陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○橋口委員長 次に、春日参考人にお願いいたします。

○春日参考人 私、ただいま指名されました硝子鐵維協会の会長をしております春日でございます。本委員会におきまして、エネルギーの使用の合理化に関する法律案につきまして一言申し上げます。

私たちもいたしましては、主としてこの法律案の第三章、民生部門の「建築物に係る措置」について申し上げたいと存じます。

さらに、自動車の合理的な利用の仕方あるいは急進進とか急ブレーキあるいは無理な追い越しというようなことをしないように、まだのない運転の方法を普及させることが自動車の燃料の節約に大きく役立つことと存ずるのでござります。

以上、自動車に関する実情につきまして若干所見を申し述べさせていただきましたが、現在御審議中のエネルギーの使用の合理化に関する法律案につきましては、私どもいたしましては基本的に時宜を得たものと存じております。その運用に当たりましては、何とぞ業界の実情を十分御勘案いただくようによろしくお願ひを申し上げます。

たとえば、燃料消費率の向上につきましては、先ほど申し上げましたように、技術の研究開発から始まりまして、自動車全体にわたる改善を必要といたしますので、実情に即した対応ができるよう、十分な御配慮、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、燃料消費率の向上と排出ガス規制、騒音規制及び安全規制などとの間には、いわゆるトレードオフの関係がござりますので、この点について総合的な御判断を賜りますようお願いを申し上げます。また、自動車の走行環境条件の整備並びに自動車の合理的な利用方法や運転方法の普

そもそもこの法案の基本的な考え方は、建築主の自主的努力による節約でありまして、その判断基準、すなわちガイドラインを示しまして必要な指導、助言を行うことを骨子としております。これは欧米の例を見るごとく、強制罰則的なものではありません。わが国におきましては初めての省エネルギーに関する法律でありますので、国民の理解、協力を得ながら摩擦なく逐次効果を上げていくことが実情に即したものと思われます。

半面、急速な効果を期待することは困難かもしれません。しかしながら、この省エネルギー法案は、エネルギー事情の変化に応じまして基準の改定もできますし、また助成の策といたしまして金融上あるいは税制上の措置、技術開発の措置、教育、広報活動の努力もなされることになつてお

り、適切な運営によつてはその効果がきわめて大きく期待できるものであります。

このように、本法案は欧米の強制罰則型ではなく、指導、助言の誘導型であります。したがいまして、まず第一にこの法案をできるだけ早く成立させていただき、その実施に当たり特に次の四点を留意すべきであると思ひます。

一つといたしまして、これは施主の自主的努力でありますので、理解、協力を得られるような教育、広報活動の実施、二つとして、適切なるガイドラインの設定、三つといたしまして、これを実施する場合の行政の熱意のある指導、助言、四つとしましては、欧米においても大きく取り上げられております促進効果のある金融及び税制上の優遇助成策、以上の四点を積極かつ強力に推進し、目的の実現を期すべきだと思います。

なお、若干加えさせていただきますと、わが国の民生部門のエネルギーの使用量は、現在、国全体の使用量の約二〇%であります。欧米の三〇ないし三六%に比べますと比較的に低水準にありますけれども、わが国の生活並びに居住の水準の向上が成るとともに、この分野のエネルギーの使用量は欧米のそれに近づいていくものと考えられます。現に、昨年の夏はクーラーの増加となり、

冬は暖冬でありましたにもかかわらず、前年度に比べましてその使用量は増加しております。

このように、生活の向上とともに確実に増加傾向にある中で、その居住水準を落とさずに冷暖房のエネルギーを節約するためには、建築物、特に住宅の断熱化が何よりも必要であります。たとえば、昭和六十年度にすべての住宅に五十ミリの断熱材を使用したといたしますと、その年に必要とする石油輸入量の四・八%の節約になります。五十三年度においても同様に冷房用電力を考えますと、黒四ダムの十一カ所分の電力が節約されます。このようすに断熱構造化はきわめて効果の大いかな、重要な省エネルギー対策であります。

以上、この法案の第三章にありますように、建物の断熱構造化を図り熱損失を防止するということは、まことに妥当なことと考えられます。

なお、欧米では、建築基準法の中で強制的なものとし、これを定めておりますが、日本の冷暖房の水準はいまだその域に達しておりません。それで、本法案で熱損失防止につきまして、建物の設計及び施工に関する指針を定めることになつておりますが、これまた適切であると思われます。

日本の夏は暑いので冬は暖かいということが一般に思われておりますが、冬、東京はロンドンよりも寒いのであります。名古屋とパリはほぼ同じ寒さであるにとかかわらず、日本の断熱材の使用量はまことに少なく、一人当たりフランスの八分の一、アメリカの十三分の一、スウェーデンでは三十分の一というように、住宅の断熱化をきわめておくれております。

現在つくります建物は、エネルギーが不足を来す二十一世紀まで存続するものであります。これからますます高価格になるエネルギーの消費を少くして、高い居住水準が得られる住宅、建物をいまから建設していく必要があるかと存じます。すべての建物を一時に断熱化するということはなかなか困難であります。毎年毎年、逐次ストックをしていくより仕方がありません。また、約

三千万戸と言われる既存の建物にも、部分的にどうしても断熱化をし、質の向上、省エネルギー化を実施する必要があります。ちなみに、アメリカにおいては、すでに既存の建物は六割以上断熱化がされておりますが、日本はいまだ一〇%なのであります。

以上、そのためにはこの法案を早急に成立させていただき、広報活動を活発に行い、適切なる基準を定め、指導、助言を行ふとともに、断熱化に対する欧米並みの融資、減税、補助等の助成策を積極的に推進し、省エネルギーの目的を達すること再度お願いいたします。私の意見を終わらしていただきます。(拍手)

○橋口委員長 次に、熊谷参考人にお願いいたします。

○熊谷参考人 私は、日本鉄鋼連盟のエネルギー対策委員会の委員長を務めております熊谷でござります。本日は、エネルギーの使用の合理化に関する法律案につきまして、鉄鋼業界としての立場から意見を述べさせていただき機会を与えてられましたことに対しまして、まずもって心から御礼を申し上げます。

御承認のとおり、わが国の鉄鋼業のうち、電炉メーカーにつきましては購入電力がエネルギー資源の主体を占めております。また、鉄鋼生産の八〇%内外を占めます銑鋼一貫製鉄所のエネルギー資源の主体は原料炭であります。いずれにいたしましても、鉄鋼業においては生産コスト中に占めるエネルギー費の割合が大きいため、かねてから省エネルギーを本質的な課題として懸命に取り組んでまいりました。特に昭和四十八年末の石油危機以降は、省エネルギーについてさらに格段の努力を傾注してまいっております。その結果、四十八年度を一〇〇としたエネルギー原単位は、五十三年度には九二以下にすることができました。この原単位八%の向上は、仮に石油に換算しますと、五百万キロリットルの節約を行つたことに相当するものであります。

このようなエネルギー節約の効果を上げました

原動力は、鉄鋼業界の労使が石油危機以降の減速をいち早く目覚し、合理化とコストダウンに徹し、その一環として省エネルギーについて格段の努力をいたしました結果でございます。

具体的に申し上げますと、その対策は、高炉燃焼炉の引き下げあるいは加熱炉の温度制御などを含むエネルギー使用面での自主的な管理の強化。二番目が、無加熱圧延などに代表される生産プロセスの合理化。三番目が、高炉炉頂圧発電、加熱炉の廃熱回収などに代表される省エネルギー設備の新設など、多岐にわたる対策をとつてまいりましたが、これまでのところは管理の強化や生産プロセスの改善が主流となつてゐるのが現状でございます。

以上、簡単に鉄鋼業におけるエネルギー節約の実態を御説明申し上げましたが、次に、エネルギーの使用の合理化に関する法律案について、若干の意見を述べさせていただきたいと思います。第一は、本法律案においては、エネルギーを消費するあらゆる部門をその対象として所要の措置を講ずることになつておりますが、このことはまさに当を得ていると思います。

わが国におきましては、エネルギー消費に占める産業部門のウエートが各国に比して高いのは御承認のとおりでございます。したがいまして、産業界において省エネルギーについて真剣に取り組む必要があることは当然であります。しかし、鉄鋼業界において省エネルギーについて真剣に取り組む必要があることは、もちろん、鉄鋼業界においても必要であります。しかし、鉄鋼業界においても必要であります。その結果、現在のところ、欧米の鉄鋼業界に比較いたしまして、格段にすぐれた効率的な使用を行つておりますが、今後さらに一層の努力を傾けて、この改善を図つてまいります。

しかしながら、エネルギーの節約は産業界のみではなく、国民一人一人が実施するといふこととが、国際的ないわゆる対外政策としてもまた同時に必要であることは申し上げるまでもないところ

このように考えますと、本法案が民生用機器等

を含めて節約策を講じておることは、省エネルギーを国民的課題として強力に推進する必要がある。今日、きわめて結構な措置と考えます。

第二は、事業者の判断の基準となるべき事項の設定についてでございます。

鉄鋼業界のみならず、各産業界は各種の省エネルギー対策をすでに自主的に展開しているところでございます。しかし、これには多少まちまちのところがありますので、省エネルギーについて、今後的情勢の変化に立脚した事業者の判断基準を政府が公表されることは、すべての産業界が整合性を持つてその目標に向かって総合力を挙げて一歩前進するという意味において、適切な措置であると考えます。

しかしながら、この目標に到達するための具体的な実施策については、各企業それぞれの実情に応じた創意工夫と自主的活動を尊重し、これにゆだねるべきでありまして、画一的な細部にわたる規制はできるだけ避けるべきであると考えます。さきにも鉄鋼業における省エネルギーの成果について申し上げましたが、過去五年間における8%の省エネルギーのうち、従業員すべての自主的管理を含むじみちな工夫や努力の積み上げ効果がその半分以上を占めているのであります。第三は、金融及び税制上の助成措置についてであります。

さきに、これまでにわれわれが省エネルギーについて実施してきたものの主なものは、操業努力や管理強化であったことを申し上げました。しかし、この方向での省エネルギーにはもはや鉄鋼は限界が参っております。つまり、比較的容易で効率的にも投資効率の少ないテーマにも取り組まざるを得ないと思います。たとえば鉄鋼業で申し上げますと、炉頂圧発電、加熱炉の廢熱回収、連続

鋳造設備など、これまで行ってまいりました設備対策に加えまして、今後はスラグ類からの顯熱回収、低温ガスからの熱回収など、困難な問題に取り組まざるを得ないと想いますが、このために長い期間にわたる大きな研究開発と相当の設備投資が必要であります。

現在、すでに省エネルギー設備に対しましては多少の金融、税制上の優遇措置が、また研究開発につきましても多少の助成措置が講じられてはおりますが、いま申し上げましたような見地から、これらの助成措置の一層の拡大が望まれると思いまます。特に私は中小企業に対する格段の配慮が必要ではないかと思うのでございます。

以上をもしまして、私の参考人としての意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○橋口委員長

次に、鎌田参考人にお願いいたしました。

○鎌田参考人 鎌田でございます。私は、エネルギーの使用の合理化に関する法律案に基本的に賛成する立場から、私の考えを申し述べたいと思います。

O 橋口委員長 次に、鎌田参考人にお願いいたしました。

基本的には賛成するのは、中長期的な国際エネルギー情勢の不安心性、その中のわが国エネルギー事情のもうさから見て、エネルギー需要面での他の各種対策の推進と並んでわが国緊急の課題であること、そして、この法律案の成立が、そうした省エネルギー対策の中核として重要なことがあります。

世界最大の石油輸出国サウジアラビア、世界第二位の石油輸出国イランを擁し、世界の石油輸出の大半を占める中東でのこのような政治的軍事的情勢の不安定性が、世界の石油供給をいつ混乱に導くかもしれない状態にしていることは明らかであり、それと絡んでのOPECの石油政策の動向が、高価格化・価格上昇への方向へ向かう傾向を内在していることも否定できません。

以下、賛成理由の個々の点についての私の考え方を明らかにしたいと思います。

まず第一の中長期的な国際エネルギー情勢の不安定性の問題であります。昭和四十八年秋の石油危機を一つの契機にいたしまして、世界の石油供給構造は不安定性を増し、その結果として、高価格・価格上昇の方向に向かいつつあると見ざると言ふことができます。今後一層のエネルギー節約を進めるためには、開発期間が長く、かつ経済的にも投資効率の少ないテーマにも取り組まざるを得ない雲行きになっております。四十八年の石油

油危機は世界経済に大きな衝撃を与え、その後遺症が長く尾を引いておるわけでございますが、その反面、その後の長期にわたる世界景気の停滞で、世界の石油消費が伸び悩みとなつていて、とにかく一般的にはエネルギー危機の認識が薄れがちのように見受けられてきているのであります。

しかし、昨年来のイランの政情不安と革命によるイラン石油の供給停止と供給減少は、世界の石油情勢を大きく振り動かし、国際エネルギー情勢がいかに不安定な状況の上に立っているかを改めて強く印象づけたのであります。イランの政情は鎮静化に向かっているように見えるものの、なお予断を許さぬ情勢とも言われておりますし、伊朗情勢がサウジアラビアなど、他のOPEC諸国への波紋を広げることも見逃せません。先ごろのOPECの石油値上げ半年繰り上げ決定は、そうした波紋の一つとも見られております。今後さらに価格が上昇するとの見方も有力であります。しかもエジプト、イスラエルの単独和平に対する他のアラブ諸国の反発、中東をめぐる各国間の角逐などを考えますと、中東ではいつ何が起こるかばかり知れぬとも言われているのであります。

世界最大の石油輸出国サウジアラビア、世界第二位の石油輸出国イランを擁し、世界の石油輸出の大半を占める中東でのこのような政治的軍事的情勢の不安定性が、世界の石油供給をいつ混乱に導くかもしれない状態にしていることは明らかであり、それと絡んでのOPECの石油政策の動向が、高価格化・価格上昇への方向へ向かう傾向を内在していることを否定できません。

それならばこうした当面する情勢の見方を踏まえまして、中長期的な国際エネルギー情勢をどう見るかという点でございますが、これにつきましては、昨年から昨年にかけて、各國の政府機関、調査機関、専門家たちが、将来のエネルギーの見通しにつきまして、ある者は一九八〇年代と

二のエネルギー危機が到来するという警鐘を乱打したのであります。他方、昨年後半あたりからは、長期の世界不況に基づく石油需給のだぶつきから、将来のエネルギー見通しについての楽観論が出てきています。

一体これらをどう考えたらいいのか。世界のエネルギー情勢を見る場合に、それに大きな影響を与える要因として、一つは中東をめぐる政治、軍事情勢がどう変わるか。第二は世界のエネルギー需要の見通しと省エネルギーの進展状況。第三はOPECの石油生産政策とその供給規模。第四はOPEC以外の国々での石油供給見通し。第五は米国の石油需給と石油輸入の規模。第六は東欧共産圏にエネルギーを供給しておりますソ連における石油輸入の可能性。第七には代替エネルギーのOPEC以外の国々での石油供給見通し。第八はOPECの石油生産政策とその供給規模。第六は東欧共産圏にエネルギーを供給しておりますソ連における石油輸入の可能性。第七には代替エネルギーの開発度合いといふことになるであります。それらの全体的見通しいかんによりまして、供給量と価格の面でのエネルギー危機が来るか否かの判断が分かれるのであります。

先ほど申しました警戒論、樂觀論、それなりの理由があるわけでありまして、また問題が将来の見通しに属する以上、私といたしましては、どちらが一方的に正しく、他が一方的に間違っているとは言い切れない点があるのであります。しかしながら、はつきり言えることは、中東をめぐる政治的、軍事的情勢の不安定性、またOPECの石油資源の現存的、石油制限的な政策動向などから見ました場合に、世界のエネルギー情勢が中長期的にも不安定性に満ちていること、そして今度のイラン革命の場合に、イランの問題の場合に見られるように、わずかに一つの前提条件が崩れても全世界の展望が崩れてしまうこと、そうした供給の不

安定性はほとんど直ちに価格の上昇に結びついていく可能性が強いこと、以上の点は非常にはつきり申し上げられることなのではないかと思うのであります。

次に、冒頭申し上げました第二の点、わが国エネルギー事情の脆弱性についてでございますが、この点につきましては、エネルギー消費量、石油

消費量が自由世界第二位の規模に上つております。わが国の石油依存度、輸入エネルギー依存度が、主要先進国中最も高いことを数字に徴してみれば足りると存するのであります。

しかも、エネルギーは産業活動、国民生活に欠かせないものであります。わが国経済が雇用、福祉などの面への配慮から、今後も安定的に成長していく必要があるとの前提に立てば、そのためには必要な一定量のエネルギーは今後も確保していくなければならぬわけであります。またエネルギー開発のリードタイム、計画から開発までの懐妊期間が、いまほほ十年くらいかかるということを考えますと、十年後に見込まれる危機に対しましては、いまから対処しておかなければ間に合わない。そのときになってあわてもお手上げになるということになります。そだとすれば、国際エネルギー情勢の展望、わが国のエネルギー事情から見まして、わが国としては、経済上の安全保障を守るために、将来の危機に備えての総合エネルギー対策を真剣に推進しなければならないことは、ほぼ国民的常識と言えるのではないかと考えられます。

そこで、冒頭第三に述べましたように、そらした総合エネルギー政策の大きな柱となるのが省エネルギー政策なのあります。

エネルギー供給面における脱石油、脱中東の政策、つまり脱石油の代替エネルギーの開発と、脱中東を目指す石油供給の確保と並びまして、需要面での省エネルギー政策の推進は、国民全体がいまや一丸となつて取り組むべき国家的命題とさえ言えると想うのであります。

省エネルギーにはエネルギーの有効利用とむだ遣いをやめる、浪費をやめるという二つの側面があるわけであります。いまありますところの長期けれども、しかいま手がかりになるその見通しによりますと、昭和六十年度には、対策促進ケースといたしまして一〇・八%の省エネルギーを見

込んでおる。つまり七億四千万キロリットルの需要のうち、八千万キロリットルの省エネルギーを達成しようとしておるのであります。省エネルギーは、きれいな安全なエネルギーをそれだけ確保したに等しい効果があるわけでありまして、エネルギー資源、石油資源の全く乏しいわが国の場合、非常に重要な施策と考えるのであります。

しかしながら、一人当たりエネルギー消費量が米国の三分の一で、せい肉の少ない体质のわが国の場合、今後の省エネルギーには、国全体としてのじみちで息の長い大きな努力が求められると思います。それだけに今度の法案によるような各種対策の推進がどうしても必要であります。

この法案は総合エネルギー調査会省エネルギー部会、私はこの委員の一人であつたわけであります。ですが、その報告にうたつてあります次の部分、つまり「省エネルギー政策とは、福祉水準の向上、雇用の維持、国際社会で果すべき我が国の責務など諸々の社会的要請を満しながら、エネルギーを消費する各段階で無駄を省き、可能な限り効率的にエネルギーを使用することができるようになります。簡単に私の考えを申し上げたいと思います。

○橋口委員長 次に、八田参考人にお願いいたします。

○八田参考人 私は東海大学工学部の八田でございます。簡単に私の考えを申し上げたいと思います。

いわゆる省エネルギー法で、エネルギーとは燃料及びそれを熱源とする熱並びに電力と定義しております。簡単にわかりやすいと思います。また法案の内容として、工場などにおける廢熱の回収利用とか、熱損失の防止とか、電力使用の合理化といった、工場におけるエネルギーのむだな使用の発生している個所についてガイドラインを設定し、産業部門のエネルギー使用の合理化を進めるとともに、建築物の省エネルギー構造化、機械器具の効率化といった措置を取り上げることは、現時点として妥当な内容だと考えております。

ところで、現段階では直ちに一律的なガイドラインとして取り上げるのは非常にむずかしい問題ですでの、当面本法案のような措置が妥当だと思いませんけれども、今後の課題として、エネルギーの質を考えた有効エネルギーあるいはエキセルギーの効率的利用の推進に努めていけば、省エネルギーはさらに一層進展をさせることができると考へております。

有効エネルギーとは、工学的に明確な定義がありますけれども、要は常温との温度差の大きい高

温または低温の熱エネルギーで、動力や電力への変換効率のよいものと考えていただければ結構で

す。燃料は元来高い有効エネルギーを持つたエネ

ルギー源なのです。一方社会的には各種の温度レベルの熱エネルギーが要り、その需要は地域的、季節的、時間的にきわめて多様で、かつ変動いたします。一方電力など動力需要も同様です。有効エネルギーの効率的利用には、低温度の熱需要に対し直接燃料を利用したりせず、燃料で発電した後、その原動機の廃熱を利用するなど、動力と熱との需要を合わせて、高温から低温へ温度レベル的に多段階利用を行い、さらに熱損失、摩擦損失などを減らすとともに、制動エネルギーの回収利用您的などをすればよいわけです。

しかし、さきに述べましたような社会における熱や動力の需要の性質から、これらをうまく組み合わせて多段階利用することは非常に困難なことです。その際、有効エネルギーの貯蔵や輸送が困難ですし、輸送も熱エネルギーの場合は困難で、これまで電力が燃料の形以外では損失も大きくなります。結局有効エネルギーの多段階利用は、実際問題としては現時点ではきわめて困難だということになります。

しかし、省エネルギー、すなわち有効エネルギーの効率的利用の方法は、いま述べましたように、理論的には進むべき方向はわかつており、また純技術にも、個別技術としましては既存のものが多いと言つてよいかと思いますが、コストが高くなるなど社会的経済的問題が多く、直ちに実用化することは、いま申し上げたようにきわめて多くの困難が伴うわけでございます。したがって、燃料などのエネルギーコストが上昇すれば自然に省エネルギーが進むということも事実だと思います。しかしそれが順調に進むように、あらかじめ社会的、政治経済的基盤を整備するとともに、技術的にも即応態勢がとれるよう準備しておくことは、當を得たことだと思います。また、エネルギーをめぐる国際環境、たとえばIEAに対する姿勢をいたしましたが、この法律や政策は必要

だと思います。施行に当たっては、きめ細かい配慮のものと実施され、不都合な点が見つかれば速やかに改善し、激しい変化をしつつある時代に即応する必要があることは申しますまでもございません。

最後に、私が関係しておりますいわゆるムーン

ライト計画の高効率ガスターインの開発にちょっと触れさせていただきたいと思います。

現在日本の火力発電所の効率は、最新鋭のものでも約四〇%ですが、この計画は大型省エネルギー技術開発費の資金を用いて、超合金やセラミックなどの耐熱材料の開発や高温タービンなどの要素研究を行い、それらを組合せた高効率ガスターインと蒸気タービンと組み合わせた火力発電プラントの技術開発をしようとするものでございます。また、このプランは、さきに述べた有効エネルギーの多段階利用にも非常に有用でございまして、たとえばコミュニティーの集中冷暖房などにも威力を発揮いたします。さらにこの技術開発は省エネルギー効果はもとより、使用燃料への技術波及効果も大きいと考えております。

なお、別途これと並行して約三年計画で高効率ガスターインNO<sub>x</sub>等処理技術信頼性実証試験が計画されつつあることを聞いております。この計画によりガスターインの公害防止技術の信頼性が十分実証されると存じますが、さらにまたこの計画は、時間の関係で現在ほとんど実証済みの技術を用いねばならぬという制約は受けるのでございますけれども、わが国の現在の最先端の技術を駆使し、たとえば世界じゅうでわが国独自の先進技術と言つてもよい製鉄に使われております高炉用の可変節軸流圧縮機などの技術をうまく利用するなど、工夫をこらすことによりまして、うまくいけば総合効率五〇%近くの効率が得られるものと期待しております。

最後に、この高効率ガスターインの開発は国プロジェクトであります。材料開発から実証運

転まで含む大きなプロジェクトでございますので、国、メーカー、電力会社など関係者が協力されて、その達成に最善の努力をしていただきたいと考えております。また、一基当たりの建設費が非常に大きいこと、それから公共事業であることが、従来技術的に保守的と申しますが、米国で実証済みのプランしか御使用にならなかつたよう

な傾向が非常に私どもには見えます電力会社におけるこれまでも、先進国のエネルギー事情が細部ではかなり違ってきた今日のことですので、今後は研究開発投資に力を入れられるとともに、特に新しい技術の採用に、より積極的な姿勢を示していくべきだといふ思います。

○橋口委員長 これまでの意見の開陳は終りました。

○橋口委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

この際、質疑者各位にお願い申し上げます。

質疑の際にあらかじめ答弁を求める参考人を指名して質疑を願います。

○橋口委員長 以上で参考人の意見の開陳は終りました。

そこで、「省エネルギー政策の必要性と課題」という総合エネルギー調査会の省エネルギー部会の報告によりますと、燃費が昭和四十五年でリットル当たり七・七キロ走つておったのが、八五年においておつたのが、五十年では八・七八キロと、〇・二キロ下がっております。これはこのところそういう傾向でありますが、一体この原因はどうなことがあります。これはこのところどうなことがあります。板川正吾君。

○板川委員 参考人の皆さんは御苦勞さまであります。板川正吾君。

この法律は、建築関係には勧告がないのです。御意見によると、指導 助言で誘導型の方がいい宣伝する場合に、性能を非常に強調されますが、今後は性能と省エネルギーの関係、こういうのも同時に宣伝をしてもらいたいという希望を申し上げておきたいと思います。

次に、自動車工業会の山本参考人にお伺いをいたします。

自動車は、御承知のように生産でもエネルギーを多消費し、またその生産品を使用することによって、両面でエネルギー多消費産業でもあります。したがって、省エネルギーというのを追求することは企業の社会的責任でもあるうと思うのです。

そこで、「省エネルギー政策の必要性と課題」という総合エネルギー調査会の省エネルギー部会の報告によりますと、燃費が昭和四十五年でリットル当たり七・七キロ走つておつたのが、五十年では八・七八キロと、〇・二キロ下がっております。これはこのところそういう傾向でありますが、一体この原因はどうなことがあります。これはこのところどうなことがあります。板川正吾君。

○板川委員 参考人の皆さんは御苦勞さまであります。板川正吾君。

この法律は、建築関係には勧告がないのです。御意見によると、指導 助言で誘導型の方がいい宣伝する場合に、性能を非常に強調されますが、今後は性能と省エネルギーの関係、こういうのも同時に宣伝をしてもらいたいという希望を申し上げておきたいと思います。

次に、自動車工業会の山本参考人にお伺いをいたします。

自動車は、御承知のように生産でもエネルギーを多消費し、またその生産品を使用することによって、両面でエネルギー多消費産業でもあります。したがって、省エネルギーというのを追求することは企業の社会的責任でもあるうと思うのです。

そこで、「省エネルギー政策の必要性と課題」という総合エネルギー調査会の省エネルギー部会の報告によりますと、燃費が昭和四十五年でリットル当たり七・七キロ走つておつたのが、五十年では八・七八キロと、〇・二キロ下がっております。これはこのところそういう傾向でありますが、一体この原因はどうなことがあります。これはこのところどうなことがあります。板川正吾君。

○板川委員 参考人の皆さんは御苦勞さまであります。板川正吾君。

この法律は、建築関係には勧告がないのです。御意見によると、指導 助言で誘導型の方がいい宣伝する場合に、性能を非常に強調されますが、今後は性能と省エネルギーの関係、こういうのも同時に宣伝をしてもらいたいという希望を申し上げておきたいと思います。

次に、硝子織維協会の春日参考人にお伺いをいたします。

○春日参考人

この法律は、建築関係には勧告がないのです。御意見によると、指導 助言で誘導型の方がいい宣伝する場合に、性能を非常に強調されますが、今後は性能と省エネルギーの関係、こういうのも同時に宣伝をしてもらいたいという希望を申し上げておきたいと思います。

次に、硝子織維協会の春日参考人にお伺いをいたします。

○春日参考人

的な基準を決められることが鉄鋼業の場合に果たして妥当なのか、こういう点についてお伺いをいたしました。

それから、粗鋼のトン当たりのエネルギー消費原単位の国際比較を一言答弁していただきたいと思います。次は日本経済の鎌田参考人にお伺いをいたしました。

省エネルギーが重要だというのは当然なのです。が、そうであるならば、この法律はなぜ省エネルギー、すなわち節約、合理的な使用、リサイクル、こういう省エネルギー全般をとらえないで、その一部の使用の合理化だけに限ったのか。私どもこの法律に対して大変不満点を持つておるわけであります。が、この点についてどのようなお考えであるか。

それから、この法律は省エネルギーの推進母体というものが実は余りはつきりしていないのです。総理府には省エネルギー・省資源対策推進会議があり、経企庁には省資源省エネルギー国民運動地方推進会議があり、通産省には省エネルギーセンターがあり、運輸省には省資源何とか会議があるというのですが、国民的な運動の母体としての省資源運動をやる母体が明白ではない。こういう点について鎌田参考人はどのような御意見でありますか。

もう一つは、国際的な技術協力が日本はどうも不十分だと思います。御承知のようにIEAを中心的に、多国間の国際技術協力が行われておるのですが、省エネルギーの技術などに九つの協定ができておるのに、そのうち一つしか入っていない。日本の省エネルギーなり進んでいる技術が欲しいなというところに日本は入っていない、するといじやないかという国際批判があるわけですが、この点についてどのような御意見ででしょうか。最後に八田参考人にお伺いいたしますが、ムー

ンライト計画に御参加されておると伺いました。そこで伺うのですが、このムーンライト計画をもつと早期に実現するのに一体何がネックになつてゐるのでしょうか。たとえば資金でしょうか、人間でしようか、時間でしようか。こういう点を考えます。

そこで、ガスタービンの開発の問題もありますが、どこにネックがあるのか、その点をお伺いいたしたいと思います。

以上、十分間で終わります。

○進藤参考人　ただいまの板川先生の御質問にお答えをいたします。

第一番目のテレビの問題でございます。テレビは昭和四十三年ごろまで、真空管を使っておつた時代でございますが、大体十八インチから二十一インチ程度のもので、その当時三百ワットの電力を使っておつたわけでございます。その後トランジスター化がされましたために、消費電力が約三分の一の百ワット程度になったということでございまして、今後これもICをもつと活用していくようになりますと、さらに小電力ということになります。が、ついでございまして、そういう点でテレビについてもそういうことを規制することは考えられると思います。

それから第二番目の、性能ばかり強調して省エネルギーのことを余り言わぬじやないかというお話をござります。

われわれの業界いたしましては、省エネルギー並びに省材、材料を余り使わぬということ、両方を目的にしてやつてきたわけでございまして、それがひいては性能もよくしておる。ということは、先ほども冷凍冷蔵庫とエアコンについて申し上げましたけれども、昭和四八年に比べて一つは半分ぐらいいになる、一つは六六%になると

燃費の改善の方法としてはいろいろございます。いろいろございますが、日本の車はもう行きおるということでおございまして、單に性能だけを強調するのじやなしに、両方の面において協調をとつていくように努力しておるつもりでございます。

○山本参考人　板川先生からの御質問に対して簡単にお答えを申し上げます。

まず第一に、自動車では生産段階と走行段階が、走行段階の燃料の消費率が昭和四十五年から五十年にかけて低下をいたしました。悪化をしておりますが、これは先ほど冒頭陳述の中でもちょっと触れましたように、燃料の消費の問題と排ガス対策等がいわゆるトレードオフの関係にございました。ちょうど当時、昭和四十八年から始まりました排ガス規制が、四十八年規制、五年規制、さらに五十二年規制、また五十三年規制というように矢張り早く強化をされました。私どもいたしましては、何をさておいても排ガス対策に適応しようということでその対策をいたしましたために、燃費の方の改善のことまで手が回らなかつたというのが実情でございます。幸いにして、その間にいろいろ研究努力をいたしました結果、昭和五十年以降まだんとモトヘリターミナリまして、昭和五十三年の排ガス対策適合車の段階になりますと、おおむね前の水準にまで回復できました。排ガス対策をやりながら燃費の方も回復できたという実情でございます。

それから次に、アメリカのメーカーがエネルギー対策の関係を契機として全面的に小型化を図っております。したがいまして、近いうちに日本の車の水準に到達してくる、さらにそれを追い越すうという氣配さえ感じられるのでございまして、私どもはそういう情勢は必ず来ると思ひます。先生の御指摘のとおりでございます。そういう前提において、この際全力を挙げてわれわれも負けないようにがんばろうということを考えております。

燃費の改善の方法としてはいろいろございます。いろいろございますが、日本の車はもう行きつくところまで来ておるような状況でござりますので、あとは非常にきめ細かい車の軽量化といふことで、どの部分をできれば軽くできるか、あるいは鉄をアルミニウムに一部かえるとかプラスチックで指導して効果を出すようにした方がベターでは

にかかるといふようなことをいたしました。かかるだけ燃費効率のいいエンジンを開発すると、あるいはトランスマッショングの他のメカニズムを工夫する、さらには車の形をできるだけ空気の抵抗の少ないものに変えることによりまして燃費の改善を図る、そういうきめ細かい対策をこれから懸命にやってまいりたいと存じておる次第でございます。

○春日参考人　ただいまの第三章の建築に関して簡潔にお答えをいたします。

まず第一に、自動車では生産段階と走行段階が、走行段階の燃料の消費率が昭和四十五年から五十年にかけて低下をいたしました。悪化をしておりますが、これは先ほど冒頭陳述の中でもちょっと触れましたように、燃料の消費の問題と排ガス対策等がいわゆるトレードオフの関係にございました。ちょうど当時、昭和四十八年から始まりました排ガス規制が、四十八年規制、五年規制、さらに五十二年規制、また五十三年規制というように矢張り早く強化をされました。私どもいたしましては、何をさておいても排ガス対策に適応しようということでその対策をいたしましたために、燃費の方の改善のことまで手が回らなかつたというのが実情でございます。幸いにして、その間にいろいろ研究努力をいたしました結果、昭和五十年以降まだんとモトヘリターミナリまして、昭和五十三年の排ガス対策適合車の段階になりますと、おおむね前の水準にまで回復できました。排ガス対策をやりながら燃費の方も回復できたという実情でございます。

それから次に、アメリカのメーカーがエネルギー対策の関係を契機として全面的に小型化を図っております。したがいまして、近いうちに日本の車の水準に到達してくる、さらにそれを追い越すうという氣配さえ感じられるのでございまして、私どもはそういう情勢は必ず来ると思ひます。先生の御指摘のとおりでございます。そういう前提において、この際全力を挙げてわれわれも負けないようにがんばろうということを考えております。

燃費の改善の方法としてはいろいろございます。いろいろございますが、日本の車はもう行きつくところまで来ておるような状況でござりますので、あとは非常にきめ細かい車の軽量化といふことで、どの部分をできれば軽くできるか、あるいは鉄をアルミニウムに一部かえるとかプラスチックで指導して効果を出すようにした方がベターでは

していってこの分野のエネルギーの節約を強化する。確かに民生のエネルギーは今後増大しますから、建築構造の断熱化は絶対必要でございますので、これをやる場合にぜひ助成策、ここに力を入れていただきたい。要するにそういうことをやれば金を貸してくれるとか、あるいはそういうことをやれば税金上の免除をするとかいう誘い水でやらしていただかないと、初めから強説的にこれをやれといつてもなかなかそういう習慣がないし、非常に多種多様に建物が多様化されていて一律にできない。住宅にしても何百種類の住宅の構造がござりますので、そういう点で臨機応変にこういうものは指導、助言をして成果を上げるという方がいいのじやないかと 思います。それから第二点の、日本は南北に長い、だから

置をする場合に、どうしても必ずその側になつている建築物、住宅、そういう形の器を完全に断熱化して、熱を逃がさないということは非常に大切だと思うのであります。

○野中委員長代理 参考人には簡潔に御答弁願います。熊谷参考人。  
○熊谷参考人 じや私に対する御質問についてお答え申し上げます。

先生御指摘のよう、設備ごとに原単位を決めしていくというやり方は、古い設備もございますし、新しいものもございますので、非常にむづかしいと思いますし、効果は少ないと思います。しかし目標値を一律に決めるというのはできると思います。と申しますのは、鉄鋼も広くございますので、銑鋼一貫製鐵所あるいは平電炉、特殊鋼など、いうように大きな区分けは必要かと思いますが、そういうような配慮を行つていけば一律に決めても差し支えないと思います。なお、事業所によりましては古い事業所と新しい事業所がございますので、この目標値の励行等につきましては、会社単位でそれを監視していただければ十分実情に合つた措置がとれるのではないか、かよううに考えております。

まいるございましょう。したがいまして、それ  
を具体的に決めるとなりますとなかなかむずか  
しい問題がござりますし、わが国の今日の社会状況  
からすると制度化することはなしらないというう  
ちに考えるわけであります。この法案の成立によ  
りまして国民に対する啓蒙、普及、指導を強化す  
ることになるわけでござりますから、その中で節  
約の重要性を訴える。そういう点では節約の精  
神、別な言葉で言えば倫理的省エネルギーの一観念  
というものもこの法案の中に当然に仕組まれてい  
るというふうに私は考えていくわけでございき  
ます。

第三の、国際的な技術協力が不十分である。その中で、わが国が省エネルギーのプロジェクトに参加していないのはするいのではないかという御意見でござります。

これは、各国の利害の調整がこのプロジェクトにつきましてはなかなかむずかしいとも聞いているのでございますが、他のプロジェクトでの利害調整の状況なども勘案しながら、基本的には参加する方向で前向きに検討すべきものであると考をます。

以上でございます。

○八田参考人 ただいまの御質問にお答えいたし  
ます。

に対する電力の使用は南の方の暖かいところでも必要になつてくる。そういう意味ではやはり断熱化というものが南北を問わざ今後ますます必要になつくるので、住宅というものを断熱化するにによってエネルギーの節約を図るべきだと思ひます。

〔录音〔惊〕李真才作词 这里口译原文〕

それから、いろいろな機器に関しても、いわゆる断熱化のない建物の中に入れますとその効果は出ませんから、やはり機器を入れていろいろな

第一類第九号 商工委員會議錄第十四号 昭和五十四年五月九日

と思ひます

まいりでございましょう。したがいまして、それ

そのときに日本で一番大きな問題は、これはムーンライトに限りませんけれども、研究設備でやや大型のものになりますと日本では非常に少なくなつて、メーカーはもちろん持つております。たとえば、私、もう一つはジェットエンジンの大型プロジェクトというのをやっておりますけれども、そのジェットエンジンの航空性能試験というのがあって、その試験装置などは欧米では国家が皆持つておりますし、それからエンジンメーカーの大きなところは皆持つておるわけです。私企業で持つておるようなものが日本では全然ございません。したがつて、この前、何かわざわざイギリスまで持つていて試験をしなければいけないというようなこともございました。今度のガストーピングなんかでやはり高压燃焼ということが必要になつてくるのですが、圧力が本当は五十気圧ぐらい欲しいのですが、二、三十気圧でも結構ですかれども、そのぐらいの圧力の大きな燃焼器の試験装置が必要なんですが、そういうものを欧米ではやはり各メーカーが皆持つておる。ところが、日本ではそういうものはいまのところほとんどない。そういうようなことが一番大きいことと、それからその次は、人の問題は当然ござります。

それは、人の問題は、特に國家の研究機関は総定員法に入っているのですから、総定員法でいまだも人を毎年少しずつ減らされるわけです。一方、大学院、私立大学院にも、東大にもおりましたけれども、大学院の方ではドクターがあふれちゃつて、オーバードクター問題と言つて、就職口がなくつて困つているというような問題がございます。その辺は国家としてうまく使われれば非常に望ましいことじゃないか。

それからあとは、日本は先進工業国ということになつておりますけれども、量産工業に対しても確かに先進的だと思いますが、事、少し本当に新しいものをやろうといたしますと、たとえば耐熱材料の非常にすぐれたものというふうなものをつ

○野中委員長代理 後藤茂君。

○後藤委員 参考人の皆さん御苦労さんでござい  
ます。

各参考人の皆さん方に、時間がございませんので、二番目に山本参考人

で一点だけ御質問をして御意見を聞かしていただき  
ども、燃費の問題等から、特に自動車の軽量化が

きたいと思うのですが、まず最初に進藤参考人に  
お伺いをいたします。

らでござりますので、答えにくければ鎌田参考人の御意見を聞かしていただければと思う点を一つ申し上げたいと思います。

それは、電気製品で最寄り商品と言われるようですがれども、たとえば自動鉛筆削り機だとかあるいは最近ではゴマスリ器等も出てまいっている。これは技術的にはきわめて簡単です。今日の技術をもってすればすぐにできることなんですがれども、果たして子供たちあるいはビジネス、専門的立場などからよろしくお

〔シネン〕 朝日新聞社に鉛筆を販売するからおれからすれば、どう勉強が忙しいのか、あるいは事務がそれほど繁忙なのかと、いろいろなことを考えてみますと、技術でできるからそういう商品をつくればいい、あるいは売れるからそれをつくればいいという問題ではないんじやないだろうか。特に鉛筆等については、計算していくば恐らくすぐ出るだろうと思ひますけれども、鉛筆の消費と使用する人数などを掛けていけば、森林資源のこと一つを考えても大変だらうと思うのです。たかが鉛筆一本でしようけれども、こういった最寄り商品というのを、もう少し手をかけて昔のように肥後守で削るとか、すりばねなどこれではもう家庭における半永久的な商品だらうと私は思うのです。そういうものを使つていふ。というのは、倫理的な省エネルギーということともなるかもわからまへんけれども、電機工業

お答えにいければこれは鎌田参考人の方にお願いしたいと思います。

二番目に山本参考人にお伺いしたいのですけれども、燃費の問題等から、特に自動車の軽量化が相当進んできている。しかし、最近は電車でも空風で飛ばされるような時代で、先ほどもトレーディングオフの問題が出ておりましたけれども、安全性との関係は相当真剣に考えておかなければならぬ。熊谷参考人もいらっしゃいますけれども、最近は一般の人が考えている以上にあの乗用車の鉄板は薄いですよ。非常に軽量化が進んでいるということとで、省エネルギーということが軽量化に傾斜している。そのことによって安全の問題が損なわれてはいけないと思いますので、この点はこれから法運営の中におきましても十分に考えていかなければならぬ問題だと思いますが、御意見をお伺いしたい。

それから、春日参考人にお伺いいたしますが、先ほど板川委員の方からも指摘がございましたけれども、個々の家屋なり建築物について、全部厳しい規制ということは大変むずかしいだらうと思ひますけれども、特に一定規模以上のビル、建物については、この程度ではなくて勧告なりあるいはもう少し厳しい規制があつていいんじやないだらうか。特に一回大きなビルを建てますと、五年や十年でこれを改築するということはないわけですからそういうように考えます。したがつて、一定規模以上のものについてはこの程度ではない

事業者の努力の中では廃熱の回収利用等も、このうことに逆らうよなことはやめた方がいいんじゃないだらうか、こう思うわけです。

いろいろなニーズがある。その中から需要に応じてつくっていくことが原則ではございますが、いま鉛筆削りとゴマすり器が例に挙げられたわけでございますが、実は私たちの会社もついこの間鉛筆削りが出ておりまして、知らぬ間にできておったので、こんなもの何でつくったのかといふ話をいたしましたところが、乾電池を大いに売ろうというわけで、乾電池応用製品としてつくったということでござりますが、よくそういうものを見ますと、実際に鉛筆の先が余りシャープになら過ぎてぱきぱき折れる、そういうぱきぱき折れるようなものをつくつたらいかぬではないかと、いうことと、もう一つは、子供がナイサの使い方自身がもうできなくなつていて、そういうことも考へから、確かに先生のお話のように、十分こういう点は考慮していかなきやならぬと思つておりますが、また一方、そういうつまらぬものとはいえ、それによつて雇用もふえておると、そういうことも考えますと、一概にそれがいかぬというわけにもいきませんし、御趣旨はまことによくわかりましたので、これからも工業会としてもそういう点については十分考慮していきたいと思います。

○山本参考人 軽量化の場合の安全性について先生から御指摘をちようだいたしました。私ども現在すでに軽量化を進めてまいつておるわけでございますけれども、その際も、この安全性とということは何にも増して重要なこととして、私たち常に十分な注意を払つてやつてまいっております。しかし、いよいよここまで来て、さらに一歩進めることの何にも増して重要なこととして、私たち常話のように、安全性とということは何にも優先して私たち留意しなければいけないこども思ひますので、ただいま御指摘の点につきましては、今後進める際にも十分に留意してやつてしまいりたいと存じます。

○山本参考人 軽量化の場合の安全性について先生から御指摘をちょうだいいたしました。私ども現在すでに軽量化を進めてまいりておるわけでございますけれども、その際も、この安全性などということは何にも増して重要なこととして、私たち常に十分な注意を払ってやつてまいりております。しかし、よいよここまで来て、さらに一步進めるとという段階になりますと、なかなかむずかしい問題があるわけでございますけれども、先生のお話のように、安全性ということは何にも優先して私たち留意しなければいけないことだと思いますので、ただいま御指摘の点につきましては、今後進める際にも十分に留意してやつてしまいりたいと存じます。

○鎌田参考人 先ほど電気製品は市場から姿を消して国民に対する啓蒙、して國民でござりますが、今氣氛でござります。いうふうに見えます。

第二の縦割り行政の経緯は、全く同感でございまして、第三の夜間電力の点では、御案内のように電力設備基準に設備ができる、間電力は、夜間に余つてそれを蓄熱槽に蓄え、昼間になつておるわけでござる。この効率化にかなりもの

も、先ほども申し上げましたと、大型のビルと申しきギーといふものは使つて、いまこれの断熱味で、そのところでなされてやれのことが望ましいと考えるが、トータルとして省

○八田参考人 ただいま送電ロスについての御質問でございましたけれども、工学的と申しましても別に魔法のものを持っているわけではございませんで、現在行われておりますような超高圧の送電とか、あるいは場所的には直流送電とか、そのほかに超電導という、非常に低温の状態で抵抗がなくなるというようなことはどんどん開発されておりますけれども、超電導がいますぐ短期的に实用になるとは——しばらく時間がかかるだろうと思います。

しかるも一つは、高気圧になつてから電線の損失

○岡本委員 参考人の皆さんには大変御苦労さまでした。  
最初に進藤参考人にお聞きいたしました。先ほどお話しがありましたが、家電商品の省エネルギー化を相当やつてこられたということになりますが、ほかに具体例がありましたら、ひとつその例を挙げていただき、そしてその努力と、もう一つは将来の方針をお答えいただきたいと思います。  
なお、アメリカあたりの省エネエネルギー政策を目指しますと、家庭用エネルギー消費器具に対して、エレベーター消費の量と、ラベルと張って、二つくるべく

○八田参考人 ただいま送電ロスについての御質問でございましたけれども、工学的と申しましても別に魔法のものを持っているわけではございませんで、現在行われておりますような超高压の送電とか、あるいは場所的には直流送電とか、そのほかに超電導という、非常に低温の状態で抵抗がなくなるというようなことはどんどん開発されておりますけれども、超電導がいますぐ短期的に实用になるとは——しばらく時間がかかるだろうと見て思っています。

それからもう一つは、雷気になってからの遠くへ送るということのロスも大事でございますが、近くでつくればいい、立地問題がござります。雷要地の近くに発電所をつくればいいわけですが、今までのところ、それの一番大きな問題は例の公害の問題です。公害防止技術がかなり進歩してまいりましたから、これはうまくやればかなりやれるだろう。

それから、これはちょっとオーバーかもしれませんけれども、いまのは電力を買ってからのロスのお話でございますけれども、電力をつくる前の燃料から計算できればなおいいわけでございまが、その点はいまの立地問題がうまくいきませんと、先ほどもちょっと触れましたように、人間ばかり住んでいて、それから温排水とかあらゆるもののが電所ができれば、送電ロスも減りますし、そういうものも全部効率よく使えることになります。

ただ、そのときに熱の需要と両方がなかなか合うくマッチしないわけです。その辺にいろいろな問題が残るだらうと思いますけれども、たとえば先

○岡本委員 参考人の皆さんには大変御苦労さまです。最初に進藤参考人にお聞きいたします。先ほどお話をありましたが、家電商品の省エネルギー政策を相当やつてこられたということでありますが、ほかに具体例がありましたら、ひとつその例を挙げていただき、そしてその努力と、もう一つは将来の方針をお答えいただきたいと思います。

なお、アメリカあたりの省エネルギー政策をすると、家庭用エネルギー消費器具に対して、エネルギー消費の量を、ラベルを張って、このくらい消費するのだということを示すことが義務づけられているということがあるのですが、まだ日本ではそれは早いでしょうか。この点について、ひとつ。

○進藤参考人 お答え申し上げます。

先ほどは冷凍冷蔵庫とそれからクーラーの話を申し上げましたけれども、そのほかに、たとえば洗たく機、この洗たく機の例をとりますと、四十五八年ごろ水を百五十リットルばかり使っておつまうのですが、最近これが同じものですぎの効率を上げまして、現在では百リットル、いわゆる節水率が三〇%になるというようなものもやっております。

それから掃除機につきましても、昭和四十七年ごろには吸い込みの仕事の効率を一〇〇といたしましたと、昭和五十二年に一一〇%、五十三年には一二〇%などというふうに効率が上がっております。そういうことで、最近いろいろな材料あるいは工具の効率を上げるために努力をしておるわけでござります。

が、その点はいまの立地問題がうまくいきませんと、先ほどもちょっと触れましたように、人間が住んでいて、それから温排水とかあらゆるもののが熱エネルギーとして使いやすいようなところに電所ができれば、送電ロスも減りますし、そういうものも全部効率よく使えることになります。

ただ、そのときに熱の需要と両方がなかなか合いませんと、残るだらうと思いますけれども、たとえば先どの農業の温室なんかの問題にしましても、温かいなり電気を使って、重油は重油でたいて、夜は電気をともしている。それなら、小さいガービンで発電して、その後を温水でやればいい、ということは技術的に可能なんですねけれども、まやるとコストが高くなるだらう。そんなふういろいろな問題があるだらうと思います。

率が三〇%になるというようなものもやつております。それから掃除機につきましても、昭和四十七年ごろには吸い込みの仕事の効率を一〇〇といたしますと、昭和五十二年に一〇%，五十三年には一三〇%というふうに効率が上がっております。そういうことで、最近いろいろな材料あるいは工具の効率を上げるために努力をしておるわけでございます。

恐縮でございますが、後のことがらよと聞き取りにくかったのでござりますけれども、アメリカの問題……。

○岡本委員 それではこれは課題にしておきまよう。

家電用品のエネルギーの消費量を何ぼ消費するのだということを明示して、そういうラベルを貼ることを義務づけるというのがアメリカあるいは



現在高炉が六十四基ござります。したがいまして、七十基の炉頂発電ができるというのはちょっと私腑に落ちないのでございますが、現在動いておる高炉が四十基ばかりござります。現在の炉頂発電は建設中のものを入れて十五、六基あると思います。将来を考えました場合に、これが恐らく二十一基程度には近いうちになるのではなかろうかと考えております。

し上げましたように石油換算五百五千万キロリットルの節約をいたしました。今後とも可能な限りそういう省エネに役立つ設備はつけてまいりたいと思いますが、中心になりますのはやはり今後は中低温の熱回収設備あるいは連続铸造設備の増強による省エネ、そういうものが中心にならうかと思います。そういうものを中心にして、さらに二次対策として数%のエネルギー節約を志

の結果として輸入石油所要量を、対策促進ケースでは昭和六十年度に四億三千二百万キロリットルに抑えよう、石油依存度を昭和五十年度の七三%から六五%まで下げようではないか、こういうような検討が行われたわけでございます。その後情勢の変化があり、最近特に情勢の変化が著しいようでございますが、今後この情勢の変化の行く末を極力見きわめつゝ、この暫定見通しにつきまし

○橋口委員長　官田早苗君。  
○宮田委員 参考人の皆さんにはお疲れだと思い  
ますが、私は、鉄鋼連盟の熊谷参考人と自動車工  
業会の山本参考人、お二方にそれぞれ二問あて質  
問をいたします。よろしくお願ひいたします。

○岡本委員 この七十基というのは、実は通産省からもった資料なんです。通産省が当初四十八年から五十三年までの間に十七基と推定いたしまして、そして、そして二十五万キロリットルの石油換算の省エネルギーができるが、五十三年度末で十基しかまだできていないというのがこの資料なんですね。これは私が調べたのではありませんけれども、そういう資料になつております。

そうすると、あなたのお答えではそのうち二十一基は大体できるのじゃないか、あと一分はちょっとできない、こういうことでしょう。

○熊谷参考人 通産省の資料と違いますが、私が現在鉄鋼業界で聞いておりますところでは、現在炉頂圧発電は十基ではなくて十五基ございます。今後、動いておる高炉の半分程度は炉頂圧発電がつけられるのではないか、かようになっておるわけでございます。

○岡本委員 次に、転炉ガス回収装置ですね、この状況もできましたら御答弁いただきたい。

の通産省の資料によりますと、四十八年から五十三年までの間に石油換算で四十万キロリットルのエネルギーの回収が見込まれる。それからヨーロッパの乾式の消防設備の設置、これが四十八年から五十三年に三基つけたために石油換算で約八万キロリットル、こういうものが回収されたといふようなデータが出でるわけですが、この促進はいかんがなさるのか、これもひとつお聞きをしておきたい。

○熊谷参考人 ただいま御指摘のございましたようないろいろな設備の改良、新設をやつております。そういうものを総計いたしまして、先ほど申

○岡本委員 時間がありませんからこれ以上聞きませんが、ひとつできるだけ進めていただきたいと思います。

次に鎌田参考人にお聞きいたします。あなたも省エネルギー部会の方に入つておられたそうであります。これは通産省の資料ですが、「長期エネルギー需給暫定見通し」、これは御存じでございましょうか。この中で「五十年度(実績)」として「六十年度」、この中にたとえば原子力、これが五十年度が六百六十二万キロワット、六十年度にして二千六百万キロワット、こういうようなことで出ておるわけですが、現状では非常に危ないような状況になつておるのでですが、そういうことになつてきますと、わが国のエネルギーの見通しと、いうものが非常に暗くなつてくるのではないか、こういうことについて論議はなかつたのかどうか。また結論としては、その場合はどうするのか、というような論議はどうなつたのか、できればひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

○鎌田参考人 お答えいたします。

いま御指摘のような検討はもちろん非常に精力的に行われたと思います。その結果といたしまして、諸般の状況を勘案した上で、対策促進ケースと申しますが、もちろん対策を官民挙げて推進するということでいきますと、昭和六十年度の原子力開発の規模は三千三百万キロワットになるといふようなことになり、またLNGについては三千万トンというような数字が出ておりまして、大体エネルギーの開発に精いっぱいの努力を払う、また省エネルギーに精いっぱいの努力を払う、そ

○岡本委員 もう一点、鎌田参考人にお聞きいたしますが、このときの論議の中に、社会教育、特に学校教育、こういう問題がうたわれておるわけですが、御承知のように、高度成長の中において、わが国の国民の国民性として消費が美徳だとういうような現状がありますが、これはやはり学校の教育から直していかなければならぬ。昔、私たちは二宮金次郎の勤勉あるいは質実剛健とか、こういうような教育を受けたもので、物はもつたないという観念があるのですが、いまの若い人たち、子供たちにはそれがないわけですね。その点からこういった問題が取り上げられたのじやないかと思うのですが、特にこの中で、時間がありますせんから、学校教育についてどういう方向性づけが論議の中に見られたのか。それをひとつ鎌田参考人にお聞きしたいと思います。

○鎌田参考人 お答えいたします。

学校教育の面におきましても、省エネエネルギーの意識を浸透徹底させるべきであるということについてはお説のとおりでございます。

先ほど、私、触れましたように、倫理的省エネエネルギーの必要性は、これは指摘するまでもない点でございまして、これが基本になり、家庭から輸送部門、産業部門への省エネルギーの進展を図ることができるのであるう、かように考えておる次第でございます。

○岡本委員 持ち時間が終わりましたので、八田参考人にお聞きしようと思いましたけれども、これで終わりります。

そこで、熊谷参考人にお伺いいたしますのは、ため各社が精力的に取り組まれてきたことに関しましては、私ども非常に関心を持っているところです。そこで、熊谷参考人にお伺いいたしますのは、今回こうした新しい法律もできるわけでございますけれども、業界として、今後、省エネルギー化ということに対しまして、いかに取り組んでいかれるものかということが一点であります。

もう一つは、参考人の御意見を拝聴しておりますて、その中に、省エネの目標設定に関するくだりのところで、画一的な細部にわたる規制をすべきでない、こういう意見がございました、こう申されましので、もう少しこの点について具体的に述べていただきたいと、いうことでございます。

次に、山本参考人にお伺いいたしますのは、まず、燃費に関する規制で、アメリカの厳しさをよく引き合いに出されておるわけでございますけれども、ヨーロッパ諸国はどうなのかといふことが余り出ないわけであります、さらにまた、わが国のメーカーがどのように対応していくのか、ということであります。

もう一つは、国産車の燃費の推移を見ますと、さつきもちょっと出ておりましたように、四十八年以降四十九年、五十年と低下をして、その後上昇しておるということなんだとございますが、排出ガス規制への対応が燃費の低下を来たした理由と思われるわけでございますが、燃費対策上トレーディングオフとなるものは具体的にどのようなものがあるのか、また、それに対しまして業界はどのように対処していくおつもりか、この点御説明をいただきたく、こう思ひます。

の通産省の資料によりますと、四十八年から五十年までの間に石油換算で四十万キロリットルのエネルギーの回収が見込まれる。それからヨーロッパの乾式の消防設備の設置、これが四十八年からこっちに三基つけたために石油換算で約八万キロリットル、こういうものが回収されたというようないいデータが出ておるわけですが、この促進はいかんながなさるのか、これもひとつお聞きをしておきたい。

○鎌田参考人 お答えいたします。  
　いま御指摘のような検討はもちろん非常に精力的に行われたと思います。その結果といたしまして、諸般の状況を勘案した上で、対策促進ケースと申しますか、もろもろの対策を官民挙げて推進するということでいきますと、昭和六十年度の原寸力開発の規模は三千三百万キロワットになるというようなことになり、またLNGについては三

学校教育の面におきましても、省エネエネルギーの意識を浸透徹底させるべきである。ということについてはお説のとおりでございます。  
先ほど、私、触れましたように、倫理的省エネエネルギーの必要性は、これは指摘するまでもない点でございまして、これが基本になり、家庭から輸送部門、産業部門への省エネエネルギーの進展を図ることができるのであるう、かように考えておる次第でございます。

わが国のメーカーがどのように対応していくのか、ということになります。

○岡本委員 持ち時間が終わりましたので、八田参考人にお聞きしようと思いましたけれども、これで終わります。

オフとなるものは具体的にどのようなものがあるのか、また、それに対しまして業界はどのように対処していくおつもりか、この点御説明をいただきたく、こう思います。

○岡本委員 でも見直すべき時期が来るのではないか、かよう  
に考えております。  
もう一点、鎌田参考人にお聞きいた  
しますが、このときの論議の中に、社会教育、特  
に学校教育、こういう問題がうたわれておるわけ  
ですが、御承知のように、高度成長の中におい  
て、わが国の国民の国民性として消費が美德だと  
いうような現状がありますが、これはやはり学校  
の教育から直していかなければならぬ。昔、私たち  
ちは二宮金次郎の勤勉あるいは質実剛健とか、こ  
ういうような教育を受けたもので、物はもつたい  
ないという観念があるのですが、いまの若い人々  
ち、子供たちにはそれがないわけですね。その点  
からこういった問題が取り上げられたのじやない  
かと思うのですが、特にこの中で、時間があります  
せんから、学校教育についてどういうような方向  
づけが論議の中に見られたのか。それをひとつ鎌  
田参考人にお聞きしたいと思います。

ため各社が精力的に取り組まれてきたことに關しましては、私ども非常に関心を持っているところございます。

そこで、熊谷参考人にお伺いいたしますのは、今回こうした新しい法律もできるわけでございますけれども、業界として、今後、省エネルギー化ということに対しまして、いかに取り組んでいかれるものかということが一点であります。

もう一つは、参考人の御意見を拝聴しておりますて、その中に、省エネの目標設定に関するくだりのところで、画一的な細部にわたる規制をすべきでない、こういう意見がございました、こう申されましたので、もう少しこの点について具体的に述べさせていただきたいということでございます。

次に、山本参考人にお伺いいたしますのは、まず、燃費に関する規制で、アメリカの厳しいとよく引き合いに出されておるわけでございますけれども、ヨーロッパ諸国はどうなのかということとが余り出ないわけでありますて、さらにまた、

○橋口委員長 宮田早苗君。  
○宮田委員 参考人の皆さんにはお疲れだと思い  
ますが、私は、鉄鋼連盟の熊谷参考人と自動車工  
業会の山本参考人、お二方にそれぞれ二問あて質  
問をいたします。よろしくお願ひいたします。  
まず、鉄鋼業界についてでございますが、四十  
八年の石油危機以降、エネルギー管理が経営の中  
心的な課題となつていただけであります、その

— 1 —



申し上げたいと思います。決して鉄鋼業界全体がこの省エネルギーについて不熱心であるとか、この法案についてとやかく申しておるわけではありません。鉄鋼業界の意見は、先ほども私が委員長として明瞭に申し上げたとおりでござりますので、御了解をお願いします。

改善をやるうとしている。これに対抗しなければいけないといふお話で、そのためには相当また設備投資もいるといふお話をありました。自動車工業会においては、ではそのための設備投資というもののとてどのくらい考へておられるのか。これが質問の第一点であります。

千億円くらいの間で参っております。そのほかいろいろ部品関係とかがあると思いますが、これらからこの設備投資の額がどうなるかということにつきましては、各社ともそれぞれかなり事情が違いますし、現在のところ、業界全体として今度のこのエネルギー対策のためにどれだけの投資をす

短いというふうには御理解いただかないようにお願いいたしたいと思います。この点は私ども、特に外国へたとえば車を輸出しております場合も日本の車の品質、耐久性についてはむしろ各国とも高い評価をいただいている次第でございまして、国内で出している車についても全く同じよう

第二の、熱回収に今後重点を置かなければならぬないということは御指摘のとおりでございます。ただ、この熱回収のためにどのぐらいの技術開発をやって、設備投資をするかというのは、現在手元に資料を持っておりません。しかもこれは相当長期的にわたりますので、さしあたり五十四年ぐらいいの設備投資計画等はあるかと思いますが、長期的なものはまだ各社できていないと思います。今後、御指摘の点は大事でございますので、この法案の成立を機会にわれわれもそういう勉強をしてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○工藤(晃)委員(共) 続いて山本参考人に伺いたいと存ります。

先ほどのお話によりますと、いまアメリカが相当巨額の投資をしながら、アメリカの自動車の体质改善といいますか、特に小型車においての体质

○山本参考人 第一の設備投資の点でございます。  
アメリカは、先ほど申し上げましたように大変大きな意気込みでございまして、これから数年間に七百億ドルという巨額の投資をすることにいたしております。私たちも負けないようやるつもりでございますが、従来自動車業界の設備投資額は、直接の完成車メーカーだけで大体四千億円から五

は、十年ぐらい古い車についての議論であるようになります。しかし、まずちよっとと考えられる点がございます。  
それからもう一つ、私たちメーカーとしてはつまづき申し上げられることは、私たちがつくっております日本の車、特に現在つくっております車は、耐久性ということについては国際的に見てどこにも劣らない、長く使っていただき十分なだけの私ども自信を持って供給をいたしております。ただこれはどのぐらいたつたら売り渡すか、そして中古車になり、それが転々と回って最後に廃車になるかといふこの過程につきましては、その国情の社会情勢あるいはユーチューバーの物の考え方とかいうことによりまして、比較的早目に切りかえていくというようなところでは、それがわりやすい早く中古車になり、さらに廃車になるというようなことでございまして、メーカーは、たとえば耐久性のない、弱い車をつくっておるから耐用年数が

まず、鎌田参考人にお願いしたいと思うのですが、先ほど御陳述の中で、今回のこの法案を契機として、日本の省エネルギーの対策が一段と進むということを非常に評価されておりました。これは、特に鎌田さんあたりが出されました省エネルギー部会の答申がそのまま実施された場合の話でございましょうが、ここへ出てきておりますこの法案は、ほんのその一部だけのこととございまして、あと交通の問題あるいは農業の問題、その他先ほど問題になつておりました教育の問題、あるいは倫理の問題といったことはすべて何もなさかれておらないわけでございます。政策化されて初めてこれが効果が出てくるかと思うのですが、その政策化がなかなかおくれておるのが現実でござりますし、そうするうちに第二次石油ショックといつたことで、何もないままにまた大変なことにな

○工藤(晃)委員(共) 続いて山本参考人に伺いた  
いと思います。

な意気込みでございまして、これから数年間に七百億ドルという巨額の投資をすることにいたして

うことによりまして、比較的早目に切りかえていくといふようなところでは、それがわりあい早く

○山本参考人 第一の設備投資の点でござい  
す。

で中古車になり、それが転々と回って最後に廃車になるかというこの過程につきましては、その国

まず、鎌田参考人にお願いしたいと思うのですが、先ほど御陳述の中で、今回のこの法案を契機として、日本の省エネルギーの対策が一段と進むということを非常に評価されておりました。これは、特に鎌田さんあたりが出されました省エネルギー法案は、ほんのその一部だけのこととございまして、日本の中でも、日本の省エネルギーの対策が一段と進むということを非常に評価されておりました。

ですので、私がとやかく申し上げるところではない  
と思います。

論なんですが、私が独自にいろいろ調べた結果、必ずしもそれは言えない。一万キロから二万キロ

かというようなことから計算をしてきております

○中馬(弘)委員 予定の時間も大分オーバーしておりますので、簡単に残った問題で御質問さして

申し上げたいと思います。  
それから、第一点の目標値が中小企業を基準にしてやるので、甘くなるのではないかという御指摘でござりますが、これはどういう目標値をどういう方法で決めるかというのは、私は責任者でございませんのでお答えしようがございませんが、恐らく通産省としては鉄鋼一本でなくて、先ほど申し上げましたように、特殊鋼とか平電炉、これほどちらかといふと中堅企業 中小企業でござります。それから、銑鋼一貫製鉄所、これは大手でございます。そういうように業種別に分けて決められる可能性もございます。したがつて、私どもは中並みにやればいいというような甘い考え方で対応すると間違いだ、かようになります。しかし、二三より申し受けます大手の二二二四六、ま

改善をやるうとしている。これに対抗しなければいけないというお話で、そのためには相当また設備投資も必要というお話をしましたが、自動車工業会においては、ではそのための設備投資というものとしてどのくらい考へておられるのか。これが質問の第一点であります。

第二点としては、実はこれは私委員会でも取り上げた問題であります。日本の自動車の耐用年数は欧米車と比べて短いということが指摘されまいりまして、たとえば日本経済調査協議会、これは代表理事は中山伊知郎さん、永野重雄さん、こういう方たちであります。そこでも問題提起されまして、西ドイツ並みに延ばしただけでも生産がそれだけ落とせますので、その面からすると省エネルギーということが期待されるという指摘もありました。ただし、日経調の調査によりますと、それだけでなしに、実は走る距離が一万キロから二万キロあたりへいくと走行燃費の効率が落ちるので、その面から言ふと、総合得点で言ふと、

千億円くらいの間で参っております。そのほかいろいろな部品関係とかがあると思いますが、これらからこの設備投資の額がどうなるかということにつきましては、各社ともそれぞれかなり事情が違いますし、現在のところ、業界全体として今度のこのエネルギー対策のためにどれだけの投資をするかということについての計数的な調査はまだいたしておりませんので、きょうのところはちょっと申し上げられません。よろしくお願い申し上げます。

それから、第二点の耐用年数のことでござります。これは、日本の車が耐用年数が少し短いといふことをよく言われるのでございます。統計資料で見ますと、たとえばアメリカの車が十一年で、ドイツの車が九年で、日本の車が八年とかといふようなことも言われるわけでございます。実はこの耐用年数というものの計算の仕方がいろいろございまして、私も余り詳しいそちらの統計の専門家ではございませんけれども、過去、たとえば十年でござる、二つと角の車が見庄でいくつも残っている

短いというふうには御理解いただかないようにお願いいたしたいと思います。この点は私ども、特に外国へたとえば車を輸出しております場合も、日本の車の品質、耐久性についてはむしろ各国とも高い評価をいただいている次第でございまして、国内で出している車についても全く同じような考え方を持つております。

それから、古くなると燃費が悪くなるという話がございました。これは一万とかそこいらではほとんど変わらないと私は思います。しかしやはり年数年間使つておりますと、ある程度、当然その間に、これはもう法律でも決められておる部品の交換とかいろいろしなければなりませんし、総合的に、これは若干燃費が悪くなることはあると思います。しかしそれも相当に、恐らく数年たつた場合のことであって、一万とか先生のお話のような期間ではそういう現象はないというふうに思います。

○工藤(晃)委員(共) どうもありがとうございました。

るということを私も恐れておるわけでございます。この点について、鎌田さんは、この政策のおくれあたりを、出された方の立場としてどのように御判断なされておるか、ひとつお答え願いたいと思います。

## ○鎌田参考人

お答えいたします。

エネルギー事情の脆弱性を持つわが国として、将来の危機に備えるべきことは当然であります。しかし先ほども申し上げましたように、将来の見通しにつきましては警戒論、樂觀論それぞれあります。それが将来の見通しである以上、必ず第二のエネルギー危機が来るとも言い切れない面があるということを先ほど申し上げたわけあります。

これら辺、世間で一九八〇年代あるいは八五年、九〇年のエネルギー危機というものを想定して、警鐘を乱打している方々と私の若干の違いであろうと思うのでございますが、私はそういう観点に立ちますと、強制的規制措置を現時点で講ずるには問題がある。やはり国民の自発的な省エネルギー努力を極力引き出すこの法案程度の政策が、現時点では妥当ではないかというふうに考えますのでござります。

種々のマイナスが伴うことも知られているとおりでございます。ただ、今後時代の推移を見、国民の理解と同意を得ながら、必要があれば強制的な措置を取り入れていくというような形にしておけばいいのではないかと考えます。

一方、供給中断というような緊急時に備えての省エネルギー対策を別途講じておくべきことは言うまでもございません。

## 以上でございます。

## ○中馬(弘)委員

山本参考人にお願いいたしま

す。

一般トラックの過積み規制が行われまして、これによつていろいろな部面での、物価の値上がりなんかも含めた若干の影響が出ていることは御存じのとおりだと思うのです。これはもちろん安全上の問題からこの規制が行われた点が一番大きいわけでございますけれども、その安全性を無視

するということではなくて、トラックの過積み規制が省エネルギーに逆行していることが現実だと思つのですね。といいますのは、今まで一台に積んでおったものを二台に積まなければならぬと思つます。

エネルギー事情の脆弱性を持つわが国として、将来の危機に備えるべきことは当然であります。しかし先ほども申し上げましたように、将来の見通しにつきましては警戒論、樂觀論それぞれあります。それが将来の見通しである以上、必ず第二のエネルギー危機が来るとも言い切れない面があるということを先ほど申し上げたわけあります。

これら辺、世間で一九八〇年代あるいは八五年、九〇年のエネルギー危機というものを想定して、警鐘を乱打している方々と私の若干の違いであろうと思うのでございますが、私はそういう観点に立ちますと、強制的規制措置を現時点で講ずるには問題がある。やはり国民の自発的な省エネルギー努力を極力引き出すこの法案程度の政策が、現時点では妥当ではないかというふうに考えますのでござります。強制的な規制措置に種々のマイナスが伴うことも知られているとおりでございます。ただ、今後時代の推移を見、国民の理解と同意を得ながら、必要があれば強制的な措置を取り入れていくというような形にしておけばいいのではないかと考えます。

一方、供給中断というような緊急時に備えての省エネルギー対策を別途講じておくべきことは言うまでもございません。

以上でございます。

## ○中馬(弘)委員

進藤参考人にお願いいたしま

す。

あるいは全体の効率の点から見まして、できるものならもつとたくさん積んで運んだ方がいいとございます。ただ、今後時代の推移を見、国民の理解と同意を得ながら、必要があれば強制的な措置を取り入れていくというような形にしておけばいいのではないかと考えます。

一方、供給中断というような緊急時に備えての省エネルギー対策を別途講じておくべきことは言うまでもございません。

## 以上でございます。

## ○中馬(弘)委員

山本参考人にお願いいたしま

す。

一般トラックの過積み規制が行われまして、これによつていろいろな部面での、物価の値上がりなんかも含めた若干の影響が出ていることは御存じのとおりだと思うのです。これはもちろん安全上の問題からこの規制が行われた点が一番大きいわけでございますけれども、その安全性を無視

の方にもお願いしていくべきであるというふうに考えております。

これは一般の消費者の声でもあるのですが、先ほども少しお話が出ましたが、耐用年数が非常に

短いじゃないか、あるいは壊れた場合にすでにそ

のものの交換部品がもうそろつてないじゃないか

といつたような声が出でております。確かに直接の

エネルギーじゃありませんが、日本全体のこと

でいかなればならないのかもしれませんけれども、そういたしますと、むしろ安全と両立させる

意図で、今まで積んでおったあの程度のもの

は、もう少し技術的に積めるような車をつくると

か、こういったことについての自動車メーカー側

の対応というのはいかがございましょう。

○山本参考人 過積載問題についてのお尋ねでござりますが、やはり安全ということが何より重要

なことだと私ども思ひますので、安全という観点

から決められておる積載量を超えて運搬すると

いうことは何としても避けなければいけない、取

り締まりがなくとも避けなければいけないという

ふうに考えます。

それから、先生御指摘のように、エネルギー

あるいは全体の効率の点から見まして、できるも

のならもつとたくさん積んで運んだ方がいいと

ございます。ただ、今後時代の推移を見、国民

の理解と同意を得ながら、必要があれば強制的な

措置を取り入れていくというような形にしておけ

ばいいのではないかと考えます。

一方、供給中断というような緊急時に備えての

省エネルギー対策を別途講じておくべきことは言

うまでもございません。

以上でございます。

○中馬(弘)委員 山本参考人にお願いいたしま

す。

一般トラックの過積み規制が行われまして、こ

ういうことで補修部品を使ってそれを直して、それを使つたときのエネルギーの消費の多いものを使うか、あるいは新しいものに変えてエネルギー

の消費の少ないものを使うかという兼ね合いがござりますけれども、それは、一般的に言えば長く使つた方がいいのではないかということは考えら

れます。

○中馬(弘)委員 進藤参考人にお願いいたしま

す。

これは一般の消費者の声でもあるのですが、先

ほども少しお話が出ましたが、耐用年数が非常に

短いじゃないか、あるいは壊れた場合にすでにそ

のものの交換部品がもうそろつてないじゃないか

といつたような声が出でております。確かに直接の

エネルギーじゃありませんが、日本全体のこと

でいかなればならないのかもしれませんけれども、そういたしますと、むしろ安全と両立させる

意図で、今まで積んでおったあの程度のもの

は、もう少し技術的に積めるような車をつくると

か、こういったことについての自動車メーカー側

の対応というのはいかがございましょう。

○山下(徳)委員長代理 進藤参考人にお願いいたしま

す。

ただ、現在使つております家電品の補修部品に

つきましては、通産省の行政指導によりまして部

品の保有期間が決められております。これは大体

三十二ばかりの品目がござりますけれども、五年

から九年というところをございまして、一例を挙

げますと、電気冷蔵庫、エアコンディショナーは

九年、白黒テレビ、カラーテレビなどは八年とい

うふうになつております。そして補修部品は常に

それによりまして用意をしておるわけでございま

す。また大量に使われるものにつきましては、そ

の期限が切れてしまつてもそれについてはいつ

でも供給できるようにしております。

ただ問題になりますのは、確かに古いものを使

えばそれだけ省エネルギーということにはなりませんけれども、余り古くなりますが、だんだん効率のいい品物ができてまいりますので、そつちを使つた方がかえつてエネルギーの節約になるという

よななことを再検討する余地はあるのではないか。

ただ、これは逆に、メーカーの立場からいいますと

午後二時二十分開議

○橋口委員長 以上で参考人に對する質疑は終わりました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございました。厚

くお礼を申し上げます。

○中馬(弘)委員 長時間ありがとうございました

た。

○中馬(弘)委員 長時間ありがとうございました

た。

○橋口委員長 以上で参考人に對する質疑は終わりました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございました。厚

くお礼を申し上げます。

○中馬(弘)委員 午後零時五十七分休憩

○進藤参考人 いまのお話はまことにそのとおりでござります。

ただ、現在使つております家電品の補修部品に

つきましては、通産省の行政指導によりまして部

品の保有期間が決められております。これは大体

三十二ばかりの品目がござりますけれども、五年

から九年というところをございまして、一例を挙

げますと、電気冷蔵庫、エアコンディショナーは

九年、白黒テレビ、カラーテレビなどは八年とい

うふうになつております。そして補修部品は常に

それによりまして用意をしておるわけでございま

す。また大量に使われるものにつきましては、そ

の期限が切れてしまつてもそれについてはいつ

でも供給できるようにしております。

ただ問題になりますのは、確かに古いものを使

えばそれだけ省エネルギーということにはなりませんけれども、余り古くなりますが、だんだん効率のいい品物ができてまいりますので、そつちを使つた方がかえつてエネルギーの節約になるという

よななことを再検討する余地はあるのではないか。

エネルギー法を制定する必要がある、こういう観点から私どもは若干質問いたしたいと思います。

通産省に伺いますが、この法案の立案の背景となつた点について、私はこのように理解しております。総合エネルギー調査会は五十二年八月に「長期エネルギー需給暫定見通し」を発表いたしました。これは、石油ショック後のエネルギー需給事情を勘案して、昭和六十年度を目標にエネルギーの長期需給見通しを発表した、そしてそれには省

度のあの事故といふものは、結果的にはやはり安全性は相違保されておつたといふことも言えなくはないわけあります。しかし、私どもはあくまでこの原因を究明いたしまして、カーテー大統領も言っておりますが、正しく国民に知らせるこことにより納得を得て、計画はせひひとつ進めていきたいものだといふふうに考えておるわけあります。

しかし、いろいろ御提示にありましたように、

ますのは、経済企画庁の中期経済見通しといふものにのってやつておるわけでございます。したがいまして、需要見通しに関しましては、政府全体としての経済見通し、これの変更がない限りにおきまして、需要の方をこちらだけで勝手に変えるというような性質のものではないのではないかと、いろいろと考えております。

レ  
リットル、国内石炭、天然ガスが一千百万キロワット、  
三千三百萬キロワット、LNGが三千万トン、海  
外石炭が一億二百万トン、うち一般炭が千六百万  
トンですが、新エネルギーが二百三十万キロリット  
トル、小計しまして二億二千八百万キロリットル  
ということになっておりますし、輸入石油の所要  
量が四億三千二百万キロリットル、こういうふうに  
になって、大体六億六千万キロリットルになるわ

エネルギー政策が必要であるとし、一〇・八%の節約を図るべきだ、こう提言したわけであります。それに引き続いて、総合エネルギー調査会の省エネルギー部会が五十二年十一月二十五日、「省エネルギー政策の必要性と課題」と題して報告書をまとめた。その報告書に基づいて、それを基盤としてこの法律案が作成された、こういうふうに理解をいたしますが、これでよろしいかどうか、念のために伺つておきます。

石油の先行き、原子力発電所の建設計画もときに  
スローダウンなどというような問題も予想されな  
いわけのものではありません。しかし、そういうう  
ことがないよう最も善の努力をいたしてまいるつ  
もりであります。今後ともこの動向をにらみ合  
わせながら支障のないように計画を遂行していき  
たいというふうに考えます。

よりも経済成長率は下回っておったという現実をござりますし、エネルギーの消費に関してはこの暫定見通しよりは下回っておったというのが実情ではございます。しかし、そうかといいますて、企画庁の方の計画が変わらない先に、こちらだけ先走って変えてしまうということは段階では考えておりません。

けですが、この水力以下、地熱、輸入石油等所需要量、こういうところの見通しはどうですか、どの点がこの計画よりも不足をし、どの点がオーバーペントしているのか、総需要は大体六億六千万キロリットルぐらい必要だと言つていいのですから、目通しとして供給量がどの程度になつておりますか。

○板川委員 そこで、五十二年八月の「長期エネルギー需給暫定見通し」、これは、内外のエネルギー事情の変化によつて今日では達成見込みが不可能なもの、たとえば原子力発電、あるいは達成見込みを恐らくオーバーするであろうと、LNGなどがありまして、この「長期エネルギー需給暫定見通し」は再検討して軌道修正する必要がある、これがござります。新聞によりますと、政府もその方針を通じておられるということですが、これもまた御異議ありませんか。

○江崎国務大臣 御指摘の点はやはり現時点でいろいろいる問題はあります、石油の場合、価格は高騰しておりますが、入手の量においてはいまのところどうやら確保できてるというの御承認のとおりの実情でございます。それから五百節約、これはやはり徹底しなければならないといふように考えております。

そこで、この長期エネルギー需給見通しの見直しを用意しておると言うのですが、たとえば需要の方ですね、長期暫定見通しによりますと、五十年から六十年にかけて石油換算で三億九千万キロリットルが七億四千万キロリットルになるだろう。しかし、一〇・八%の省エネルギー政策を進めることによって、需要を六億六千万キロリットルに抑えることができる、こういう見通しを持つておるわけですね。これをつくったときは暫定であり、つくったときからすでに三年間を経過いたしておりますから、この辺で七億四千万キロリットル、一〇・八%、六億六千万キロリットル、この数字を見直しの場合変更するような状態ですか、今日までのところこれは大体この線で来ておりますか、六十年を予想するとこれでいいのかどう

口リントルの需要というよりも相当に回りますか、予想として。もうすでに三年間経過しているわけですから、半ば近くなるわけですから、大体の見当として、たとえばこれよりも一キロリットルぐらい少なく済みそうだと、あるいはこれでは足りないらしいとかというような検討はしておりませんか。

○天谷政府委員 いまのところではまだそこま立ち入った検討はやっておりませんが、大体の量として申し上げますならば、エネルギー総需量といたしましては、あの計画の線からそんなのは違わないのじやないだろうかというような感覚でございます。

○板川委員 大体そなは違わないような感じ、ういうやうにこの三年間の経過を見て考えておということです。

そこで今度は供給の方ですが、水力の一般が

原子力発電所の建設については、御指摘の点確かに心配な点であります。見方によつては、今

○天谷政府委員 うか。この計画のベースになつております

千二百五十万キロワット、揚水が千八百五十万キロワットというこの見通し、それから地熱が百

万キロは、OPECによる問題でござります。その数字は、一九八五年、二千六百万バレル・ペー・デー

これは自由世界の輸入可能量の想定でございますけれども、それとうらはになつておる関係にござりますけれども、現在ではまだOECは二千六百万バレルという数字を変えておりません。したがいまして、OECが変えていない段階で、わが方だけこれまた先走つて変えるということはどうかという気がいたします。もしOECが変りますかといふことがあれば、その考え方にもよりますけれども、その場合には、この計画のかなり大きな前提が変わつてくるということにもなりうかと存じます。

○板川委員 原子力発電三千三百万キロワットに對して、現在運転中の十九基が千二百六十七万キロワット、建設中の九基八百十一万キロワット、合わせても二千百万くらいですね。準備中が七百六十万キロワット分がありますが、恐らくスリーマイル島の事故にかんがみて、準備中がこの期間にできる可能性はない。建設中のものでも運転開始が相当おくれる見込みだ、こういうことになりますと、原子力発電も三千三百万の分ちょっととくらいいになる可能性があるわけですね。さらに、輸入石油の四億三千二百万キロリットルというのはなかなかむずかしい状態になる。多少の石炭の輸入があえたとしても、石油から石炭転換というのはこれまた急にはできないわけですから、全体として私は言いたいのは、こういう长期見通しの上からいつても、省エネルギー政策といふのはもつと真剣に準備をし、進める体制を組まなくちやいかぬじやないか。いまイランの問題があつて、あるいはスリーマイルの事故があつても、石油は結構何とか入つていてるという認識だけでは、当面はそれはそれでいくにしても、長期的な見通しの上に立つたら計画的に省エネルギー政策といふのをもつと真剣に進めるべきではないか、私はこういう気持ちを言いたいのであります。

○江崎国務大臣 お説に全く同感でございます。東京サミットのエネルギー政策の準備会におきましても、やはり来年も五%節約を決めよう、こう

いう準備段階における話し合いが行われたことを見ましても、いま御指摘の点はきわめて重要だと

ざいます。しかし、その他原子力研究所、そういう域外の問題もあるものでございますから、そぞうの緊急対策について、関係各省に若干伺いたいと

思ひますが、まず総理府総務長官にお伺いをいたします。

○板川委員 原子力発電所が事故を起こした場合に際して、わが國でも原発事故に備えて住民の避難対策などを総理府で取りまとめるように指示した

このう報道がされておりますが、その後、この指示に基づいてどういう対策をとられ、あるいはこれがまとめてどういう対策を樹立していくかと

するのか、この点の見通しをちょっと伺つておきます。

○三原国務大臣 お答えいたしました。

板川委員御指摘のとおり、先般の閣議におきまして大平総理大臣から、スリーマイル島の事故にかんがみまして、わが国におきましても特別の対処をすべきではないか、検討を進めよということがあります。

そこで、通産大臣もお見えでございましたが、特に通産大臣とも十分連絡をいたしましたが、実は原子力発電所等の防災に関する連絡会議というのを設置いたしまして、先般来数次にわたりて関係局長、関係課長の会議をいたしましたが、大体の基本方針を樹立願つたのが現段階でございます。しかし、なおアメリカから具体的なデータなども參つて、それに肉づけをするということになるわけでございます。

そこで、私どもの方におきましては、いま申し上げました連絡会議において基本的な方針を樹立し、後は災害対策基本法に基づきまして、担当省

が、当面はそれはそれでいくにしても、長期的な見通しの上に立つたら計画的に省エネルギー政策といふのをもつと真剣に進めるべきではないか、私はこういう気持ちを言いたいのであります。

まして、今後は国土庁が防災に対する主導官庁として、基本方針に基づきまして、担当省

が、それは灾害対策基本法に基づけば国土長官のところに行くであろう。最後は総理に行くかも

りえずは市町村から知事に報告をする、そして知事は所管の国土庁に報告をしてまいる。それが発電所の場合には、通産局に連絡があり、通産局は通産省に御連絡をなさる。最終指揮はどこに

するかというようなことも検討してまいりましたが、それは灾害対策基本法に基づけば国土長官のところに行くであろう。最後は総理に行くかも

りえずは市町村から知事に報告をする、そして大体の基本方針を樹立願つたのが現段階でござります。しかし、なおアメリカから具体的なデータなども參つて、それに肉づけをするということになるわけでございます。

そこで、私どもの方におきましては、いま申し上げました連絡会議において基本的な方針を樹立し、後は災害対策基本法に基づきまして、担当省

が、当面はそれはそれでいくにしても、長期的な見通しの上に立つたら計画的に省エネルギー政策といふのをもつと真剣に進めるべきではないか、私はこういう気持ちを言いたいのであります。

まして、基本方針に基づきまして、担当省

が、それは灾害対策基本法に基づけば国土長官のところに行くであろう。最後は総理に行くかも

りえずは市町村から知事に報告をする、そして大体の基本方針を樹立願つたのが現段階でござります。しかし、なおアメリカから具体的なデータなどを参ります

参考にいたしまして具体的な対策案を立案し、そ

して発電所内の問題等は非常に御注意を願つて今

日まで安全体制を確立してもらつてあるわけですが、その他原子力研究所、そういう域外の問題もあるものでございますから、そぞうの緊急対策について、関係各省に若干伺いたいと

いうものは自治省等に關係し、警察などに關係をする、また地方公共団体にも關係するわけでござりますが、こういう点を総合的に見直すと申しますか、再検討を加えて、安全、防災対策を確立していくこうということで進めておる現況でございます。

○板川委員 建設省関係者が来ておると想いますが、建設省は、今後原発をつくる場合にはそういうことを想定して避難道路は必ず置くような考え方を持つておるので、建設省も場所もないところへ避難しようと困るので、建設省も

うすることを想定して避難道路は必ず置くような考えをするのか、そういうようなことについていま具体的な検討を進めておる段階でございます。

○板川委員 それでは、たとえばスリーマイル島の事故のようなことが起つた場合に、現地に乗り込んで、これはこの付近で起つことは限りませんから、九州へ行つたり石川県へ行つたりするわけですが、現地に行って避難命令を出したり何かするような指揮をするところ、指揮官といふのはどう

こになるのでしようか。アメリカの例を見ると知識が決断を下しておるというのですが、どういう規模で避難命令を出すかという判断は、日本の場合にはどこが担当して決断するのでしょうか。

○三原国務大臣 いまの御質問は、そうした事故が起つた場合に、まずどういうことで情報をキャッチして、どこがそういう指揮命令をするようになるのかということです。

○板川委員 私の担当の住宅の仕事ではございませんが、道路の行政の面におきましては、あらゆる観點からその事態に対応することは當面頭に置いているはずでござりますので、具体的な問題題に對応するということを考慮に入れているはずでないかと思つております。

○吉田政府委員 私の担当の住宅の仕事ではございませんが、道路の行政の面におきましては、あらゆる観點からその事態に対応することは當面頭に置いているはずでござりますので、具体的な問題題に對応するということを考慮に入れているはずでないかと思つております。

○板川委員 自治省関係者が来ておると思いますが、自治省では防災対策といいますか、避難対策について私詳細に存じませんが、いろいろな状態に對応するということを考慮に入れているはずでないかと思つております。

○中川説明員 消防庁におきましては、原子力災害の特殊性にかんがみ、各省庁と原子力災害に対する具体的な対応策を協議していくとともに、原子力安全委員会で専門的、技術的事項を検討されることがあります。

○板川委員 総務長官、防災総合対策といいますか、それが具体的に決まるのは大体いつごろですか。

いま明確につつごろということはお答えできませんけれども、スリーマイル島あたりの調査がある程度具体化いたしまして、そのデータなどをキャッチをし、それを受けてやりた

いと思います。できるだけ速やかにということ



ギー」というのが相当のスペースをもって書かれて  
いるのですけれども、この法律には輸送部門の省  
エネルギーという項目がないのです。これは一  
どういうことなんでしょうか。立案の経過につい  
て伺いたいと思うのです。

輸送部門の省エネルギー政策としては、たとえれば効率的輸送体系の確立というのがあります。あるいは交錯輸送を解消するという問題もあります。それで、貨物では一トン・キロ当たりの輸送コストが、トラックは鉄道の約十倍のエネルギーを使っています。旅客では一人が一キロ移動するのに、自家用車は鉄道の八倍のエネルギーを使っております。そこで、将来このエネルギーが不足てくるならば、省エネルギー政策として輸送部門の省エネルギーというのも重要な対象にならなくてはならぬと私は思うのですが、今回除かれた理由はどうぞ。

○林説明員　お答え申し上げます。  
的確なお答えかどうかわかりませんけれども、この法律はそれなりの一つとまとった目的を持つて提案されているものだと思います。そういうことで、私ども運輸省の関係といたしましても、たとえば自動車の燃費の改善でございますが、これについてそれなりの規定を置いております。

て、私どもができる限り私的な輸送手段から公共交通機関に需要を誘導するという方向で政策を進めてまいりたい、そういうことから、従来からたとえば地下鉄とかそういう高速鉄道の整備、あるいは自動車の場合にバスという公共交通機関

○板川委員 運輸省でも別途に省エネルギー対策として検討をいたしております。今後ともそういう方向の施策を重点的に進めてまいりたいと考えております。

通産省に伺いますが、新エネルギー開発促進法なんという、新エネルギーですね。地熱、まだ残されている水力、あるいは太陽熱、水素エネルギー、その他いろいろの新しいエネルギーがあるわけです。これはサンシャイン計画で研究課題になつておるわけですが、このサンシャイン計画の中身などを中心にして、新しいエネルギー開発促進法というようなものを用意すべきではないだらうか、そしてもっと資金を投入して、国内にあるエネルギー資源を新規に開発し、再開発をしていく必要があるのでないだらうか。

たとえば小水力、いま日本で水力電気は二千二百万キロワット程度であります、小水力といつものもこれを積み重ねていけば約二千万キロワット分くらいあると言われておるので、ただコストが高いとかいろいろあるでしょうが、そういう国内にあって、あるいは国外でもいいのですが、まだ利用されないエネルギー、太陽熱利用というよくなうこととは研究はしておりますけれども、何せそれが、金で済むなら金を出して、もうちょっと早くこの研究の成果のテンポが遅過ぎる。それは先ほど参考人と議論しましたが、資金と設備と人と時間という関係がありますが、とにかく時間だけでも、金で済むなら金を出して、それを進める。そのため助成措置がある程度必要です、新エネルギー開発促進法というよくなきものを制定すべき時期に来ているのじやないだらうか、こう思いますが、大臣いかがでありますか。

力を、そして資金、御指摘の点は全く私どもも憂慮いたしておるところであります。五十五年から六十年にかけてのその研究開発費も約七兆円と言われます。一般会計から投入しても三兆七千億くらいは不足するであろうことが現実に問題になります。そこで、一般的な検討をいたしまして、結論を得るようになります。  
○板川委員 昨年のわが国の新エネルギー開発資金というのを先進諸国と比較いたしますと、日本は大体アメリカの十五分の一、西独の三分の一、フランスの半分、こういうぐあいに非常に低いですね。  
そこで、この新エネルギーの開発資金をどこから――そうではなくても赤字公債を発行して財政困難なときに、どうしたらしいのだという議論もあります。たとえば石油関係の諸税など、そういうのがたくさんありますね。それで、それはほとんど道路に使われている。道路は自動車交通のためになる。自動車というのは、先ほど言つたように便利だけれども、鉄道は自動車の十分の一から八分の一しかエネルギーを食わない。それから、面積もとらない。大量輸送には鉄道輸送というのではなくて、非常に有効な省エネルギー機関であるのですね。

○江崎国務大臣 やはりエネルギー節約という意味、それからエネルギーの消費合理化ですね、こういう面から言いまして、私いまのお話というの是非常に重要な御発言だというふうに思います。私は、過去に自治大臣をいたしておりましたときに、社会党のいま委員長をやつておられる飛鳥田さんとお目にかかったことがあります。横浜市を視察したときに、政令指定都市の場合、交通問題というものが解決すれば、自分の仕事の誇張して言えば五〇%は解決したも同様なんだそれくらいにこの交通問題を思つておるのだというふうをおっしゃったことをいまでも私は記憶いたしております。これは何も大都会ばかりではないわけでして、いまお話をありましたように軌道車の部門、それからいまの自動車の道路利用の部門、そういうものを、エネルギーの節約、合理化というならば、やはり体系的にもう一度見直すことも本当に重要な問題だと思います。

提言として承っておきます。

○板川委員 今度総理が外遊して総理大臣代理をやられるとき、ひとつ閣議で御決定願えれば……。

次にお伺いしたことは、省エネルギー国際技術協力で日本は非常にずいといふ批判があるのです。新エネルギー技術開発、省エネルギーの技術開発を進める上で、国際的な技術協力が重要であります。多国間技術協力といふのも二十九あるそうですが、日本が参加しているのはわずか十件で、三分の一にすぎませんし、省エネルギーの技術協力は、世界で現在九件ある中で日本の参加しているのはわずか一件だそうです。それは、お互いに技術を出し合つて新エネルギー開発なり省エネルギーの技術開発をしていくことなんですが、国際的な非難といふのは、どうも日本は自分の都合のいい方には参加するけれども、省エネルギーの技術開発のように、各国——これでも日本が進んでいるのだそうです。進んでの出し分の方は余り入りたがらない。よその進んでいる方から知恵をかりようという方針はあるけれども、自分の方が進んでいるものをよそに見せようとして、消極的だ、どうも日本の技術開発が多国間協定などに参加が少ないというのはするでいる。この問題はきのうも議論になっておりましたように、余り日本が恣意に陥つておるというようなそしりを受けませんように、十分実情に即してなお検討してまいることにいたしました。

○板川委員 通産大臣にもう一つ伺いますが、今回アメリカでカーター内閣が政治生命をかけて、いろいろの糾余曲折はあつたけれども成立をした

エネルギー法、これを見ますと、エネルギー節約法、石炭への転換対策法、公共料金体系改定法、天然ガス価格法、エネルギー税制法、五つの法律

系で整備されておるのであります。アメリカは自分の国の消費の半分は生産しているのです。輸入が多いといつても半分は自国の生産なんですね。しかし

が、あえてそれを掘らないんだそうです。日本はCの状況や、とにかく新しい石油を掘り出す新投資というのがずっと減つたのです。生産の金に対して投資の比率というのがぐっと最近落ちてきています。石油を何もあわてて増産することはなくなくなつてきて、こう思います。頼りにしておるサウジアラビアも、王政の状況からいうと親米派の何とか王子の方が大変政治的には弱くなつてきて、アメリカの要請で増産体制をこれ以上する必要はないじやないかという空氣も出でていると

いうのですね。ですから、とにかく石炭に転換をする準備をしなくちゃならないし、エネルギーを少なくして有効に使うためには、こういう法体系の整備というようなものは全般的になされなくちやならない、石油業法あるいは石油需給適正化法、そういう程度でよろしいというわけにはいかなくなるんじやないかと思いますが、石油を含め石炭への転換、新エネルギー、そういうものを将来整備する必要がある、こう私は思いますが、御意見はいかがですか。

○江崎国務大臣 この問題はきのうも議論になっておつたわけありますが、日本の実情に全くすぐわないというようなものについては積極的に参加をしないというようあります。いまお話をありましたように、余り日本が恣意に陥つておるというようなそしりを受けませんように、十分実情に即してなお検討してまいることにいたしました。

○板川委員 アメリカの場合には日本の四倍近い消費量であるということもありましようが、日本企業というものがその七〇%までをエネルギー源として石油に頼つておる、そういうことを考えあわせますと、やはりいまおっしゃる意味は非常に重要なと思います。とりあえずはこの法律を成立させていただくと同時に、なお今後エネル

ギー事情の推移に適応するような形で、適切な対応策を練つていきたいというふうに思います。

○板川委員 総論的質問は終わらまして、各論、法案の質疑に入りたい、こう思ひます。

この一条の「(目的)」で、「燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保」のために、「エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置を講ずること」とし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。こう言つておるわけですが、先ほどからも触れておりましたように、使用的の合理化という点のみに限定したこととは一体どういう理由であつたのか、いろいろあると思うのです。省エネルギー部会の答申は省エネルギーの政策を訴えておるので、使用的の合理化という小範囲を言つていたんじやないわけですが、あの省エネルギー部会の報告の中から、使用の合理化という点に狭くしほつて法律としたところは一体どういう考え方であるか、この点伺います。

○天谷政府委員 第一条では燃料資源の有効な利用の確保が目的になつておりますので、使用的の合理化ということが手段で、目的と手段が一直線につながつておる、こういう関係になつております。先生御指摘のように、燃料資源の有効な利用の確保に資するためには、使用的の合理化のほかに、たとえば科学技術の開発、新しい技術の開発であるとかあるいは油田や炭田の開発であるとかいうこともございましょうし、あるいは価格政策を活用するということもございましょうし、あるいは需要適正化法のようないくつかの手段といふようなことを至る場合もございましょうし、この確保に資するための手段といふものは多岐多様にわたつてゐるというふうに思います。ですから、もしその多岐多様にわたる手段を全部カバーするということになりますと、エネルギー政策のデパートメントストアみたいな法律ができ上がる、こういうことになりますが、この法律は初めてからになるでございましょうが、この法律は最初からいわば専門店といふことでいつております。

○板川委員 では、この目的的燃料資源の有効な利用のために、節約というもう一つの専門店は今後どうされるのですか。

○天谷政府委員 節約に関しましては、基本的に道徳、倫理の問題ではなかろうかというふうに考えております。一般的の平常な事態におきましては、たとえばネオングリーンはぜいたくであるとか走つておるのはむだであるとか、したがつてやめはあるいはお客様の乗つていない国鉄のグリーン車があることは、たとえばネオングリーンはぜいたくであるとか、そういうことまで政府なり行政なりが入り込んでいくということには問題があるのではないか

いだらうか。基本的にはむだ遣いをしないといふのではなかろうか。ただし例外がございまして、たとえば中東からの石油が全部とまつてしまつた、こういうような緊急事態が起つてまいり

ルギー量を公平に配分しなければいけないということによって強制的な節約を行わしめるということではなかろうかというふうに考えております。問題が起こつてまいりますから、その際には石油需給適正化法の緊急事態を発動する、そういうことアメリカの場合には、この間のカーターのエネルギー法によりまして、ガソリン浪費車と言つておりますが、燃費の非常に悪い車に對しましては、罰金的なペナルティーをかけるというようなことをやっておりまし、あるいは週末のガソリンスタンプの営業を強制的に制限してしまうというふうなことをやっておりますけれども、これは、アメリカの自動車のガソリン消費量が常識外れに高過ぎるということから、あのくらいの規制をやってもいいのではないか、それからアメリカの国全体におけるガソリンの消費量も、得率四五%というようなことで、余りにも高過ぎますからああいうような規制というものを考えたのではなかろうかと思いますが、日本でそういうことを強制的に行うような客観的条件があるであらうかどうか、需給適正化法における緊急的な事態という判断を下すにいまのところ適切であるかどうかという問題になりますと、これは閣議で決定して告示すると、いう手続になっております。したがいまして、資源エネルギー庁よりはるかに上の段階で判断すべき問題であらうかと存しますけれども、現段階ではまだそのところまでは考えていない、範囲は主として自発的に行なうことがいいのではないか、こういうことになっていると存じます。

てきたからその有効な利用を図るんだ、有効的な利用を図るために節約する。それは強制をしてはいけないということではなくて、基準を定めて強制してやることも私はできると思うのですが、この節約をしたことによってエネルギーの有効な利用に資するということもあると思うのです。そういう場合には政府がそれに助成するという措置、またエネルギーが節約できるのには新エネルギーの開発、利用されていないエネルギーの開発といふものもあるでしようが、とにかく節約をして有効的な利用に資することに対しても、何らかの政策的な恩典を与えてこれを強制するということは——省エネルギーだといってその人たちが勝手にやることに任せることであつて、政府は何らそれにも口を出すべきじゃないというのは私はちょっとどうなはずがないですね。これは、国がエネルギーの有効な利用をさせるために節約をさせる必要があるならば、それを奨励する制度を設けて誘導していくこということだつてあっていいんじゃないですか。節約というのは個人の倫理だけに任せるというのはおかしいんじゃないですか。

用を図るために節約する。それは強制をしてはいけないということではなくて、基準を定めて強制してやることも私はできると思うのですが、この節約をしたことによってエネルギーの有効な利用に資するということもあると思うのです。そういう場合には政府がそれに助成するという措置、またエネルギーが節約できるのには新エネルギーの開発、利用されていないエネルギーの開発といふものもあるでしょうが、とにかく節約をして有効な利用に資することに対して、何らかの政策的な恩典を与えてこれを強制するということは、省エネルギーだといってその人たちが勝手にやることに任せることであって、政府は何らそれに口を出すべきじゃないというのは私はちょっとうなづけないですね。これは、国がエネルギーの有効な利用をさせるために節約をさせる必要があるならば、それを奨励する制度を設けて誘導していくことだつてあっていいんじゃないですか。節約というのは個人の倫理だけに任せるというのにおかしいんじゃないですか。

化を推進するための柱としたい、こうどうふうに考えていけるわけでございます。

まる措置であろうというふうに存じます。それから第二号の、「加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」でございますが、これは少し専門的な用語で恐縮でございますが、ヒート・パターーンの改善、それから熱交換器の配列の適正化などをを行うものでございまして、主として鉄鋼業あるいは石油精製業などに該当する措置である。ヒート・パターーンといいますのは昔の御飯を炊くときの初め後から急に加熱するとか、そういう式のことをヒート・パターーンと言うようでございます。そのヒート・パターーンを改善しますと大分熱効率が違つてくるということですございます。

それから第三号の、「放射、伝導等による熱の損失の防止」でございますが、これは主として保温にかかる措置を講じるものであり、保温の対象となる設備が、たとえば蒸気使用設備ならば食品業、化学繊維、紙パルプ業などが該当業種となるかと存じます。

それから第四号の、「廃熱の回収利用」でございますが、これはたとえば燃焼ガスの廃熱回収を行うといった場合には鉄鋼、窯業土石などが該当業種となるかと存じます。

それから第五号の、「熱の動力等への変換の合理化」、これは主として自家発電設備を有する業種、紙パルプ、化学あるいは電力、これが主な該当業種かと存じます。

第六号の、「抵抗等による電気の損失の防止」及び第七号の、「電気の動力、熱等への変換の合理化」は、電気の使用にかかる措置を講ずるものでありますので、おおむねすべての業種が該当するかと存じますが、機械工業などは特にその顯著な例であろうというふうに考えます。

○板川委員 次に、第四条の関係で伺いますが、「事業者の判断の基準となるべき事項」です。「事業者の判断の基準となるべき事項」の骨子といふものをひとつ業種ごとに説明してもらいたい。そ

の基準の定め方の手続、それから発表の仕方、基準の内容あるいは期限をつけるのかどうか、そして事業所ごとに定めるのか、それとも画一的に一律に定めるのか。あるいは技術基準というのは日進月歩で進みますから、定めた事項が進歩におくれたような場合には変更することがあるとあります。それが、それについて、どういう判断のものに改められるのか、その辺のことです。

もう一つは、一律に基準を示しますと、企業間で格差があつていていけない企業とそうでないものがある、こう思います。これは参考人とも議論になつたのですが、熱管理法第四条の目標原単位といふ設定が、実際法律でつくられても実情に合わなくて結局動かなかつたということもあつたので、この「事業者の判断の基準となるべき事項」が実情に合わないで動かないといふのがある、こういう点をひとつ説明していただきたい。

○天谷政府委員 判断基準の具体的な内容につきましては、法律の施行時までに詳細を詰めるとい

うことになつておりますが、現段階で主要な点についてこうであろうかといふところを申し上げますと、大体次のとおりと存じます。

第一の、「燃料の燃焼の合理化」でございますが、これは適正な空気比の設定、維持を行うための燃焼管理を実施することが中心かと存じます。

それから第二の、「加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」でございますが、工業炉等において、その構造や加熱される物質の性質に応じた加熱のパ

ターンを改善することが中心かと存じます。

それから第三の、「放射、伝導等による熱の損失の防止」は、各種の工業炉、蒸気排管、貯熱ボイラなどによりまして可能な限り回収し、有効利用を図ること等でござります。

それから第五の、「熱の動力等への変換の合理化」、これは蒸気を工場で使用する一方で、発電も利用している工場におきまして、使用量のバランスを操業効率が最高となるよう調整を行ふものがある、こう思います。これは参考人とも議論になつたのですが、熱管理法第四条の目標原単位といふ設定が、実際法律でつくられても実情に合わなくて結局動かなかつたということがありました。それが、それについて、どういう判断のものに改められるのか、その辺のことです。

もう一つは、一律に基準を示しますと、企業間で格差があつていていけない企業とそうでないものがある、こう思います。これは参考人とも議論になつたのですが、熱管理法第四条の目標原単位といふ設定が、実際法律でつくられても実情に合わなくて結局動かなかつたということがありました。それが、それについて、どういう判断のものに改められるのか、その辺のことです。

○天谷政府委員 判断基準の具体的な内容につきましては、法律の施行時までに詳細を詰めるといふことになつておりますが、現段階で主要な点についてこうであろうかといふところを申し上げますと、大体次のとおりと存じます。

次に、事業者の判断の基準は業種ごとに縦割り的に定めるものではなくて、第三条の一号から七号に掲げる事項につきまして、各業種に共通する対策として定めるということで考えており、告示

という形で公表したいと思っております。

その理由は、エネルギー原単位は同業種同規模の工場であつても、原料条件が違う、製品構成が違う、その他いろいろの違いがございますので、同一条件で比較する手決がないというような問題があるわけがございます。それから、省エネルギー率といふようなことにつきましても、原単位

の工場であつても、原料条件が違う、製品構成が違う、その他いろいろの違いがございますので、同一条件で比較する手決がないというような問題があるわけがございます。それから、省エネルギー率といふようなことにつきましても、原単位

の場合と似たような問題があるのではないかと存じます。

それから、同じ業種の中でも、大企業と中小企業との間で大分ばらつきがあつて、一律の基準を定めますと大企業は何もしないし、中小企業は今度は息せき切つて走らなくてはいけなくて、非常に問題が生ずるのではないかという御指摘がございましたが、この辺はやはり現実と理想のバランスの問題でございまして、いわば水車と水みたいな関係であります。余り水の中へ水車をつけてしまいますと回らなくなりますし、逆に水から離してしまえばこれも回らなくなるということであつらうか

と存じます。大体そのときの経済状態とか技術の水準とかいうものを考えまして、相当部分の企業が努力をすれば到達できるというような基準をつくるべきではないかどうか。それでは大企業の方は

何もしなくていいではないかという御議論もあるかと存じますが、国が当表した技術基準を見て、何にもしなくていいと言つて寝てしまふよう

くものといたしましては、原単位水準、それから省エネルギー率といふものがあつらうかと存じます。こういう総合的なインディケーターを定める

ことにはどうもいろいろむずかしい点があるのですが、こういうようなインディケーターが立法ために、配電線路の短縮化、太線化及び配電電圧の適正化を図ること。それから変圧器の適正運転、力率の改善を図ることなどでございます。

それから第七の、「電気の動力、熱等への変換の合理化」でございますが、工場内の動力負荷の適正負荷運転を行い、高い効率を維持することなどをございます。

次に、事業者の判断の基準は業種ごとに縦割り的に定めるものではなくて、第三条の一号から七号に掲げる事項につきまして、各業種に共通する対策として定めるということで考えており、告示

という形で公表したいと思っております。

その理由は、エネルギー原単位は同業種同規模の工場であつても、原料条件が違う、製品構成が違う、その他いろいろの違いがございますので、同一条件で比較する手決がないというような問題があるわけがございます。それから、省エネルギー率といふようなことにつきましても、原単位

の工場であつても、原料条件が違う、製品構成が違う、その他いろいろの違いがございますので、同一条件で比較する手決がないというような問題があるわけがございます。それから、省エネルギー率といふようなことにつきましても、原単位

の場合と似たような問題があるのではないかと存じます。

それから、同じ業種の中でも、大企業と中小企業との間で大分ばらつきがあつて、一律の基準を定めますと大企業は何もしないし、中小企業は今度は息せき切つて走らなくてはいけなくて、非常に問題が生ずるのではないかという御指摘がございましたが、この辺はやはり現実と理想のバランスの問題でございまして、いわば水車と水みたいな

関係であります。余り水の中へ水車をつけてしまいますと回らなくなりますし、逆に水から離してしまえばこれも回らなくなるということであつらうか

と存じます。大体そのときの経済状態とか技術の水準とかいうものを考えまして、相当部分の企業が努力をすれば到達できるというような基準をつくるべきではないかどうか。それでは大企業の方は

何もしなくていいではないかという御議論もあるかと存じますが、国が当表した技術基準を見て、何にもしなくていいと言つて寝てしまふよう

な大企業はいずれ減びるということになるでしょうから、企業は、やはり生きていくためにも利用している工場におきまして、使用量のバランスを操業効率が最高となるよう調整を行うこと等でございます。

それから第六の、「抵抗等による電気の損失の防止」であります。工場内の配電損失の軽減のために、配電線路の短縮化、太線化及び配電電圧の適正化を図ること。それから変圧器の適正運転、力率の改善を図ることなどでございます。

それから第七の、「電気の動力、熱等への変換の合理化」でございますが、工場内の動力負荷の適正負荷運転を行い、高い効率を維持することなどをございます。

次に、事業者の判断の基準は業種ごとに縦割り的に定めるものではなくて、第三条の一号から七号に掲げる事項につきまして、各業種に共通する対策として定めるということで考えており、告示

という形で公表したいと思っております。

その理由は、エネルギー原単位は同業種同規模の工場であつても、原料条件が違う、製品構成が違う、その他いろいろの違いがございますので、同一条件で比較する手決がないというような問題があるわけがございます。それから、省エネルギー率といふようなことにつきましても、原単位

の工場であつても、原料条件が違う、製品構成が違う、その他いろいろの違いがございますので、同一条件で比較する手決がないというような問題があるわけがございます。それから、省エネルギー率といふようなことにつきましても、原単位

の場合と似たような問題があるのではないかと存じます。

それから、同じ業種の中でも、大企業と中小企業との間で大分ばらつきがあつて、一律の基準を定めますと大企業は何もしないし、中小企業は今度は息せき切つて走らなくてはいけなくて、非常に問題が生ずるのではないかという御指摘がございましたが、この辺はやはり現実と理想のバランスの問題でございまして、いわば水車と水みたいな

関係であります。余り水の中へ水車をつけてしまいますと回らなくなりますし、逆に水から離してしまえばこれも回らなくなるということであつらうか

と存じます。大体そのときの経済状態とか技術の水準とかいうものを考えまして、相当部分の企業が努力をすれば到達できるというような基準をつくるべきではないかどうか。それでは大企業の方は

何もしなくていいではないかという御議論もあるかと存じますが、国が当表した技術基準を見て、何にもしなくていいと言つて寝てしまふよう

な大企業はいずれ減びるということになるでしょうから、企業は、やはり生きいくためにも利用している工場におきまして、使用量のバランスを操業効率が最高となるよう調整を行うこと等でございます。

それから、前回の熱管理法が原単位を目標とした

んか。

〔渡部(恒)委員長代理退席、委員長着席〕  
○天谷政府委員 基準を決めるに当たりましては、言うまでもなく関係業界等の実情をよく調査しなければいけませんし、その調査結果に立脚し、それからそういう技術の大学その他の専門家等の意見もよく聞かなければなりませんし、それからある程度の案が決まってくれば、それは業界の方にもお見せして、それについてまた反論なり御意見なりを伺わなければいけませんし、いずれにしましても、そういう慎重な手続を経て、実情に即した基準をつくっていきたいというふうに考えております。

○板川委員 なかなかむずかしいですね。そういうふうに決めるのは一種のカルテルみたいなもので、低く決めれば眠つてしまうし、高く決めればついていけないとということになるわけですから、その決め方が非常にむずかしいなという感じがいたします。しかし、目的の方向によりよく動くよそれから、これは技術的な問題ですが、第六条で、工場指定の要件というのはどういうふうになつておりますか。

○天谷政府委員 指定工場指定の要件といたしましては、製造業その他政令で定める業種に属しており、かつ、エネルギーの使用量が政令で定める要件を満たすものとしておりまして、詳細は政令段階で検討することになりますが、現在のところ、政令で定める業種としては、一応次の五つを考えております。すなわち、第一、物品の製造の事業。第二、鉱物の採掘及び製錬の事業。第三、電気供給事業。第四、ガス供給事業。第五、熱供給事業でございます。それからまた、エネルギーの使用量に関しましては、熱管理指定工場については、年間の燃料及びこれを熱源とする熱の使用量がおおむね石油換算で三千キロリットル程度以上、電気管理指定工場につきましては、年間の電気使用量がおおむね千一百万キロワットアワー以上という要件で考えております。

なお、この基準による指定工場数は、製造業で二千程度になるものというふうに考えており、製造業につきましては、使用されるエネルギーの約七割、非製造業につきましては大半がこの基準でそれぞれカバーされるであろうというふうに推定をいたしております。

○板川委員 わかりました。

第八条の二号ですが、「前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有していると通商産業大臣が認定した者」、この認定の要件はどういうことですか、説明願いたいのです。

○天谷政府委員 認定の要件でございますが、電気主任技術者であるとかボイラー技士であるとか、こういうふうな一定の資格要件を持つている者とか、あるいはまた一定の研修を受けた者といふような者の中から通産大臣が認定をしたいと思つております。

○板川委員 次に、十条の関係ですが、十条で、  
〔エネルギー管理等の義務〕としておるので

が、二項では、「特定事業者は」、「エネルギー管理者のその職務を行つ上での意見を尊重しなければならない」、これは当然だと思います。ただし、

その三項で、「エネルギー管理指定工場の従業員には、エネルギー管理者がその職務を行つ上での意見を尊重しなければならない」というふうな規定であります。

○板川委員 次は十二条ですが、「主務大臣は」、「判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分あると認めるときは」、「必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる」、こうあるわけですが、

著しく不十分であると認める基準は具体的にどのようなものなのか。勧告をする場合どういうような手続をとられるのでしょうか。この著しく不十分だということと勧告との関係の手續といいましょうか、判断と手続というのをどういうふうにおやりになるつもりですか。

○天谷政府委員 著しく不十分とはどういうことであるかということござりますが、具体的には管理者が特定事業者、会社の指揮者に意見を書く必要はないんじやないか。これはエネルギー

エネルギー使用合理化という特定の領域において資格要件を持つており、それ相応の知識経験を持つておる、そしてその意見を事業者は尊重する、こういうたてまえになつております。すなわち、七割、非製造業につきましては大半がこの基準でそれがカバーされるであろうというふうに推定をいたしております。

そこで、エネルギー管理者がその職責を十分果たすためには、現場の従業員等で十分な知識経験のない者につきましては、相当の裁量権を持って指示をするというようなことにした方が目的達成ができるのではないかとうことで、ガス事業法その他にも例もございますので、一応こういふことになつておりますが、先生のおっしゃるようなお考えも十分考えまして、指示を乱発するとかそういうことにならないよう注意をしなければいけないと思います。

○板川委員 エネルギー管理者が直接従業員に、危ないからこうしなさい、ああしなさいという指示はいいと思うのですが、「指示に従わなければならない」ということまで書かなくともいいんじやないかという気持ちがしたものですから、あえて質問してみました。

次は二項ですが、「主務大臣は」、「判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分あると認めるときは」、「必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる」、こうあるわけですが、

二項とも関連するのですが、二項で、「主務大臣は」、「エネルギーの使用的の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべきことを求める」、事業者に対するこういう合理化計画を出させます。

○板川委員 この十二条の四項ですが、十二条の二項とも関連するのですが、二項で、「主務大臣は」、「エネルギーの使用的の合理化計画を作成し、これを提出すべきことを求める」、事業者に対するこういう合理化計画を出させます。

次は二項ですが、「主務大臣は」、「判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分あると認めるときは」、「必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる」、こうあるわけですが、

二項で合理化計画を出させて、出した事業者がその合理化計画を実行しない、こういう場合に実行するという勧告をするわけですが、この場合に私は、私は、貴重なエネルギー資源を節約なり合理的に使わないということに対し、一種の社会的な制裁を加える必要があるんじやないか、勧告をして、これを公表するというようなことにしたらいい

う形が普通であつて、それをいきなり上の工場長なら工場長の指揮を飛び越えて、エネルギーへと向かふなどと称して直接指揮命令するような権限を与えるといふことは、確かにないか。これはエネルギー

に、当該工場と同種同規模の他の工場のエネルギーの使用合理化という特定の領域における合理的な使用のための措置の実施状況に比較しても、相当程度不十分であると認められる場合といふようなことを考えております。すなわち、基準から見て著しくよくない、横並びに見て著しくよくない、こういうようないふうな二つの要件に該当するような場合が著しくよくない場合じゃないかとうふうな気がいたします。

○板川委員 効告は、

○天谷政府委員 効告の手続でござりますが、これにつきましては、これまで効告の乱発になつてはいけませんから、その工場の実情につきまして誤りのないようによく念を入れて調査をいたしまして、その調査に基づいて効告をするということになります。

○板川委員 この二項の四項ですが、十二条の二項とも関連するのですが、二項で、「主務大臣は」、「エネルギーの使用的の合理化計画を作成し、これを提出すべきことを求める」、事業者に対するこういう合理化計画を出させます。

○板川委員 この二項で、「主務大臣は」、「特定事業者が合理的なエネルギー資源を節約なり合理的に使わない」ということに対し、一種の社会的な制裁を加える必要があるんじやないか、勧告をして、これを公表するというようなことにしたらいい

うがなものかと思いますが、この点どうお考えですか。

○天谷政府委員 この辺、考え方の問題でございまして、先生のようなお考えも十分なり立た得るところには、公表というような社会的制裁措置をとる場合には、その行為が明らかに反社会的と認められかがななものかと思いますが、この点どうお考えですか。

○天谷政府委員 まず第一に、当該工場におけるエネルギーの使用の合理化のための実施状況を総合的に見て、

第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして非常におくれておる、それから第二に、何をしたら公表されるべき構成要件が明確に定められるということが必要

はないかと思ひます。

エネルギーの使用の合理化につきましては、これを実施しない場合に社会に与える害悪は、それを実施すればより少ないエネルギー消費で済んだら、という程度のこととございまして、制裁を加えて実施を強く迫らなければならないような明白かつ切迫した害悪と言えるのかどうかというようなことで、この横並びの問題もいろいろございまして、それでは空っぽの電車を走らせておるのは二体どうしたことなのであるかとか等々、本当に困

う目的のため、最終的な目標としての熱損失防止のための一つの指標を定めるということにいたしております。

すなわち、住宅につきましては、その指標といつたしまして、外壁、窓などから伝導によつて失われる熱及びすき間風によつて失われる熱、こういったものを床面積一平方メートル当たりに換算いたしました値、これを熱損失係数と言つていふわけですが、これを地域別に定めようかと、いろいろと考えております。

業務を行なうわけでございますので、自然採光による室内環境の条件でありますとか、あるいは開口部が全くないビルというものにつきましては、火災等の有事の際の避難の問題でござりますとか、消防の問題でございますとかいうようなこと、も総合的に検討しながら計画されるべきものであろうと思います。

御指摘の断熱性能だけということから見ますと、それは窓がない方が効率はいいということは言えると思います。(板川委員「相殺してどうち

う面で見ると、一長一短というふうに考えられるわけですが、まあ建築物の問題につきましては、エネルギーの問題のほかに、土地の合理的な利用でございますとが市街地におきます良好な空間構成、そういうたるものも考慮に入れるわけでございまして、これは総合して判断すべきものではないかなどいろいろ思つて、この次第でございます。

社会的とまで言えるのかどうかという点で、やめちゅうちょ遡巡がございましたので、公表といふことじやなくてこの程度にとどめたということございます。

○板川委員 主務大臣から、不十分だからといって、合理化計画を出しなさいと要請をされて、それを出しました。出したけれども、それは実行しないといふのでは、十二条二項の「提出すべきことを求める」と、大臣がそこまでしてやらせようとしたことに對して、出しておきながら実行しないという場合、それに勧告された場合には、勧告を発表することは、一種の反社会的行為であるとわれてもいいんじやないでしようか。これは電車を走らせたけれどもお客様がいなかつたのと比較するのは妥当じやない、ように思います。しかし

また、住宅以外の建築物につきましては、この熱損失係数を地域別及び建築物の用途別、規模別に定めますとともに、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用のための措置というものにつきましては、建築物に設置されます空気調和設備で消費されるエネルギー量を、室内をある温度で保つために取り除くべき熱量または供給すべき熱量で除した値、こういったものを地域別及び建築物の用途別、規模別に定めようというふうに考え方でいる次第でございます。

○板川委員 ちょっとお伺いをいたしますが、その基準からいまして、窓のない建物、たとえばデパートなどに多くありますが、窓のない建物といふのは省エネルギーの上からいって好ましい建物物なのかな、そうでないのか。

がプラスなのか、マイナスなのか」と呼ぶ)私どもは、も基準を定めようとする場合には、通常の建築物の形態をベースとして基準を定めるというふうに考えてございますので、窓がないものというものを余儀なくするというようなことを考えるつまではございません。

それから、超高層ビル等の問題でございますが、一般的に申しまして、建築物の単位床面積当たりの熱効率と申しますか、外壁、窓等の外周面積の比率がなるべく小さい方が、大きいものに比べて熱の損失は少ないわけでございます。でございますから、同じ床面積の場合には、小さな規模の建築物がたくさん建っている状態よりは、高層化して大規模な建築物となつた方が、一般的に申しまして単位床面積当たりの、外周面積と申しま

議論でないからその程度にとどめますけれども、余りおもしろい説明が多いものだから、ついひかかりたくなるのだが。

次に、第十四条の「建築主の判断の基準となるべき事項」ですが、「判断の基準となるべき事項」は、具体的にどのようなもので決められるのか、この点を伺います。

もう一つは、都市再開発によつて高層ビルが、三十階、五十階といううができてきておりりますが、省エネルギーといふたてえからいいまして、この高層ビルといふのは好ましいのであるか否か、この点はエネルギーの上から検討されて結論を出したことがありますか。

すか、外気に触れる面積が小さくなるわけでござりますので、小さな規模の建物がたくさんあるところは、大規模な建物の方が省エネエネルギーとしてはよい条件となるわけでございます。

○吉田政府委員 建築物は、住宅から大規模な業務用の建築物に至るまで、用途でございまするに、規模、構造等によりまして設計施工の内容をきわめて多様でございます。したがいまして、「建築主の判断の基準となるべき事項」のうちの、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置」につきましては、省エネ化といふ

に窓等の開口部というものと外壁というのとを比較いたしますと、確かに断熱性能は窓の方が悪いわけでございます。でございますから、窓が熱損失といふだけの観点から見れば効率がいいということは言えると思ひます。

でございますけれども、冬季の日照の受け入れとし、いうような面からいってのメリットもございますし、また反面、高層建築物につきましてはエレベーターでございますとか、給水施設の高性能化というものが必要となる面で、別途のエネルギーを使うという面もございます。でございますから、建築物の高層化というものをエネルギー消費とい

○天谷政府委員 そしてここにこそ助成なりを——アメリカの場合には一五%，最高三百ドルまで税金を免除する、こういうふうな助成措置もあるのに、勧告もなく助言、指導だけに終わつておるのは、横の比較バランスがとれてない、こう思いますが、どううてないのであから。

しては、断熱構造化ということが中心でございま  
すが、日本の気候がアメリカ、ヨーロッパとは大  
分違つております。日本の現在の家庭における  
暖房水準、それから日本の気候の状況等から見ま  
して、住宅の断熱構造化ということに強い強制力  
を持たせるということは余り妥当ではないのでは  
なからうかという点と、それから住宅以外の建築  
物につきましては、省エネルギーのための方策が  
技術的にいろいろ方法がありまして、なお研究を  
要するというような段階である。こういう事情が  
ございましたので、産業部門と同様の措置を直ち  
に講ずるのはむずかしいと考えまして、一般的に  
指導、助言ということにとどめたわけございま  
す。

建築物関係の助成措置につきましては、住宅の  
断熱構造化に対する住宅金融公庫の割り増し融資  
制度がござりますけれども、われわれもこれで十分  
だとおもておりませんので、今後事態の推移  
を十分注視しつつ、適切な措置を講ずるように努  
めをしたいと思っております。

○板川委員 割り増し融資といつたって十萬円で  
あって、七%と五・何%ですか、その差を比較し  
てもそんなに大した金額じやないのですね。  
時間がありませんから、あと二問ほどひとつ続け  
て申し上げますが、政令で定める特定機器は乗用  
車、冷蔵庫、クーラーと言われておりますが、なぜ  
トラックを除外されたのか、それから判断の基  
準となるべき骨子を具体的に説明してほしい。  
それから自動車の場合、アメリカなどでは省  
エネルギーの目標を達しなければ罰則があるくら  
いに強制しておるのでですね。日本ではそういうこ  
とを考えていないのかどうかという点もあわせて  
答弁してください。

それから十九条ですが、十九条には、「性能の  
向上を相当程度行う必要がある」と認めるときは、  
当該製造事業者等に対し、その目標を示して、「  
性能の向上を図るべき旨の勧告をすることがで  
きる。」こういったふうに輸入する特定機器につい  
て適用があります。この場合自動車が多いのだと  
ます。

うと思ひますが、自動車で性能の悪い場合には改善の勧告をする、こういう規定になるわけだと思  
いますが、こういう項目は歐米側から言うと日本  
側の巧妙な輸入制限、こういうふうに見られるお  
そはないのかという点を伺つておきます。

○天谷政府委員 十八条第一項の特定機器とい  
たしましては、乗用車、冷蔵庫等を考えておりま  
す。これらの製造事業者等の判断の基準として  
は、当該機器についてメーカー間の実質的竞争  
条件の公平性を担保するという見地から、一定の合  
理的な範囲でクラス分けをした上で、クラス別に  
一年間に国内向け製造または出荷される機器のエ  
ネルギー消費効率の加重平均値が、一定の基準値  
を満足するというようなことを考えております。  
クラス分けと申しますのは、たとえば乗用車に  
ついて申し上げますと、排気量または重量とい  
う物差しで区分分けをする。ルームエアコン等に  
つきましては、空冷式あるいは水冷式というクラ  
ス分けをするというようなことを考えておりま  
す。

○板川委員 割り増し融資といつたって十萬円で  
あって、七%と五・何%ですか、その差を比較し  
てもそんなに大した金額じやないのですね。  
時間がありませんから、あと二問ほどひとつ続け  
て申し上げますが、政令で定める特定機器は乗用  
車、冷蔵庫、クーラーと言われておりますが、なぜ  
トラックを除外されたのか、それから判断の基  
準となるべき骨子を具体的に説明してほしい。  
それから自動車の場合、アメリカなどでは省  
エネルギーの目標を達しなければ罰則があるくら  
いに強制しておるのでですね。日本ではそういうこ  
とを考えていないのかどうかという点もあわせて  
答弁してください。

それから、アメリカで乗用車に相当厳しい規制  
をかけているのに日本は緩いではないかという御  
指摘でございますが、アメリカの場合は世界で一  
番燃費の悪い車をつくつておるのに対しまして、  
日本では世界で一番いい燃費の車をつくつており  
ます。その日米の差が原因であると存じます。  
それから、輸入機器は一体どうするのかとい  
うことでございますが、先生御指摘のとおり、輸入機  
器について勧告等いたしますと、いわゆる非開税  
品ではないかというような疑いも出てくるでござ  
います。その点で私は「いいと思うのですが、  
それが自動車などをやつた、これは一例ですが、こうい  
う省エネルギー上有効なことをやつたところにも  
金融上、税制上、科学技術の振興、国民の理解を  
深める措置があつてもいいのじやないか、こう思  
います。

せんし、いまのところ輸入機器につきましては政  
令段階で適用除外をしていきたいと考えております。  
○板川委員 もう一つ、第五章の雑則の関係で伺  
いたいのです。二十二条「(金融上及び税制上の  
措置)」として、「国は、エネルギーの使用の合理  
化を促進するために必要な金融上及び税制上の措  
置を講ずるよう努めなければならない。」こう書  
いてあります。なぜ使用の合理化という点のみ  
に必要な金融上、税制上の措置をするのか、もつ  
と広い範囲でこれはすべきではないかという点で  
あります。

それから二十三条も同じであります。国は、「  
研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措  
置を講ずるよう努めなければならない。」これま  
で使用の合理化にひかかっているわけでありま  
して、なぜ研究開発の推進、成果の普及を使用合  
理化の狭い範囲にとどめるのか、これは目的と関  
連をいたしますが、二十四条でも「国は、教育活  
動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合  
理化に関する国民の理解を深めるとともに、その  
実施に関する国民の協力を求めるよう努めなけれ  
ばならない。」これまた使用の合理化にひかか  
っておりますが、この二十二条、二十三条、二十四条  
などは、使用の合理化以外に節約という面も含め  
たことに対して税制上、金融上の措置があつた  
り、あるいは科学技術の振興の項目がひつかか  
たり、あるいは国民の理解を深めるための措置等  
がひつかかたりした方が私はいいと思うのです  
ね。その点で私どもは、「(目的)」の中に「等」を  
挿入して、この二十二、二十三、二十四条に「等」を  
入れることによって、たとえば節約をしたもの  
あるいは石油から石炭使用に燃料転換を図つたも  
の、新しいシステムの導入で省エネルギーを進め  
たもの、自動車などで軽量化、流線化、伝動装置  
の工夫などをやつた、これは一例ですが、こうい  
う省エネルギー上有効なことをやつたところにも  
金融上、税制上、科学技術の振興、国民の理解を  
深める措置があつてもいいのじやないか、こう思  
うのです。この点でどうお考えでありますか。  
○天谷政府委員 まず二十二条から二十四条にお  
きまして、使用の合理化だけに限定するのはどう  
か、「等」を入れるべきではないかという御指摘で  
ございますが、この議論は最初の「(目的)」のと  
ころでお答え申し上げたことと結局同じことにな  
りますので、私どもは、原案提出者としては「(目  
的)」のところで御説明申し上げたような考え方で  
ございますけれども、それは立法者の御判断によ  
りまして御判断をなさるべきことではなかろうか  
というふうに存じます。

それから、省エネルギー白書を出してはどうか  
という御指摘でございますけれども、省エネルギー  
につきましては、あらゆる機会をとらえて国民  
によくPRをしなければいけないということは  
全く同感でございます。しかしながら、この省エ  
ネルギーの実施状況についての報告の場所でござ  
いますが、総合エネルギー調査会という場がござ  
いますので、この場におきまして適宜報告をして  
て、その報告書を国民にも明らかにしてまいり  
ます。その姿勢を聞かなければならぬのです。

○板川委員 以上で終わります。

○岡本委員長 岡本富夫君。  
何ばいい法律ができましても、それが動かなければ何にもならないというように私は  
いうことで実情に沿うのではなかろうかというふ  
うに考えております。

時間がございませんから二十三条はこれで終わ  
りますが、もう一つは二十五条の関係です。エネ  
ルギーが国民生活にとって非常に重要な位置を  
占めていますから、エネルギー白書というものを  
将来出して、そして国民の理解と協力を求  
めようとしていくべきだ、私はこう思うもので  
すから、この点について括して御答弁を願いた  
い、こう思います。

時間がございませんから二十三条はこれで終わ  
りますが、もう一つは二十五条の関係です。エネ  
ルギーが国民生活にとって非常に重要な位置を  
占めていますから、エネルギー白書というものを  
将来出して、そして国民の理解と協力を求  
めようとしていくべきだ、私はこう思うもので  
すから、この点について括して御答弁を願いた  
い、こう思います。

それで、例を挙げますと、二十六年の熱管理法の罰則のところで、この法律に違反した者はいろいろ罰則があつたはずですが、今まで熱管理法においてそういう罰則を受けた人はいるのかどうか、一つお聞きます。

○天谷政府委員 罰則を適用した例はございません。

○岡本委員 私、大阪通産局の「熱管理指定工場名簿」を、これは都道府県のを同じように資料にいただいたわけですかけれども、この中を見ますと、たとえば「工場名」、「所在地」、「熱管理者等氏名」という一覧表があるのです。その中に、「熱の通産局のもそつであります。ということは、これは名古屋の工場から熱管理者の氏名が届けられているのが見受けられるわけです。これは名古屋の通産局のもそつであります。ということは、これはこの工場から熱管理者の氏名が届けられないのかどうか。二十六年からでありますから、一年、二年、三年ぐらいは抜けておったかもわからりませんけれども、これを見ますと、五十二年のも出でていないのです。こういうようなことです、熱管理法が結局は有名無実であった。今度省エネルギーの法案をつくりました、同じような罰則をつけてもいままでと同じになつてしまふのではないかと私は非常に懸念をしておるわけです。この点ひとつ御答弁願いたい。

○天谷政府委員 いま御指摘の届け出がなかつたのかどうかという点につきましては、私どもは届け出があつたものと考えておりまづけれども、なお調査いたさないと自信を持つてお答えできませんので、調査をさせていただきます。

それから、法の執行を厳正にやらなければいけないという点につきましては、全く御指摘のとおりでございますので、今後そういう方向で努力をいたしたいと思います。

○岡本委員 これは大臣、こういうことで、名古屋通産局の資料を見ますと、局長表彰、大臣表彰というものもあるのですね。ところが、そこに熱管理士の氏名がない。何でこういうのが表彰されたのか、こう思うのですね。これは資料のつくり

方も悪かったのか、ということは、この通産局もたつた一人か二人なんです。とてもここまでんどうを見ていないのですよ。わかつてない。今までの省エネルギー法案ができましても、いまどは効果のあるところもあるでしょけれども。同じような通産省の管理の仕方であれば、何の効果も上がらない。結局あってなきに等しい。若干度この省エネルギー法案ができましても、いまどは同じようにひつ大臣から最初に確たる答弁をいただいておきますが、どうですか。

○江崎国務大臣 国民の良識の問題もありますし、国民が積極的にそれぞれの場面において協調してもらうことを私どもは期待するのですが、御趣旨の点についてはよく徹底させるようにしてまいりたいと思います。

○岡本委員 次に、石油の情勢について少しお聞きしますが、イランの政変を契機として、石油供給について非常に不安が生じておる。中東諸国からの石油輸入、この今後の見通し、それから石油価格上昇、この上昇が国内の石油価格にどういうよう影響するのか、この点についてひとつ御答弁願いたいと思うのです。

○神谷政府委員 まず中東諸国からの石油輸入の今後の見通しについて御説明させていただきますが、何と申しましても、基本的に不透明な部分が多いことが多いわけでございますので、今後このようになるということを自信を持って言うことは非常にならぬかと考へられますし、長期的には供給源の分散化等で、中東依存度を今後極力減らしてまいりたいと思っておりますが、中東に依存する率を大幅に削減するということは困難だろうと思ひますので、なお中東からの安定的な供給を期待してまいりたいと考えております。

それから、価格につきましては、ただいま申し上げましたような状況でございますので、世界の原油市況がタイトに推移しておることを反映いたしました、すでに先生御承知のように、三月末のOPECの臨時総会におきまして原油価格の九%追加値上げを行つたほかに、各國が独自のプレミアムを付加しております。しかも、サウジアラビアはプレミアムを付加しておりませんが、それ以外の付加した国々のプレミアムもかなりの差がございます。一ドル八、九十というイランのようないいながら、イラクのようにかなり低目のものがございましたが、最近イラクあるいはインドネシア等が逐次サーチャージの追加を行いまして、そのサーチャージの幅は、高いイランのサーチャージにいたしましても、近時若干の生産が回復しておることは事実でございます。

他方、サウジアラビアが、従来九百五十万バレル・パー・デーの生産水準。要するに、同国のおおきな修正の動きがございます。

今後、これがどうなつてまいるかは、消費各国の節約がどのように成功していくかなどということに基本的にはかかるおと思ひます。六月のOPECの会合の動きがどのようになつていくかも、節約問題、要するに需要と供給との関連に依存すると思ひますので、今後とも国内の節約を強力に推進することによって、世界の原油市場に与えるインパクトを少しでも少なくするようにしてまいりたいと思つております。

これらの石油製品価格に与える影響につきましては、実はこのほかに円のレートの動向に非常に大きく依存いたします。最近また微妙な動きを円レートがいたしておますが、円安がさらに追加すればこれに追い打ちをかけることになりますし、円がまた若干高目に戻れば一部相殺するようになりますが、その後は、四月一日からの値上がりというものが、在庫がなくなつた後石油製品価格に転嫁されるということはやはりやむを得ない動きだらうと思ひますので、ここで石油製品の価格修正の動きというのが出てくることが予測されますが、その後は、六月のOPECの総会の動向その他を見てみませんと、いたずらに予測を立てることはできないと思ひます。ただ、いずれにいたしましても、六月以降の原油マーケットにおける原油価格も微調整に終わることを期待いたしておりますし、国内の石油製品価格もできるだけ早く新しい価格体系に収斂することを期待しておる次第でございます。

○岡本委員 そこで、五%石油節約対策が講じられるようありますが、これはIEAの合意事項であります。しかばわが国においては、この石油消費五%節減対策が達成できるのかどうか、特にいま、原子力発電の点検が行われておる影響ですね、あるいはまたこれが達成できるのかどうか、これについてひとつお答えを願いたい。

○江崎国務大臣 これはやはりどうしても実現しなければならないと思います。いわゆる二百万バレル・パー・デー足りない分だけは、われわれも有力な消費国としてぜひ執行をしたい。現在は、御承知のとおり国民の良識による協力に待つわけあります。が、非需要期でありますこの夏場にかけて相当強くアピールしまして、政府機関のいろいろな広報宣伝はもとよりあります。が、民間の機関にも広く呼びかけまして徐々に徹底していく、そしてことしの秋口からいわゆる最需要期にかけては十分徹底される、また日本人の能力といふものは、当然こういった節約協力にも順応できるというような体制を持っていきたいということです、閣内でも寄り寄り相談しておるところであります。

先ほどお示しのとおり、この大飯の原子力発電所を初め、これがいつまでも停止状況が続くということになりますと、いまここでにわかに数値であらわすわけにはまいりませんが、確かに影響なしとはいたしません。幸い、原子力安全委員会においても、停止点検の結果安全であるという結論にだんだん近づきつあると承っておりますので、近く再開されるものというふうに思つておる次第でございます。

○岡本委員 この「長期エネルギー需給暫定見通し」、これは先ほど鎌田参考人に聞きますと、若干また見直ししなければならぬのではないかといふようなお話をありましたけれども、六十年度の見通しで一〇・八%ですか、省エネルギーの目標を示しておるけれども、最近の情勢とくらみ合わせて果たしてこのような見通しになるのかどうか、またこの法案がどの程度この目的達成のために寄与するのか、また、できればこの法案の中にエネルギー計画というものを書き込んでいかなければならぬのではないか、こういう感じがするのですけれども、これについての御答弁をいただきたい。

○天谷政府委員 総合エネルギー調査会の「長期エネルギー需給暫定見通し」中の省エネルギー率

一〇・八%という目標でございますが、これは産業、民生、輸送各部門において最大限の省エネルギー努力を行つた場合において達成すべき目標と見て見通されたものでございます。

その内容は、まず産業部門におきましては、たとえば鉄鋼業における炉頂圧発電設備の導入、そし上等でございまして、いずれの対策も非常に長期にわたるじみちな努力を必要とするものでござります。一〇・八%の目標は、こうしたおのおのの対策について技術的可能、経済的合理性を勘案しつつ、官民挙げて最大限の努力を行つた場合を前提として積み上げ、算出したものでございまして、現段階におきましてもこれ以上の目標値を示すということは、実行可能性からいいましてなかなかむずかしいのではなかろうかというふうに考えております。ただ、この一〇・八%の省エネルギーという場合には、六十年度までの間の産業構造の変化による省エネルギー分はこの中に含んでおりません。したがいまして、六十年度までの産業構造の変革を見込んだ省エネルギー効率ということがになりますと、一〇・八よりさらに数%ふえることになります。しかしながらこれが達成できないんではないか、そのためには相当この法案によつてその目的を達成しなければならない、こういうふうに考えるわけです。

そこで、産業の省エネルギーについて、きょうも午前中鉄鋼の代表の方に来ていただいたわけであります。しかし、いざれにしましてもこの省エネルギー目標というのはかなり厳しい目標であるといふふうに考えております。

次に、この法案がどの程度目標達成に寄与するのかという点でございますけれども、この法案は、エネルギー使用の合理化ということを根幹にして組み立てられておりるので、この法律が省エネルギー基の中では、五十四年度末に二十三基が設置されますが、それ以後も若千通産省との基数においての食い違い、それから通産省が当初計画した五十三年に十七基とあります。五十九年度以降逐次設置が進められることになるわけでございます。それ以外の高炉につきましても、五十五年度以降逐次設置が進めら

が、その中で休止しておるのがございまして、動いておるのは四十四基でございます。この四十四基の中で、五十四年度末に二十三基が設置されると、五十四年度末には二十三基の設置見込みでございます。

現在高炉の全体の機数は六十四基でございますが、これが十基しかできていないこともありましたけれども、転炉ガスの回収装置の指導導、こういうのを通産省としてはどういうふうに今後やつていくのか、これをひとつお聞きたいと思います。

○大永政府委員 鉄鋼業の省エネルギーでございますが、日本の鉄鋼業は非常に新鋭設備が多くござりますので、諸外国に比べますと一番効率のいい水準になっておりますが、オイルショックを契機といつしまして一層の省エネルギーの努力を続けてまいつております。昭和五十二年度におきましても、五十三年度にはさらに下がつておるものと考

えられます。本省エネルギー法が制定されますれば四条に基づきます判断の基準ができますので、その基準に基づきましてさらに一層省エネルギー化の促進につきまして指導してまいりたいと存するわけでございます。その際には、先生ただらことしにかけまして、御承知のOPECの大幅値上げというものがございまして、石油製品の値段がうんと上がつておるわけでござりますから、その価格の刺激を通じましてこの省エネルギー努力というものは非常に強まってくるはずでござります。また、民間のそういう省エネルギー努力の上に政府がこういう法律によりましていろいろな促進措置、刺激措置を講じようとしているわけですが、まだ、民間のそういう省エネルギー努力の上にかかる各業種共通の廃熱の回収利用、電気の使用合理化等を行つて、民生部門では住宅、ビルの省エネルギー構造等、輸送部門では自動車の燃費向

○天谷政府委員 産業の省エネルギー設備投資に対する助成措置は、本法に基づく使用合理化措置とともに、産業の省エネルギー化を促進する上において重要な施策と考えておりますので、このため從来から拡充強化に努めてきたところであります。

まず金融上の助成措置いたしましては、熱交換器、廃熱ボイラなどの省エネルギー設備投資に対しまして開発銀行による融資、これは省資源、省エネルギー一括五十四年度百九十億の内数ということになっておりますが、日本開発銀行の融資をする、特に中小企業に対しては、五十三年度から中小企業金融公庫による融資制度を設けております。これは省エネルギー貸し付けが五十四年度五十億円ということになつております。

ます。いま御指摘ございました公団住宅なんかの公共住宅につきましては、大体のものが集合住宅でございますので、いわゆるすき間風等によります熱の損失といふのは少ない構造でございます。それに、特に近年いわゆる結露対策、室内に露を結ぶという結露の問題に対する対策といたしまして、住宅の断熱性能の向上といふものを図っておりままでの、一般の住宅に比しましてはかなりの省エネルギー性を有していると言えるわけでございまですが、今後ともいわば率先して設計面におきまして十分対応し、省エネルギー化の推進を図つてしまりたいというように考えております。

○吉田政府委員 こういった訓示規定と申しますが、努力義務が定められるわけでございますので、こうものを定めている国の直接の意思を体して、執行する機関がこれに即応して行うのは当然でございますので、これは当然のことといたしまして実施していくというつもりでおるわけございます。

○岡本委員 通産大臣はどこかへ行つたのかね。

○山下(徳)委員長代理 速記をとめて。

○山下(徳)委員長代理 速記を起こして

岡本君。

す。岡本委員　じや、通産大臣への質問は後にして

十二条の一項で合理化計画を勧告した、ところがなかなかそうやうなハービーのこ討して、勧

告だけではなくして公表するというのはどうか。

の建築物を推進するにおいても非常に有効であろうと思うのですが、この点について建設省の御意見を承りたい。

〔委員長退席、山下（徳）委員長代理着席〕  
○吉田政府委員 この法案が成立いたしますれば、当然国・公共団体・公共機関が建築いたしましては建築物についてはこの努力義務がかかるわけですがござりますので、当然対処していくわけでござい

そういうふうに私ども考えております。勧告しても、いざ実行できないという場合には、どういう理由でそういうことになつていいのかよく実情を調べまして、その際適切な措置をとりたいというふうに考えております。

今度のあの初步的なミスによりまして大変むずかしい問題に逢着したわけであります。しかし、やはり人間のやることは過ちもあるわけでありますから、そういう点は謙虚に受けとめまして、安全度を確認し、どういう点がどう悪かつたのか、これは的確に情報をキヤッツチすると同時に、

国民にもわかりやすく、納得のいくよう理解を願うとともに、ますます原子力発電の安全性を高める努力も一方では続けていくことが必要だというふうに考えます。何といってもまず安全性の確立、そして信頼性を取り戻すこと、政治的には特にそういう点に注意を払いまして万全を期してまいりたいと思います。

おりまするよう、国内炭の二千万トン規模の確保であるとか輸入石炭も昭和六十年度には千六百万程度の導入を図るというようなことなどについても積極的に取り組んでまいりたいと思います。そりまほ、河井二つとも五年度の筋約とへう

ことは実現していかなければなりません。  
それからサンシャイン計画、そのうもサンシャイン計画などとはいさかおこがましいと、いま経費の問題もいかにも少な過ぎるではないかといふ御指摘もありましたが、今度カーター大統領と大平総理とのこういった次期エネルギー開発研究会

についての合意が、協定という形で成文化されたものなどを背景にしまして、やはり太陽エネルギー等を初めてとする新エネルギーの開発に長期的には旺盛に取り組んでいきたいと思います。

ただけでも、新エネルギー開発のために七兆円程度の経費を要する。一般会計からいまの成長ペースでこれに経費を投入するとしてもやはり三兆七千億程度の不足が生ずるというような事態でありますので、これらについてはひとつ大いに財源対策を含めて、実現できる努力を払つてまいりたいというふうに考えております。

○岡本委員 先ほど板川委員から、アメリカのスリーマイル島の原発の事故を考え、日本でも防災対策といいますか、こういう連絡会議をやつておりますのだという話でありましたが、地方自治体であるいはまた特に消防署とかあるいは警察だとか、そういうところにおきましても、そういう事故が起きたときに何らなすすべがない。危なくて行けないわけですね。防具もありません。またそういった放射能の漏れが全然つかめない。ということは、現在の公害対策基本法の中から原子力問題だけは抜かれているわけですね。だから、地方自治体でもそういう検査方法もなければ、またそういうことにはタッチできないことになるわけです。

から、そこに事故が起つたときはもうどうしようもない。みんな逃げるしかない。警察でも逃げれるでしょう、これは危なくて。そういう面も考えますと、この連絡会議をいま通産大臣も入つてやつていらっしゃるということでありますから、そういう根本的な問題をひとつ加味して、そして事故が起つたときにはどうするか。アメリカのように広いと退避させればよかつた。日本のようないところであつたらこれは大変なことになるんじゃないかな、こういうふうに考えますので、その公害対策基本法の中にもやはりひとつ原子力問題を適用除外にしないようなことも考えて、これはいますぐ答弁してくれと言われてもできませんから、検討をしていただきたい。これは要望いたしました。

最後に、サミットにおけるところのエネルギー問題を討議するために、箱根で会合をしたと聞いておりますが、わが国はどのような立場で議論をしたのか、これをひとつ明らかにしていただきたいです。

終わりたいと思います。

○谷田政府委員 最初に非常に形式的なことを申し上げてまことに恐縮でございますけれども、箱根に各国のエネルギー専門家が集まって会議をしたわけでございますが、この集まつた人たちの資格は、サミットの個人的アドバイザーという資格で集まつております。その直接の役目は、サミットの下に準備委員会というのがござりますが、その準備委員会が主としてコミュニケーションの準備をしておられるわけでございますけれども、そのコミュニケーションの準備のため準備についていろいろ討議をして、その準備委員会の議論の材料にする、こういうのが箱根で行われました会議の性格でございま

す。したがいまして、その会議の約束は、そこで議論しましたことはサミットないしその準備委員会に報告するのが役目であつて、一般に公表はないといふことの如きは、さういふことで、きわめて大ざっぱなことしか申し上げられないと、そういうことを御承りいただきたいと思います。

箱根におきましての主要な関心事は、まず現下の中東における情勢の緊張及びそれから来るところのエネルギー情勢の緊迫、こういうものに関するであります。それは危なくて。そういう面も考

えますと、この連絡会議をいま通産大臣も入つてやつていらっしゃるということから、どういう分野で協調ができるであろうかといふようなことを議論をいたしました。

○山下(徳)委員長代理 清水勇君。

○清水委員 実は私、法案の審議の前提条件として、先般のスリーマイル島における原発事故で

あるとか、あるいは石油需給見通しの問題であるとか、やや論理的などで幾つかの点をお聞きをいたかったわけであります。時間が消費の節約を図るという意味で、その点はこれまでずぶんやりとりがございましたので割愛をいたします。た

だ若干のことを大臣に承つてみたいと思います。

というのは、いわゆる石油危機を経て七四年の十一月でしたが、O E C D の下部機構ということで I E A ができた。石油の備蓄あるいはエネルギーの消費の節約、さらには新エネルギーの開発の促進等々積極的に進めていくことと見えます。

やはり消費節約が第一とすることとござりますが、どうも私、率直に言つて省エネルギー政策なりあるいは新エネルギー開発ということについて、わが国の取り組みが強まっているといったしますならば、どうしてもそれをひどく明らかにしていただいて

代替エネルギーの開発は、これまた石炭にしきる原

子力による国際協力が必要でございますので、それの分野において国際協力を強化していく。それがもう少し先の話になりますが、新エネルギーの開発あるいは省エネルギーに関する新しい技術の開発、こういうようなことに関しましても、各

国個別にやるよりもできるだけ協力する方が望ましくございますので、協力し得るような分野を探求していこう。こういうようなこと。それから

その次には、産油国との対話ということが非常にむずかしい問題でございますけれども、せひともやらなければいけない問題でございますので、産油国との対話の糸口をどういうふうにして見つけているのか、それから非産油国との対話が非常に苦しい立場に立つておりますので、非産油発展途上国における代替エネルギー開発あるいは石油エネルギー開発等についてどういうふうな協力ができるであろうか、こういうようなことが主たる討議のテーマであったわけござります。

○岡本委員 終わりります。

○山下(徳)委員長代理 清水勇君。

サンシャイン計画、決して十分とは言えません。しかしこれとてもいろいろリスクを負いながら着々と進めております。先ほど来いろいろの答弁をしておりますので繰り返しませんが、だから値段は高くなつたが、安易に使えるからまだこれを消費しようという安易な気風というものは、もうしかし今度の段階では許されないというふうに考えております。

サンシャイン計画、決して十分とは言えません。しかしこれとてもいろいろリスクを負いながら着々と進めております。先ほど来いろいろの答弁をしておりますので繰り返しませんが、今後財源対策等についても十分ひとつ努力をしてみたいというふうに考えます。またムーンライト計画も、乏しいながらも軌道に乗りました、相当な成果を期待できる構想はでき上がつた、これからこれをどう進めるかということだと思います。これからについては十分御趣旨を体しまして、予算措置なども講じてまいりたいというふうに考えます。とりわけアメリカに次ぐ第二のエネルギー

指摘をされているようだ。たとえば I E A の省エネ協定が九つある。が、しかしわが国はエネルギーの多段利用の研究開発計画だけに加盟を

している。こういうことでは、いとここの国際的な開発あるいは省エネルギーに関する新しい技術の開発、こういうようなことにならないんじやないか、非常に消極的なんではないか、こういふように言わざるを得ないのですが、大臣の御所見をお聞きをしたいと思います。

○江崎国務大臣 御指摘のように私もこれが十分に行われておるとは思ひません。石油ショック後、企業などにおいては使用の合理化、効率化を大いに図ったわけありますし、また、幸い日本の企業はこの値段のアップ率を吸収することにも他国に先駆けて成功をしたわけであります。とにかく量はあるという安易感が、やはり研究開発にも多額の経費を要するということで、本来一番根本であるべきはずの研究開発がござりにされた傾向などとしないと思います。そこに石油があるんだ、だから値段は高くなつたが、安易に使えるからまだこれを消費しようという安易な気風というものは、もうしかし今度の段階では許されないというふうに考えております。

○清水委員 そこで、今日課題になつている省エネルギー政策のこととあります。これは言うまでもなく総合的なエネルギー政策のいわば重要な一つの柱である、こういうふうに私は考えております。とりわけアメリカに次ぐ第二のエネルギー

多消費国である。のみならず、先進國の中では最も資源小國と言われる状況である。ですから、IEAから言われるとかそこで相談をするまでもなく、わが国が積極的に省エネルギー政策を推進をする、あるいは新エネルギー開発を推進をするということになれば、いま大臣の言われるような国際的な角度での責務を果たすというようなことはならないのではないか。確かにムーンライン計画だとサンシャイン計画だと、後で触れることで相談をするまでもますけれども、一応の努力をされていることは私も認めないわけではありませんが、特にこの際に大臣に承りたいことは、そういう意味で今までどうも省エネルギー政策にやや十分でなかつたうらみがあつたかもしれないとしてもおしゃれられるならば、この際、わが国の省エネルギー政策というものはかなり進んでいる方だと聞いていますのであります。IEAの省エネルギーにかかる全協定に積極的に参加する、こうあつてしかるべきではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○江崎国務大臣 いろいろな協定がござりますが、日本の実情に直ちに合わないものについては検討考慮中である、こういうふうに御理解を願いたいと思います。日本として積極的に協定に参加すべきものは進んで参加するように対策をいたします。

○清水委員 ゼひそういうことで積極的に対応していただきたいということを希望しておきます。

さて、私はついでながら申し上げると、どちらも省エネルギー政策に積極的ではなかつたのかといふことを裏づける意味で、大臣も予算のことについてもよつと触れられましたけれども、予算を見ると一目瞭然なんですね。確かに去年と比べればかなり大幅になつた。しかしもとが小さいのですから、伸び率が高くともたしか三十分億に満たない。当面五%、将来一〇・八%に及ぶ節約を達成をしよう、これが実現をすれば経済的といいましょうか、金額的に見て大変な利益が生ずるわけなのでありますから、そだとすれば、たとえばいま大臣が述べられましたけれども、ムーンライト計画等

についてももつと思いついた予算がついてしかるべきなのじやないか。実はきょう午前中に参考人から御意見をお聞きした際に、たとえば高効率ガステービンの開発が一つの大きな課題になつてゐる。が、しかし一基当たりの建設費が非常に高く、高いといいましょうか、大きくかかるので、たとえば米国で使用済みのものを入れて云々といふようなことを言われていたのであります。が、そういうことではならないじやないか。したがつて、五%なり将来の一〇・八%なりの節約の達成、これによつて生ずる経済的なメリットというようなことを想定すれば、まさに先行投資というような意味合いからも省エネルギー政策といいましょうか、ムーンライト計画等に思い切つた予算をつけていいじやないか、こういうふうに思ひますし、そつあつて初めて大臣がおつしやるようになつて、省エネルギー政策についてもわが国は一生懸命やつてゐるのだよということを内外に示し得るのじやないか、そういう意味でひとつもうちょっと突っ込んだ大臣の所信をお聞かせを願いたい。

○江崎國務大臣　ムーンライト計画は昨年度の制定で二十億円、それが三十億円になつた。これは伸び率としては相当なものだというふうに思いますが、お説のようにもつともつと増高させる必要があります。サンシャイン計画にしてもそうだと思います。

実は私どと申して大変恐縮でございますが、たとえば日本は、日米安全保障条約における防衛費の分担金の割合にしても、アメリカに比較すれば極端に少ないわけですね。五十一年の、かつての会計検査院長が上下両院に勧告をした数値を見ましても三千億対一千億程度、三対一というような形ですね。そうであるならば、次期エネルギー開発研究のために日本はもつと金額を投すべきだ、そしてアメリカはもとよりのこと、世界の人類のために役立つような努力を払おうではないかといふことを当時の福田首相に提言して、それが取り入れられ、その延長として今度大平・カーター協定がなされたわけでございまして、いささかその

点では満足とまではいられないまでも、一歩前進したなという感じを持つておるわけであります。いま防衛費が世界の先進国に比べてきわめて少ないというなら、その間に次期エネルギーの開発研究であるとか節約、ムーンライト計画の推進であるとか、こういうことにこそ力を入れなければならぬということを思います。私もただに通産大臣といふ立場だけでなしに、政治家として責任を感じておりますので、今後とも清水さんのおつしやる御趣旨を体して十分努力をいたしてまいりたいと思います。

○清水委員 決意のほどを承りましたのでそれ以上は申し上げませんが、まだ感想として一つだけ聞いていただきたい。たとえば私、新エネルギー開発予算のことについて、二月十四日に大臣の所信に触れて質問をした際にもちょっと申し上げたのですけれども、全体として非常に小さい、いまおっしゃられたとおり。省エネルギー予算も同様。これはつまるところ、今年度の予算を見てもいわゆるエネルギーの研究開発関係予算の九〇%余を実は原発関係が占めている。どちらかというと原子力発電に一辺倒と言つていいほど傾斜をすむ。こういう姿勢といま申し上げたものとは無関係ではないのではないか、こんなことを感じならないわけでありまして、私は本法案については基本的に賛成をする立場に立っておりますが、しかしいま申し上げたような姿勢については残念ながら賛成ができない。こういうことで、ぜひひとつ大臣、決意を述べられているわけでありますから、そういう立場で対処していただきたい、こう思います。

さて、これは駿河に説法ですから、そんなんばかりを聞くかなくもいいのかかもしれませんのが、実はきのうの大臣の答弁を聞いていて一つだけ気になることがあった。というのは、たとえば石油の需給見通しに関連をして、北海油田とかアラスカやメキシコ油田も開発をされた、国際的に見るになることがあった。というのは、たとえば石油に心配することはないと、どうやうな意味合

のことを述べておられる。現実にはそういう見方に立脚をする見方というのが一部にあることは事実なんですが、これがたとえば省エネエネルギー政策などといったようなものにかかわり合いを持つようなことでは、せっかくの決意も龍頭蛇尾に終わらざるを得ないというふうな感じがするわけであります。言うまでもなく、きょうあすの石油の需給関係、エネルギーの問題を論じているのではなく、たとえば一九九〇年前後から逼迫状況を采り出すのではないかといわれる事態に、どのようにエネルギーの安定供給を確保するか、さつき大臣が言われたとおりなんです。そういう視点から、大臣はなかなか能弁でいらっしゃるからいろいろお話しやられるわけであります。やはり十分御注意をいただきて見解を披露していただかなければなりません。そのではないか、こんなふうに思うのです。

○江崎国務大臣　これはあるいは私の言葉が足らなくて誤解を受けたのではないかと思ひます。そもそも何でもうさき言われたような事情もある。だから何もあるから心配するな、そんなことを言つてゐるんではないのです。ただ、いまこの場面では量があるにもかかわらず足りないといいわゆる不足感があるので、私がきのう申しした意味は、いや、量はあるから心配するな、そんなことを言つてゐるんだ

あわて——節約を実行することによって値段を抑えることができるから、ここにウエートがあるのですが、ことしも量は確保できてる。いろいろさき言われたような事情もある。だから何もあるから心配するな、そんなことを言つてゐるんだはないのです。ただ、いまこの場面では量があるから、われわれは節約ということを前提にして、いかにかかわらず足りないといいわゆる不足感があるから、われわれは節約ということを前提にして、高値を呼ぶ石油の値段を極力抑えていく、これにもかかわらず足りないといいわゆる不足感があるから、われわれは節約ということを前提にして、申したわけですが、ちょっと私の言葉や表現が足りませんために御心配をかけたとすれば、真意はそこにありますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

さてそこで、これはエネ庁の長官に承るべきことかもしれません、長期エネルギー需給見通し、これをエネ庁として示しておられるわけであります。そこでの省エネルギーの対策促進目標、これは具体的な数字は申し上げません、それと本法案とはいかなる連関性といいましょうか、結びつきを持っているのか、明確にしていただきたいと思います。また同時に、たとえば一九八五年にはこうするのだと一九九〇年はこうだとうようなものが出ておりますが、年次ごとにそういう数値というものを持つておられるのかどうか、お聞かせを願いたい。

○天谷政府委員 長期需給見通し、これは総合エネルギー調査会の発表した数字でございまして、もちろん通産省も大いにこれに参考をしておるわけございます。これの対策促進ケース、昭和六十一年度一〇・八%の省エネルギー目標、これの算出根拠は、産業部門、民生部門、輸送部門、三つに分けまして、特に産業部門につきましてはエネルギー多消費産業につきまして一体どのような省エネルギーの技術が可能であるか、それからどのよう省エネルギー設備投資が行われるであろうかなどということをかなりチエックいたしまして、積み上げをいたしまして、努力すればどの程度の節約が可能であるということを出しております。それから民生部門では、そう言いましてもなかなかむずかしいですが、しかし日本の家庭の断熱化というようなことは、日本の気候のせいもございますけれども、歐米と比べてまだおくれておりますが、おくれておる以上は今後は非常に進む可能性もはらんでいるわけでございます。つまります、主として燃費の向上等からこの程度の省エネルギーを期待していいであろうというようなことで、そういうものすべて積み上げまして一〇・八%という数字を出しているわけでございます。

おり非常にむずかしいということはよくわかつております。しかし、やり方としましては、やはり専門家の意見をよく聞く、それから業界の実態をよく調査する、それからまあ場合によっては諸外国の例等もよく調べる、そういうようなことで個別具体的に判断していくよりほかに、何か方程式みたいなものがあるというわけでもないと存じますので、できるだけ広く意見を聞き、勉強もし、調査もし、外國の事情も調べ、個別具体的に妥当な基準を定めていくということではなかろうかと思つております。原単位の場合の失敗というものは、余りにも一律画一的な目標を定め過ぎようとした点にあるのではないかうかということではなかろうかと思つております。

○清水委員 この判断の基準の定め方について、将来ともにいま言われるような手続でやつていく。たとえば審議会を設ける、あるいは専門委員会を置くなんというようなことは全く考えておりませんか。

○天谷政府委員 遠い先のことまで別に決めているわけではありませんが、さしあたり審議会というような形式は、こういう非常に専門的な事項について特に必要であるというふうには考えておりません。個別具体的に専門家なり業界なり学識経験者なりの意見を聞きながら進めていきたいと思つております。

○清水委員 さてそこで、先ほど長官は、石油が二ドルとか三ドルとかの安い時分にはいざ知らず、最近のような高価格時代になると、ほっておいたつて企業は省エネルギーといいましょうか、企業利益を確保するというような立場からそうしれ、企業の体質に触れて感想を述べておられるのですけれども、なるほどそういう見方もあると思ひます。しかしもう一つは、今まで自主的にでかけるだけの努力をやってきたんだ、この上役所からやかましいことを言われるのはお断りだとい

うな反応も全くないとは言えない。

そこで、私が心配になるのは、いまとえば勧告をするとか指導、助言をするとかといふ域を越えていられないわけなのですけれども、單に勧告をするという弱い規定ではないに、企業に指示をする、あるいは指示に従わないものについては、さつきも御議論がございましたが、やはり社会的に公表をする、それから合理化計画なんかも提出を求めるなどという激進的なものではなくしに、提出を命ぜるといったような形で、一面では少し強い措置といいましょうか、こういうものを考へる必要があるのぢやないか、こう思つた。同時に、そういう措置を国が企業に求める以上、やはり政府としては、現在開銀等で設備に対する特別融資をしていてと言われるけれども、その金利が一般金利より高いと私は思うのです。多分七・一%でしようか。だから、これをある程度下げるとか、初年度において減価償却を四分の一認めるような税制上の措置を講じていると言つておりますが、たとえばダイレクトに影響がある減税措置を講ずるとかを裏づけにしながら、前段に言うようない程度の強い措置をとる、こういうふうにすべきだと思います。

○天谷政府委員 御指摘のとおり、二つの考え方があると思います。

一つの考え方は、民間の企業は基本的に合理化努力をしておる、いわば病人が自分で体を治そうとする意欲を持つておるというのには基本前提あります。そのためには、民間の企業は基本的につけて、その意欲に信頼をしまして、その上にアラス若干の刺激、指導を政府がやっていく。したがつて、その場合には助成措置はやや弱いものになつていく、これが一つの考え方であり、この法案は大体そういう考え方方に立つておるわけでありまは自信のないような言われ方もあるのであります。ですが、判断の基準もベストなもの示すことが非常にむずかしい、せいぜいよりベターなものしか示し得ないのぢやないか、したがつて対応する国策もなかなかそのベストの政策がこれない、こういうニーニアンスが感じられて、私はいささか及び腰ではないのかといふのがどうもないのであります。それでは本法を制定する真の意義をおきましていろいろの措置がとられているといふ方はとつておりませんで、民間の努力をベースに十二分に發揮できないのぢやないか。世上どうもこの法案はあめもなければむちもないなんという

うのがこの立場でございます。

もう一つの立場は、いま先生が御指摘になりま

したように、もう少し強い指導なり、場合によつては強制までして、それの見合いで今度はもつと

か、考

え方があり得ると思いますが、非常に実際には限界というもののがござります。それからまた、う仕掛けにはなかなかつておらないわけでございまして、財政は非常に苦しいという現状もございますから、助成をそう高度にするといいましては、そう欲しいと言いましてもみんなくれるといふのが強いため、場合によつては強制も行つた方がよろしいと思いますし、私どもも本當はしたいのでござります。しかし、財政当局としては、う仕掛けにはなかなかつておらないわけでございまして、たとえば先ほど申し上げました基準等が、だれが見てもこれは疑いのない基準だと申し上げては恐縮でございますが、そういうものが政府も自信を持って強制なり何なりでございません。たとえば病人が自分で体を治そらうとする意欲を持つておるというのには基本前提あります。

そこで次に、建築物に係る措置について、第三章で規定されているわけですが、率直に言つてもう前略で申し上げます。

いずれにしても、今日の民生部門における低位

力が乏しいぢやないか、どれだけの実効が確保で

きるのか、こういう見方もあるわけでありますか

ら、にわかにそうした点について所見を求めるこ

とは無理でありますから、私の感想だけを述べて、十二分に検討していただきたいということを希望しておきたいと思います。

そこで次に、建築物に係る措置について、第三

章で規定されているわけですが、率直に言つてもう前略で申し上げます。

いすれにしても、今日の民生部門における低位

エネルギー消費、これはおっしゃるように消費

生活水準が向上するあるいは近代化するというも

とののかわり合いで、急速に欧米水準に接近し

てくるのぢやないか、こういうふうに思います。

そこで問題は、参考人の意見にもございました

が、断熱材を使用するということは勢い建築費が割高になる、そこで建築主、施主になかなか負担がかかる、断熱効果を上げるような施策を遂行するというようなことに難がある、こういうふうに言われておりましたが、私もそう思います。諸

市ならば十万円程度の上乗せをする、これでは私は問題にならないと思うのです。もつと思い切つた増額をすべきぢやないか、また同時に一定期間

断熱材使用の建築物については減税措置を講ずる、こういうことを行うべきだと思うのであります。ですが、なぜやらないのか、この点まずお聞きしたい。

○吉田政府委員 欧米、特に冬寒冷の厳しい国におきましていろいろの措置がとられているといふのは先生御指摘のとおりだと思います。わが国は、どちらかと申しますと温暖な部類に属します

ので、従来確かにエアコンディショニングなんというのも余り普及しておりませんでした。冷暖房の機器とか設備の普及が近年非常に著しくなつてまいりましたので、最近ではかなりの普及を見てきた、おっしゃるようになつて今後さらに普及していくだろうというふうに見通せるところでござります。

わが国におきまして、住宅におきます断熱と申しますが、省エネ的な考え方を入れました一番最初のものは、北海道におきまして北海道防寒住宅建設等促進法に基つく施策があるわけでございまして、これでは公営住宅の構造でござりますとか、公庫融資の建設単価といふものに防寒構造というものを加味した措置をとってきた、これは省エネというよりは、むしろ北海道という属性から実は最近におきます傾向にかんがみまして、昨年、昭和五十三年度に住宅金融公庫の貸し付けにおきまして、断熱構造化を伴う住宅の改良工事といふものに対しまして、先生御指摘のような十万円の上乗せというものを設けたわけでございます。一般に住宅改良工事につきましては、木造で最高二百五十万までの融資があるわけございますから、これに断熱構造を伴う場合には十万上乗せをするということで実施を図つていくというものが昨年の施策でございまして、さらに五十四年度、本年度からは新築につきましても断熱構造、いわゆる壁等の断熱構造、これにつきましては十万円の上乗せ、それからさらに寒冷地におきまして開口部、窓の二重サッシでございますとか複層ガラス、こういうものを用いました新築の場合に二十万さらば上乗せして三十万にする、こういうような措置を実は今年度からとることにいたしましたわけでございます。

遅きに失するではないかと御指摘あればそのとおりかと思いますが、こういった割り増し制度を設けることにいたしまして、この活用によりまし

て省エネルギー化に役立てたいというふうに考へておるわけでございますが、いずれにいたしまして公庫融資自体、昨年、ことしとやつてしまひましたので、ただいまの先生御指摘のようないいえども、今後とも大蔵大臣とは折衝を続だらうというふうに見通せるところでございましてさらに必要な措置を検討してまいりたいと思っておるところでございます。

○清水委員 私は、たとえば税制上の優遇措置、減税なら減税、これが必要だということは建設当局だって承認をされてると思うのですね。さつき企業に対する措置について財政当局が非常に厳しいと長官言われておるのですが、仮にそういうところに一つの壁があるとするならば、やはりこれが大臣に少し考えてもらわなければならぬと思うのですけれども、たとえばいまソーラーハウスをできるだけ普及しようという政策をとつておられる。私たちの県なんかでもかなり最近は太陽熱を利用して給湯だとかあるいは冷暖房システム、つまりソーラーハウスを取り入れるというよ

うな傾向が出てきているわけなんですが、單に住宅関係企業へ助成をするというだけではなしに、

断熱材の問題もそうですけれども、太陽熱を利用さつき申し上げているように建築主といいまして、うか、施工に対して一定の補助をする、あるいは

税制上の減税措置を講ずる、こういったことは、

が、これは十分じゃありませんですね。よく御趣旨を体しましてエネルギー節約のこの時勢に合つておきますが、今後ソーラーシステムを奨励する意味からいっても、今後とも大蔵大臣とは折衝を続けてまいりたいというふうに考えます。

○清水委員 それから建設省にもう一つだけ聞いておきたいのですけれども、この条文を見ると、エネルギー多消費と言つべきビルなどの大型建築物について省エネルギーに関する判断の基準にかかる効告という措置があつませんね。指導と助言しかねない。これはすこぶるあいまいで、余り思ひませんが、なぜそういう弱い措置にしてしまうのでしょうか。

○吉田政府委員 省エネルギーの対策にいたしまして、部門別に若干ニュアンスの差があるかどうか、熱を利用して給湯だとかあるいは冷暖房システム、つまりソーラーハウスを取り入れるというよ

うか。

○江崎国務大臣 租税特別措置法に基づく特別償却、これは御承知のように初年度取得価額の四分の一の適用、それから固定資産税の軽減措置、この二つでござります。

この二つでござります。

は部品の供給を相当長期間するということに努めおるわけでございます。

しかしながら、こういった耐用年数の長期化と

いうことも大事ではございますけれども、一方、自動車の乗り方あるいは家電の使い方、こういったことがやはり問題になつてくるのではないかという

ことでございまして、私どもは、たとえば自動車工業会なり、あるいは電機工業会なりなどを通じまして、できるだけ自動車なり家電なりの使い方をうまくしようではないかというPRをするよう

に現在努めておるところでございます。

○清水委員 いま局長からお話を伺いましたが、

そうは言いつつも、たとえば自動車にしても、家電にしても、正直言うと必要と思われるくらいにモデルエンジンが行われたり、相変わらず使い捨てといったような、そういう気風をあおるといふようなことがなしとはしない、残っている。で

すからこの点は、やはりいま言われるように、業界に対しても単に自助努力を持つというのではなくて、少し積極的に指導なりあるいは規制なりを加えていただくよう必要に要望しておきます。

時間もありませんので、最後に一言だけ大臣に申し上げたいのですが、この春以来、大臣を先頭に、通産当局が省エネルギーというようなことに

ついてかなり積極的にその推進を図ろうという努力をされてきていることに対して私は敬意を表し

ます、ただ、週休二日制にしても、サマータイムにしても、夏季一斉休暇にしても、どうも董

事尾に終わってしまうのではないかという感を免れない。わざわざ江崎さんの省エネルギーだけが脚光を浴びる、こういうことでは、省エネルギーも、結構長野県では県厅なんかでもうだし、銀行あたりでもそしましようということで一定の効果はあるのですけれども、しかしそれだけではいささか心細いのではないか。だから、この点は時間もありませんから余りやりとりできませんが、それを実現できない陥路がどこにあるならば、それを打開するために、つまり週休二日なり

夏季一斉休暇なりというものの実現を積極的に推進していくべくよう一層の御努力を煩わしたい。

それからもう一つは、発想の転換なんというこ

とをいきなり申し上げるとおかしいのですが、同じく近は繊維にしてもしかり、他の工業製品を見ても

そうですが、消費の節約あるいは省エネルギーということをいきなり申し上げるとおかしいのですが、同じく

が、皆さん言われておるわけですが、同時に、最

近は繊維にしてもしかり、他の工業製品を見ても

そうですが、消費の節約あるいは省エネルギーということをいきなり申し上げるとおかしいのですが、同じく

が、皆さん言われておるわけですが、同時に、最

近は繊維にしてもしかり、他の工業製品を見ても

そうですが、消費の節約あるいは省エネルギー

いうのではなくて、さつきも申し上げたように、ペレル当たり二ドル、三ドルなんという安い石油が無限に近く購入できるというような時代にはそれが一つの方法であつたかもしませんが、今日のような新しい

エネルギーの逼迫というものを想定する場合、やはり考へてしかるべきなのではないか。たとえば肥料なんかもどんどん普及をされているわけ

ですが、金肥料がいわゆる土壤を荒らす、作物に悪影響をもたらしている。そこで最近は有機肥料が見直されるというような時代に一面ではなろうとしているわけなんです。また石炭のお話もさつき大臣からございましたけれども、この見直しも行われるような昨今になつていている。そういうことから言つて、やはり何でも石油に依存せねばならぬというような物の発想を、この際少し考え方直してみる必要があるのではないか。こういう点でうんちくの深い大臣の所見を承つて、私は終わりた

いと思います。

○江崎国務大臣 遅休二日制とかサマータイム制

度の取り入れとか、これは私個人は、しばしばこ

こでも申し上げておりますように、ぜひ推進し

たいという閣僚の一人であります。ただこれは、

省エネルギーという観点だけでは解決できない労働問題であるとか、輸送問題であるとか、また中

小企業対策であるとか、いろいろ多岐にわたるわ

けであります。したがいまして、いま関係省庁の間で熱心に協議を重ねておりますが、どうも結論が遅い。これはやはり、大平総理なども前向きで検討しようじやないかということをしばしば言つておるのであります。また、今度東京サミットが開かれて、これに集まる諸外国は大体八〇%から九〇%

%台で週休二日制が行われておるというような実情からしましても、私はぜひ実現したいものだと

思つて積極的に検討をしておるわけであります。

○清水委員 終わります。

○中馬(弘)委員 少しさかのぼりますけれども、

今度のエネルギー対策の今後のことにもかかわりますので、あえてお聞きしたいと思います。

四十八年の石油ショック後の省エネルギー対策でございますが、四十八年十一月に「石油緊急対策要綱」が出されまして、大企業ないし大口電力需要者一〇%削減、これは行政指導されたわけでござります。

〔山下(徳)委員長代理退席、野中委員長代理着席〕

また、民生におきましても、深夜テレビの規制などが、あるいはオオン点灯時間の短縮とか、ガソリンスタンドの休日自粛といったようなことが行

れて、これに集まる諸外国は大体八〇%から九〇%台で週休二日制が行われておるというような実情からしましても、私はぜひ実現したいものだと

思つて積極的に検討をしておるわけであります。

エネルギーの節約という点からまいりますと、ここに事務当局が試算してくれました数字があります。年間に換算しますと、完全週休二日制

がとられれば百八十万キロリットル、サマータイム制は二十六万キロリットル。ただしこれは、エネルギーの消費節約という面を推進するのには大きい影響をもたらしている。そこで最近は有機肥料が見直されるというような時代に面ではなろうとしているわけなんです。また石炭のお話もさつき大臣からございましたけれども、この見直しも行われるような昨今になつてている。そういうことから言つて、やはり何でも石油に依存せねばならぬというような物の発想を、この際少し考え方直してみる必要があるのではないか。こういう点でうんちくの深い大臣の所見を承つて、私は終わりた

いと思います。

○江崎国務大臣 週休二日制とかサマータイム制

度の取り入れとか、これは私個人は、しばしばこ

こでも申し上げておりますように、ぜひ推進し

たいといふふうに考えます。これらについては、よ

り御趣旨を体して検討いたします。

○清水委員 終わります。

○中馬(弘)委員 少しさかのぼりますけれども、

今度のエネルギー対策の今後のことにもかかわりますので、あえてお聞きしたいと思います。

四十八年の石油ショック後の省エネルギー対策でございますが、四十八年十一月に「石油緊急対策要綱」が出されまして、大企業ないし大口電力需要者一〇%削減、これは行政指導されたわけでござります。

〔山下(徳)委員長代理退席、野中委員長代理着席〕

また、民生におきましても、深夜テレビの規制だ

ことあるいはオオン点灯時間の短縮とか、ガソ

リンスタンドの休日自粛といったようなことが行

われたわけでございますけれども、その次の年の八月には総理大臣の告示で、事態消滅ということです。諸対策は全面解除になつたわけでございます。その後四年余り、イランの問題あるいは今度のスリーマイル事件が起るまでほとんど対策がなかつたのではないかと言つてもいいのではないかと思つておるのです。

一方、アメリカなどは、カーラーのエネルギー

対策にも見られますように、相当引き続き対策を継続しております。ということは、あれを全面解除してしまつたような形になつたのは、当時の認識として政府は、あれはただ単なる一時的な事態であつたかもしませんが、今日のような新しい

エネルギーの逼迫というものを想定する場合には大いに役立つであろうという注釈つきであります。

それが、この石油消費節約というときに、石油が安価で安直に手に入つたときと同じような形で石油化學製品を何でも奨励するのはおかしいのではないか、化学繊維製品、化学肥料等の場合における石油消費というものを考えますと、やはり

油が安価で安直に手に入つたときと同じような形で石油化學製品を何でも奨励するのはおかしいのではないか、化学繊維製品、化学肥料等の場合における石油消費というものを考えますと、やはり

御指摘の点は私は問題があると思うのです。それ

で、実は明るいんだという御認識だったのか、あるいは不況だから規制しなくとも石油削減がひとりでにできるとお考えだったのか、あるいは石油業者の圧力を屈せられたのか。いろいろなことが

考えておるこの状況についてでございますけれども、どうなっていますか。当時の認識として、あることを

全面解除され、野放しになつてしまつて現在に来ておるこの状況についてでございますけれども、どうなっていますか。当時の認識がどうだったのかを、率直なところをお聞かせ願いたいと思います。

○江崎国務大臣 この認識については、四十八年の石油ショックの経験もあります。それで、IEAにおける事務レベルの会合などを通じまして、

イランの減産体制というものが相当長期にわたるのではないか、しかし、まあどうにかOPEC諸国との協力によって減産分ができるだけ補うという

形にはなつておる。しかし、絶対量は足りない。

よくわかつておりましたが、あわてて対策をする

ことによって、あの石油ショックのときに一番迷惑をこうむり、損失をこうむつたのは消費者であ

る、したがつて、絶対量は足りないが、今度は冷

静に対処しようではないか、しかも、前回の場合

は、OPEC諸国は共同歩調で値上げをしてきた

わけであります。今度の場合は、イランの政変と

いうことによって減産はされたが、O P E C C 諸国との長期契約の責任において増産体制に入らうことなどでもあった。しかし、この不足な事態は相当長期にわたるであろうということはしきりに言われておったわけです。ですから、私ども、当時三%節約ということを打ち出したことは御承知のとおりであります。その後、I E A の理事者レベルの会合において五%の節約を実施しよう、それが五%の中には、たとえば日本がゆとりある輸入ができるというのであるならば、九十日分の I E A における規定どおりの積み増し分を含んで、二百万バレル・パー・デーの節約をしよう、これは五%だ、こうなつたわけですね。したがいまして、三%の節約というのも決して思いつきや腰でありまして、やはり一つの方針に基づいた三%で、ためで国民に節約要請をしたものではないわけであります。五%である、こういう節約数値が出てまいつたものというふうに御理解を願いたいのであります。

いへては、日本は生産に吸収することを可能にしたわけです。そういう点では、世界的にはまさに優等生であったと思います。特に昨年などは、おおむね五%程度需給のバランスから言うと供給がだぶつきぎみであった。それが安値模様になる。これは円高のせいもあります。いろいろあります。とにかく五%程度は余剰分があつたという現実。そういうことになりますと、やはり生産をして輸出をしていくといふこの國のたてまえから申しますると、まあ安易に入手できる石油について手伸びるということは、これもどうもとめてとまらない一つの傾向であるうと/or>うに考えます。

しかし、今後の情勢というものは、やはり絶対量が足りない、まだ不確実要素も多いということ、節約を貫いていく。この節約の意味は、量が足りないという意味が一つ。それからもう一つは、節約することによって、産油国が勝手にプレミアムをつけたり値段をつり上げるということを極力防止していく、こういうことの意味もあるわけでありますので、そういうことを考えながら十分節約を徹底するようにしてまいりたいというふうに考えております。

○中馬(弘)委員 一時的ではなくて、今後永続的にこの施策をより一層進めていかれんことを望んでおきます。

長官にお聞きいたしますが、長期エネルギー需給の見通しについてでございますけれども、五十二年六月の暫定見通し、これが出来ましたときに、私も科技特で、これは計画なのか努力目標なのか、あるいは単なる予想なのかといったようなことを踏まえて御質問いたしました。特に問題点として指摘しておきましたのは、原子力が三千三百万キロワット、これは立地の問題やあるいは安全面の問題からなかなか容易じやないかといつたようなこと、あるいはまた、海外石炭、これは一億トンでござりますけれども、これも一般炭の国際市場がまだ確立されておらない。と同時に、もしそれが自由に入ってきたとしても、技術が確

は、技術的な意味での公害を引き起こさないか。立されたくない中でこれをどんどん燃やすことは、いかといつたようなこともお尋ねしたわけでありますけれども、もともとこれは厳密な意味での計画があり、特にその結果といいたしまして、石油の価格が二十数%上がつておるという事態が起ります。そういうことでございまして、これがいろいろな政策なりあるいは企業経営のガイドラインとして機能するということが目的であろうというふうに考えております。

ところで、五十二年の六月以来、イランの動乱に基づくところの石油供給の不安定化という事態があり、特にその結果といいたしまして、石油の価格が二十数%上がつておるという事態が起きました。それからまた、スリーマイルの事件が起りましたして、原子力発電に関する一般的な不安が高まっているという状況もございます。

こういう状況下で、この暫定見通しが六十年に一体どれくらい目標が達成されるであろうかといふことでございますが、まず、原子力につきましては、いまの段階で三千三百というはかなりむずかしい目標でございまして、六十年の目標が一年なりあるいはもう少しある可能性があるのではないかどうかというふうな感じがいたします。これに対しまして、海外石炭、原料炭を除きますが、一般炭について考えてみますと、現在電力会社等も一般炭の利用に非常に前向きに取り組もうとして、新エネルギーの開発も、聞くところによると資金や体制の問題で必ずしもそれほど進んでいない。すると、これは相当な努力目標じゃなければ、その後、この計画の見直しといふことも先ほどの御答弁なんかでもおっしゃっておりましたが、大体、原子力それから海外石炭、新エネルギーの開発、この三つでいいと思うのですが、どの程度現段階では考えておられましょうか。

○天谷政府委員 この暫定見通しの性格でござりますけれども、もともとこれは厳密な意味での計画といふようなものではないと思います。エネルギー調査会が作成しましたところの暫定見通しであるということですございまして、これがいろいろな政策なりあるいは企業経営のガイドラインとして機能するということが目的であろうというふうに考

○中馬(弘)委員 石油備蓄の現状を少し教えていただきたいのです。現段階は大体九十日弱じやないかと思うのですが、この新事態に対処した今後の目標をどの程度に置いておられるのか。また、国際的ないろいろな状況から考えていきますと、百五十日くらい備蓄しなければならないんじやないかと思つておるのであります。その場合に、現在のように民間にだけ依存しておくことは非常に限度がある。そうしますと、相当部分は国家備蓄といふことまでも考えていかなければならぬのじやないかと思つておるのであります。この点についていかがでございましょうか。

○天谷政附委員 石油備蓄に関しては、民間備蓄と國家備蓄と二つございまして、民間備蓄につきましては、IEAの約束もございまして九十日備蓄を目標に進んできておったわけでございますけれども、最近のイランの危機に基づくところの石油供給不安定化によりまして、やや備蓄の積み増しが伸び悩んでおるというような状況を呈しております。現在多分八十二日か三百分くらいいが大体七日分くらいあるわけでござります。したがいまして、政府備蓄と民間備蓄と足しますと、かつかつ九日分くらいということで、ただ、いまは需要の端境期でござりますから、本当はもう少し備蓄が伸びておりませんと、需要期になりますから九十日を割つてしまふということになるのでございますが、ともかく現状は大体九十日か〇ＥＣＤのヨーロッパ諸国は、平均いたしまして内需量の大体百九日分くらいの備蓄を保有しておるということでござりますから、少くともわが国も大体それくらいのところまでは当面伸ばすことが必要である。民間備蓄は九十日分くらいが限

度と考えております。それから上の積み増し分につきましては国家備蓄でやらなければいかぬと、いうふうに考えておりますが、当面国家備蓄の規模を二千万キロリットル、いま五百二十万キロリットルでございますが、これを二千万キロリットルに拡大する予定で、五十四年度予算におきましては立地点選定のための調査費を計上いたしております。

エネルギー研究開発費に充てるということは、諸物  
価とのにらみ合わせなどから申しまして、言うこ  
とは簡単ですが、いざ実行をするという段階にな  
りまするといろいろ影響するところが大きいと思  
います。したがつて、そういう問題なども踏まえ  
ながら十分検討してまいりたいと考えます。  
○中馬(弘)委員 運輸省はお見えになつていています  
か。――この省エネルギーに関連して特に大きい

ターミナルだとかあるいはバスを利用しやすくなるためのいろんな施策を進めていくということになりました。できる限り自家用車による輸送需要というものを公共交通の方へ誘導していくという政策を強力に進めるということが、きわめて重要なと思っております。

りまして、関係各省が協力して政策を進めてい  
く、こういうことに政府部内ではなつておりま  
す。その中でも運輸省の関係はきわめて重要な部  
分を占めておるわけでございますので、私どもと  
しましても、経済企画庁とも十分連携をとりながら  
ら必要な見直しを進めていきたい。ただいま先生  
から御指摘いただきましたように、私どもとしま  
してもこれはきわめて重要な問題だと認識してお  
まつた、今後二つ手口で着手すべく進めてい

また長期的な国家備蓄の目標といたしましては、昨年十月に総合エネルギー調査会の石油部会から、長期的には三千五百万キロリットルを目標とするべきだ。正確に言いますと、長期的には三千五百万キロリットルを目標としつつ、今後備蓄のあり方を

会の方でも何度かお聞きしておりますが、特に政府全体としての省エネルギー対策として総合交通体系、特に大量輸送交通への誘導政策、こういったものをどう具体化されて、いつまでにこれと関連する問題でござりますけれども、

政府として総合交通体系についての施策を決定しております。しかし、その当時の状況と現在の状況ではかなり変わってきておるということは、これまで事実でございまして、特にいま問題になっておりますエネルギー問題という観点から、この

りますので、今後その方向で教育研究を進めて下さい。早急に結論を得たいというふうに考えております。

規定する諸条件の変化に照應しながら対処していくこととし、当面現行の一千万キロリットルを二千万キロリットルに拡大することとし、直ちにこれに着手すべきであるという答申を得ておりますので、通産省といたしましてはこうした線に沿つて国家備蓄の充実に努めてまいりたいというやうに考えております。

○中馬(弘)委員 この石油備蓄にしましても、問題になつております新エネルギーの開発にしまし

連してかなりの具体案を出してこられるのか。特にまたマイカーの規制あたり、ただ運輸省だけの問題ではないと思います。これにつきましてはどのようにお考えかを御答弁願います。

○林説明員 拝啓申上げます。

四十六年の総合交通体系というものはそれ相当の見直しをする必要もあるかといふことで、私どもとしましては、これについての見直し作業を早急にやらなければならぬということと、目下いろいろと検討を進めておるところでございます。ただ、いつまでにどういうふうな形でそれをつくり上げるかということについては、現段階ではまだ必ずしも明確ではございませんが、そういう方向で鋭意作業を進めておるという段階でございま

先ほどサマータイムの問題が出ましたが、政府は余り積極的でないと聞いております。大臣は何とか積極論者のようにございますけれども、諸外国、先進国はかなり実施しているわけでございまして、国際交流の上からも、向こうに行つて、時差以上に時計をよく見回したり引っ込めたりしなければならない。あるいはテレックスの場合などとの問題とかございます。できることならば合わせた方が、ただエネルギー節約だけの意味ではなく

でも、相當な資金が要るわけござります。その資金対策をどのようにお考えになつておるのか。私たちも総合エネルギー税ということを主張もいたしておりますが、場合によつては人為的、段階的にプライスマネカニズムの刺激を高めるような意味でエネルギーの価格を順番的に上げていいくとか、あるいは道路だけではなくて、総合エネルギー対策にこのエネルギー税の上がつたものを使いうといったようなことまでも含めた資金対策をどのようにお考えになつておられるのか、これについてお答え願いたいと思います。

定着しておるという面もございます。そういう事実がある反面、一方において省エネルギーの問題、安全性とか環境あるいは空間の有効利用といふような問題、こういう観点からすると、いろいろ問題があるということをまた事実でございまして。こうしたことから、私どもいたしましては、直ちに直接的な規制手段によって自家用車を抑えるというふうなことはいろいろ問題があらうかと思いますけれども、ただ、今後の自動車交通のあり方としまして、特に大都市等におきましては道路の混雑とか交通事故、交通事故といふよう

○中馬(弘)委員 四十六年というのは、これは右油ショック以前の話でございまして、それから何度も何度も見直しをやる、あるいは検討するという御答弁は、もうこの三年来もらっているわけでござりますけれども、何ら具体案が出てこない。特にこうした形で、省エネルギーを考えた上での交通体系といったことにまで及ぼしていく場合に、もう少しこの法案とも関連して、運輸省の方としても具体的な検討がなされてしまうべきだと思うのです。運輸省だけでできない問題であるな

○菊川説明員 サマータイムの問題につきましては、先生おっしゃいますとおり省エネルギーにも寄与するということございまして、検討すべき課題の一つとは考えております。

〔野中委員長代理退席、渡部(恒)委員長代理着席〕

ただ省エネルギーの観点からいきますと、実際の節約効果は必ずしも大きくないということございましたが、どうぞお聽きください。

○江崎国務大臣 今朝来しばしばお答えいたしてまいつたところでありますから多くを繰り返しませんが、やはり新たな措置をとらなければならないというふうに考えます。ただ、この価格メカニズムというか、市場メカニズムを背景に節約につつたりあるいはまたその余剰収入分を新しい工

な弊害ができるだけ少なくするという観点、あるいはいま問題になつております省エネルギーという問題、こういう問題を考えた場合に、やはり公共交通機関というものを極力充実させていく。たとえば地下鉄の整備でありますとかその他の高速鉄道の整備あるいはバスに関しまして、乗り継ぎ

らば、じや全体の問題としてはこれはどこがやらなければならないことなのか、そのあたりどうなんですか。

しますし、その反面、従来のいろんな経験等から考えますと、昼間の時間が朝早く起きるといううて長くなるわけでございまして、その結果どうして労働が過重になる、あるいは体調の変化を来すというようなことを懸念する声がこれまでかなり強くあつたわけでございます。また、ところにより

りましては朝早く、まだ暗いうちから通勤通学をする  
しなければならないというようなこともございま  
すし、そのほか、実施いたしますとなりますと、  
いろんな交通機関のダイヤの調整といったような  
問題があるわけでございまして、種々の問題点も  
ござりますので、なお今後検討していくかなければ  
ならないというふうに考えていく次第でございま  
す。

○中馬(弘)委員　　ということは、当面はサマータ  
イムの実施は考えないと判断してよろしく、「さ  
いますか。

○菊川説明員　　いきますぐに実施ということはちょ  
つとむずかしいのではないかと思っております。  
○中馬(弘)委員　　それから建設省にお聞きいたし  
たいと思います。

住宅の断熱構造化の助成でございますが、現在  
住宅金融公庫割り増しが十万ぐらいつくような形  
でございます。しかしこれも居住部分全体でない  
と適用されないと聞いています。しかし、  
現実に歐米のように家全体が何か一つのかたまつ  
た形になつていて、あるいはそういう暖房をしな  
ければならない、冷房をしなければならないとい  
う住宅構造じゃなくて、日本の場合にはむしろ  
個々の部屋がそれぞれ独立しておつて、そして実  
際の現在の使われ方にしましても、たとえば茶の  
間と、お客様が来たときの応接間くらいしかク  
ーラーやらあるいは暖房設備は置かない。そうす  
ると、その部分だけでいいのではないかとすら思  
うわけでございます。全部にすることが果たして  
本當の意味での省資源までも含めた省エネルギー  
につながるのかどうか。全部にかぶせないとこれ  
は対象にならないといったことについてどうお考  
えなのか。むしろそのように全部をするようなあ  
るいはゆとりのある、集中冷暖房でもできる方だ  
けが優遇されて、それ以外の方が優遇されない形  
になってしまいはしないかということをございま  
すね。

それともう一つは、米国のように減税までも考  
えたたらどうかということをございます。やるので

あれば減税でも考え方たらどうかということで、これは、企業の方は省エネルギー設備の減税は行われておりますけれども、住宅の場合には、ただ公庫融資の割り増しがあるだけということじやなくて、減税の方までも考えたらどうかと思うのでござりますけれども、その点についてはいかがでござりますか。

○吉田政府委員 公庫の割り増し貸し付け、これは住宅の改良について昨年、新築につきまして五十四年度から設けたわけでございまして、改良にわたる部分につきましては当該改良部分だけで、もちろんそれ以上にわたらぬわけでございますから、その部分でも対象になるわけでございますが、御指摘のように新築につきましては、戸全體に対し断熱構造をとるものだけに今年度のやり方としては限定しております。

それからまた、住宅につきまして、助成策としては公庫の割り増し貸し付けだけであるというのも御指摘のとおりでございます。新築につきまして今年度初めてやるわけでございますので、その実施の経過等をよく見守つてまた検討していくかといふふうに考えております。

○中馬(弘)委員 これも、より民生におけるこの断熱構造化の助成という意味であれば、企業の方にだけ例の投資減税をするのではなくて、住宅の方にもとどいるのは、これは庶民の声だということを御理解いただきたいというふうに思います。

それから節約の精神といったようなこともこの答申の中に出ておりますけれども、たとえば家庭用の電力、ガス、水道、この料金体系を再検討することについて、私たちもいろいろ提言はいたしております。超過累進料金体系として、少なくとも日常使うものの範囲であればほとんど安い値段であって、それを超えたら高くなる。これでこそ初めて不要な部屋の電気を消すことになりましております。超過累進料金体系として、少なくとも日常使うものの範囲であればほとんどの安い値段じゃなくて、ためて使うという形にもなるうかと思うのです。これは、たゞ省エネルギーという一面だけじゃなくて、節約の精神を植えつけるとい

う意味でもどうしても必要なことだと思うのです。ただ精神論だけではなくて、実際にこうした誘導策をとつていく必要があるんじゃないかな。これについてはどうお考えでございますか。

○豊島(格)政府委員 ただいま先生御指摘の、エネルギー節約の観点から料金制度を考えたらどうかということでござりますが、この点につきましては私どもとしましても長期的には検討すべき問題だという認識であります。

ただ電気とガスとは若干事情を異にしておりまして、電気につきましては先生御承知のことと存じますが、四十九年の料金改定のときに、電気はいわゆる原価費用が高い。たとえば石油ショック以前に比べて、いまの発電所の建設コストは三倍から四倍になつておる。そういう原価が非常に高くなつてきておるということも反映いたしまして、たとえば家庭用電気料金につきましては三段階料金制度、百二十キロワットアワーまでが一番安くて、それから二百、三百より上ということで、原価との関係と、それから省エネルギーといいますか、節約ということを兼ねてやつておるわけでございますが、一応原価主義の範囲内で実施しておるというのが現状でございます。

それから、ガスにつきましては現在そういう制度をとつておりますんが、これは若干電気とコストのカーブが違うといいますか、異なつておりますして、原価費用は必ずしも過増コストになつておらない。と申しますのは、たとえばLNGなんかを導入いたしますと、熱量が非常に高いということで、従来の導管の余力で二倍運べるというような問題も一方であつて、コスト主義から過増料金ではなかなかむずかしいという問題が一つと、それからもう一つは、代替燃料といいますか、ガスの代替物が石油、灯油その他ございまして、実際LNGの導入ということを図つておりますが、ガスで高くした場合には石油の方へ移る。

大手三社で五割くらいまでなっておりますがこれをさらにふやしていくことで脱石油をやつておるわけでございまして、ガス料金を通常料金にすることによりまして都市ガスの消費が減る、それが石油に移るということでは、総合エネルギー政策の点からもどうかというむずかしい問題もあるということをございます。もちろん先生御指摘の、節約の観点からの料金制度ということはわれわれも検討したいと思いますが、そういうことを総合的に考えて進めていきたい、このように考えております。

○中馬(弘)委員 これもただコストだとか、いま言つた代替の問題じやなくて、国民の節約精神の向上のよしな意味でのことでござりますので、そういう御理解いただきたいと思います。

それから文部省はお見えになつておりますか。——ここで学校教育における省エネルギー政策というようなことでちょっとお尋ねしたいんでですが、小中学校的校舎、いわゆる義務教育の校舎で暖房を実施しているのが何%、あるいは冷房を実施しているのが何%、厳密な数字ではなくて大体の感じでも結構ですが、どの程度でございますか。

○横瀬説明員 ただいまの御質問に対する的確な数字を持っておりませんけれども、感じを申し上げますと、小学校の学校建築に対しましては国が補助金を出しておるわけでございますが、この補助金の対象といたしまして暖房あるいは冷房を対象にいたしておりますのは積雪寒冷地の学校、それと言学校、聾学校、養護学校といふような特殊教育を実施している学校、これの場合と、それから公立学校の場合に、公害防止事業をやっておるのがございますが、こういうものは冷暖房工事、エアコンが必要でございますので、そういった場合、そのいわば三つの場合に限つております。ただ、実際問題として設置者である市町村

が暖房工事をどのくらい実施しているかということがありますと、それはそれぞれの設置者の任意でもございますので、その実態全体は私どもまだつかません。そういう実態でござります。

○中馬(弘)委員 いまのそういう断熱工事の意味じやなくて、暖房をしているあるいは冷房をしていりという意味でございますけれども、そう理解していいわけですか。

○横瀬説明員 冷暖房工事を、国の補助対象にそのものを認めているかどうかの判断基準でござります。

○中馬(弘)委員 文部省として、先ほど騒音のところだとあるいは公害地区とかちょっとおしゃつていましたが、それが基準と考えていいわけですか。

○横瀬説明員 そのとおりでございます。  
もう一度繰り返しますと、積雪寒冷地城の学校、それから特殊教育を行っている学校、公害防止事業に伴って行われる場合、この三つの場合で

○中馬(弘)委員 私は、学校施設の冷暖房化の是非についてあえて提言しているわけでございますけれども、学校教育というのは、ただ勉強だけではなくて精神的、肉体的に強い個人の育成にあるはずなんですね。そうしますと、私たち小さいころ、これは戦後ではございましたが、暖房も冷房ももちろんなかつた、その中で、別に現在の子供たちよりもその当時の子供たちの方が勉強ができるなどないことはないと思つております。むしろそういう冷暖房の中に入つて、そして月に一回だけ耐寒マラソンをしたところで逆に死者が出るようなことにもなつてしまつたわけでございまして、むしろそういう冷暖房化することが、弱い個人を育てていることにもつながつてきているわけでございます。したがつて、一つの教育方針として、文部省の方針として、たとえば小中学校には、特殊な場合は別ですが、精神的、肉体的な意味で、強い個人の育成のために冷暖房工事

は一切しないんだ、冷暖房の実施はしないんだといったことをやら必要じゃないかと思うのですが、そういうところはいかがでございますか。

○島田説明員 先ほど助成課長がお答え申し上げましたように、学業を続けていくのに相当寒い、またむちやくちや暑いときには、必要なものは必要であるかと思いますが、一概に言い切れないわけでございますけれども、全体の基本的な考え方としては、私ども御指摘のとおり体力づくりといいますか、しっかりとしたたましい体をつくつていくことなどをしていつたらいいかという観点を中心に、物を考えていかなければならぬのじやないか。これは体育局全体としてそういうふうに考えておるわけでございま

す。

○中馬(弘)委員 寒冷地や沖縄だけではなくて、私が大阪でございますけれども、大阪でもかなりのところが冷暖房化が進み始めております。そのことについて、文部省としていまおつしやったような方針であられるんであれば、そういう指導を出されたいかが、これは少なくとも省エネルギーのためのものよりも、むしろ社会的なあるいは文化的な意味でも変換が必要になつてしまります。産業構造の誘導だとかあるいは交通体系、それから農林水産業のあり方あるいは先ほど言いましたような教育といったようなこともござります。これがなされなければ一〇・八%の節減というのは、今回の法案だけではどういでできるものではないと思つております。そういう総合的な省エネルギーの政策といいますか、これをいつごろ立案、実施する修正の第一点は、「目的」のうち、「エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置」を、「エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等」に改め、また、国が行う金融上及び税制上の措置、科学技術の振興のための措置並びに国民の理解を深めるための措置に関する条文中、「エネルギーの使用の合理化」を、「エネルギーの使用の合理化等」に改めるものでありまして、國の努力義務はエネルギーの使用の合理化に関する措置にとどまらないものとするものであります。

第二点は、主務大臣がエネルギー管理指定工場に対する行う勧告に関する条文中、合理化計画の提出を「求めることができる」を、「指示することができる」に改め、また合理化計画の変更及び合理的計画の確実な実施を求める「勧告」を「指示」

○橋口委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○橋口委員長 エネルギーの使用の合理化に関する法律案に対し、野中英二君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブ五派共同提案に係る修正案及び工藤晃君から修正案が、それぞれ提出されております。

○橋口委員長 两修正案について提出者より順次趣旨の説明を求めます。板川正吾君。

○板川委員 エネルギーの使用の合理化に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○板川委員 ただいま提案いたしました修正案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の案文はお手元に配付したとおりであります。修正の案文はお手元に配付したとおりであります。修正の案文はお手元に配付したとおりであります。修正の案文はお手元に配付したとおりであります。

○工藤(晃)委員(共) 内閣提出のエネルギーの使用の合理化に関する法律案に対する日本共産党中央委員会の修正案について一言御説明申し上げます。

修正点はお手元にお配りしてある文案どおりであります。すなわち、第二十二条に国がとるべき革新共同の修正案について一言御説明申し上げます。

修正の第一点は、「目的」のうち、「エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置」を、「エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等」に改め、また、国が行う金融上及び税制上の措置が書かれておりますが、この措置の対象から大企業者は除外しておくことを明記するという修正であります。

その理由は、第一に、資金上などの困難にかかるであろう中小企業者や労働者などにはこのような対策をとることは当然であります。資金力、技術力等々の面で優越した力を持つていて、企業にまでこのような対策をとることは行き過ぎだからであります。特に、この法案の内容が、全体として企業への強制措置をとらない誘導策になつていていることからも、大企業者へのこうした助成は不必要であります。

第二に、わが国の戦後の税制、金融の仕組みは、大企業への恩典が数多く設けられており、今日本経済の民主的再建を進めなければならないとき、こういう大企業本位の仕組みの全面的再検討を行わなければならぬのであります。この

に改めるものであります。

第三点は、内外のエネルギー事情、その他の経済事情の推移に応じ、本文の内容に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする検討条項を加えるものであります。

以上が提案の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申上げます。

○橋口委員長 次に、工藤晃君。

は、この方向への逆行になるからであります。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、修正案提出の説明といたします。

○橋口委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、修正案提出の説明といたします。

○橋口委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

哲児君。

○岡田(哲)委員 ただいま議題となりました附帯案に対する附帯決議(案)

決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律案に

案に対する附帯決議(案)

政府は、現下の国際石油情勢及び長期的な工

エネルギー需給の動向にかんがみ、一層実効ある

省エネエネルギーの達成を期するため、省エネ

一型産業構造への転換及び総合交通体系の見直

しを図るほか、一般的なエネルギーの節約等を

総合的に推進する省エネエネルギー対策を抜本的に

拡充強化し、併せて代替エネルギーの開拓導入

あり、次の諸点について適切な措置を講すべきで

ある。

一、省エネエネルギー対策を円滑かつ効率的に推進

するため、関係省庁間の連絡協調体制を一層

緊密化するとともに、省エネエネルギー対策の中

核的推進機関として財團法人省エネエネルギーセ

ンターを充実し、その活用を図ること。

二、広く省エネエネルギーに関する国民の理解と協

力のため、省エネエネルギーの目標、計画

的推進の措置、施策の実施状況等を明らかに

し、一般に周知徹底すること。

三、特定事業者が、正当な理由がなく、主務大臣の合理化計画を実施すべき旨の指示に従わ

なかつたときは、必要に応じ適切な措置を講

ずるよう努めること。

四、エネルギーの使用の合理化に関する法律案に

あたつては、中小企業に対する金融、税制

上の措置等について特段に配慮し、円滑な施

策の推進に努めること。

六、輸入エネルギー依存度の低減を図るために、

○橋口委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、野中英二君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブ五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。岡田

サンシャイン計画及びムーンライト計画の研究開発体制の強化を図り、その実用化時期を

早めるよう努力すること。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審査の過程及び案文によりまして御理解いただけるものと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

○橋口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○橋口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。